

平成26年第5回（9月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
<a href="#">1</a>	11番	三堀 善業	1. 災害対策について 2. 空き家の現状について 3. 移住定住促進について	2
<a href="#">2</a>	2番	成瀬恵津子	1. 小中学生のスマートフォン等の使用について 2. 出生お祝いメッセージカード配布	14
<a href="#">3</a>	9番	堀内 武男	1. 集中豪雨に対する防災対策について 2. 子どもの食物アレルギー疾患に対する対応について 3. 難病疾患に対する対応について	22
<a href="#">4</a>	1番	岩田 清	1. 辰野病院の運営について 2. 人口減少、高齢化に伴う消防団のあり方について 3. 空き家対策についての問題点～解体・防犯・樹木伐採 4. 教育について	36
<a href="#">5</a>	12番	宮下 敏夫	1. 豪雪・豪雨・地震災害に対する地域防災について 2. ふるさと納税について 3. 児童生徒のネット・携帯等使用上発生する被害防止への ルールづくりについて	50
<a href="#">6</a>	10番	船木 善司	1. 第6期介護保険制度改正に伴う辰野町の取組について 2. 森林再生について	60
<a href="#">7</a>	5番	岩田 清	1. 辰野町における一般ゴミの処理実態などについて 2. 「クリーンセンターたつの」の施設管理などについて	73

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	頁
<a href="#">8</a>	4番	垣内 彰	1. 防災について 2. 新教育委員会制度について 3. 移住定住促進について	87
<a href="#">9</a>	3番	永原 良子	1. 地域包括ケアシステムの具体化について 2. 介護保険制度改正への対応について	101
<a href="#">10</a>	8番	根橋 俊夫	1. 風水害防災体制の拡充・強化について 2. 治山・治水事業の推進について	111
<a href="#">11</a>	11番	中谷 道文	1. 町の財政状況と今後の対応について 2. 町の長期ビジョンと実現具体策について	127
<a href="#">12</a>	7番	熊谷 久司	1. 地場産業の創出と育成について 2. 町内の気になるところ	139

平成26年第5回辰野町議会定例会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成26年9月9日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	垣内彰
13番	宮下敏夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	古村仁士	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
産業振興課長	飯澤誠	建設課長	漆戸芳樹
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
水道課長	小野耕一	会計管理者	宮原修二
教育次長	百瀬辰夫	辰野病院事務長	赤羽博
消防署長	林国久	社会福祉協議会事務局長	守屋英彦
保健福祉課福祉専門課長	河手潤子		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武井庄治

議会事務局庶務係長 菅沼由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第8番 永原良子

議席第9番 堀内武男

## 8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので第5回定例会第8日目の会議は成立いたしました。ここで欠席届の報告を申し上げます。葬儀のため議席4番、三堀善業議員より途中退席の届出が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。3日正午までに通告がありました、一般質問通告者12人全員に対して質問を許可いたします。質問、答弁を含めて一人50分以内として進行してまいります。また町長等に反問権を許可いたしますのでご協力のほど、お願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	4番	三堀	善業	議員
質問順位	2番	議席	2番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	3番	議席	9番	堀内	武男	議員
質問順位	4番	議席	5番	岩田	清	議員
質問順位	5番	議席	13番	宮下	敏夫	議員
質問順位	6番	議席	10番	船木	善司	議員
質問順位	7番	議席	1番	宇治	徳庚	議員
質問順位	8番	議席	12番	垣内	彰	議員
質問順位	9番	議席	8番	永原	良子	議員
質問順位	10番	議席	3番	根橋	俊夫	議員
質問順位	11番	議席	11番	中谷	道文	議員
質問順位	12番	議席	7番	熊谷	久司	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席4番、三堀善業議員。

**【質問順位 1 番 議席 4 番 三堀 善業 議員】**

○三堀（4 番）

通告に従いまして質問してまいりますので、お願いいたします。まず最初に災害対策についてでございます。近年、世界中で異常な気象状況、大規模な災害が頻発に起き、異常が恒常化している状態にあります。31日には総合防災訓練が沢底主会場で行われ、同日午後、群馬大学片田教授による地域防災に対する講演がありました。2時間半におよぶ大変貴重な話を聞きました。まさに、議長のお礼の言葉にあったように目からうろこが落ちる思いは聴講者の多くが感じたことではないでしょうか。また、新聞テレビ等、連日災害のことが報じられています。改めて私から意見を申し上げますことは何もありませんけれども、辰野町と近隣市町村に的を絞って何点か町長に見解をお尋ねいたします。台風前線、前線もいろいろの前線があって梅雨前線、秋雨前線だけでなく、前線の所の当たった所は豪雨、それから今年もありましたけれども豪雪、また突風というようなこともあります。その規模が大変大きくなっている。今まで想像していたようなものではない。そしてまた時期もシーズンであるというようなことでなくても起きてくる。そうしたことを考えますと、いわゆる危険の定義というものを町では考えなければいけない。合わせられるように対応できるようにしなければいけないのではないかと考えますけれども町長の見解はいかがでしょうか。

○町 長

それでは一般質問ということで最初の三堀議員さんからでございます。質問にお答えをしていきたい、このように思います。今、議員さんおっしゃられますように異常気象って言いますか、気象全体が今までの範疇ではない、今まで50年 100年に1回というような話をしていたものがしょっちゅう起きている。そんな状況であります。テレビの特集の話が出ましたけれども、特集でいろいろの状況が映し出されておりますけれども、台風の勢力って言うんですか大きさ測るヘストパスカルっていう数字があるかと思えますけれども、960 だとか 970 とか 950 とかってこんな数字が出ているわけでありましてけれども、アメリカの大型の超大型のハリケーンも 920 とかそこらへんのことだと思えますけれども、場合によると今後 800 台のそういった低気圧が発生するのではないかと、こんなふうにもテレビで言うておりました。そういう状況を考えますと今までの状況を

更に進めて考えなければいけないわけでありますけれども、現在も日本各地でこういった災害が起きておりまして、その悲惨さ、そういったものテレビの所で伝わってくるわけでありますけれども、それに対しての備えというものがなかなか簡単にいかないのが現状であるかと思えます。先に、先にというふうな形のもものが国の全体の中でも取れていなくて、できた所の修復ですとかそういったことが主体となっていて行われていると、そんな状況ではないかと思えます。そういった状況の中であって町でも過去の災害箇所のそういった修復等も盛んに進めていただいている、また進めているわけでありますけれども、そういったことを更に要望しながらそういったものも進めていかなきゃいけない、こんなふうに思います。それにも増してやっぱりハード的な部分ばかりでなくてですね、やっぱり住民の皆さん方がいかに準備ができているか、それに対応できるか。こんなこととございますので、そういったこの間の講演会もそうでありますけれども、そういったことに対して啓発を進めて心の準備をしていただく、そういったこともこれからは非常に重要になってくるのではないかと、こんなふうに思っています。以上であります。

#### ○三堀（4番）

住民がやはり理解するということが、その対応が非常に大事かというふうに考えます。よく火災については予防消防ということを知ります。そしてそれは大事なことです。それによっていくつかの火災が防げたというふうに私は理解しております。関係者には感謝しているところです。そういうことでしたら、災害についても予防災害、災害予防です。そうしたその対策を徹底すべきことではないかと考えます。遭難は早めに、早めにと言われますけれども、現実にはほとんど不可能。夜間では暗い中では反って停電もあったりして、屋外では危険が伴う、出られないのが現実ではないかと思えます。昼間でも激しい雨の中ではよほどのしっかりした人でないと合羽を着て家の周りを見回すというくらいがせいぜいじゃないかと思えます。よく田んぼの水を見に行き流されたとかってというような例がたくさん台風の時にはね、必ずそういう人が出てくるように、やはりよほどでないとなかなか外へ出て行くというのは大変だと思います。ましては皆が地域ごとというような形でもって避難するというようなことは考えられないだろうと思えます。ここ辰野町では80ミリ、100ミリ、あるいはそれ以上のような雨が降り続くという一瞬はあるかもしれませんが、降り続くというような経験はまだしたことがありません。

ん。私の友人広島に2人おられます。1人は市内、1人は災害のあった安佐南区中須という所です。幸いちょっと離れてたために直接の被害は被ることはなかったんですけども、その人の言うには「もう雨の音で飛び起きた」もの凄いの音がしたという、だから大粒の雨が激しく叩きつけるということだろうと思いますけれども、「大変怖い思いをした、とても非難だとか外に出る、外の様子を見る、そんなことのできる状態ではなかった」というふうに言っておりました。恐怖の中で何も考えられなかった。家の中でじっとしているだけで家ごと潰されてしまう。あるいは海まで流されてしまうじゃないかと思うくらい大変な思いをしたそうです。これ仮にこの地方、諏訪の方にでも降ったら諏訪湖の水はどうなりますかね。おそらく諏訪湖の水が一気に流れ出すようなくらいの量じゃないかと思います。想像しても恐ろしい話です。非難は安全のうちについていうことはよく言われますけれども、それを徹底しなければならない。危険になるからとか、危険が迫っているから避難するでは遅いわけです。後、何もなければそれでいいわけです。実際の訓練となるわけですから無駄にはなりません。避難はできる状態のうちに行わなければ避難すると言っても避難ができる状態でなければ、避難するという意味がないわけです。広島の災害だけでなく、ほかの方にも起きてる災害を見ましても教訓を残しているではないかというふうに考えます。それではその次に移ります。土砂災害というもの、あるいは降雨による災害というものはあらかじめ予測ができるものだと思います。そうしたことを考えますと、18年の災害の時に中央道のパーキングエリアの近くでもって土砂崩れがあって上で土砂崩れ、東小まで流れて来ましたね。そのことを見ますと中央道が止められるということは考えられます。そしてまた徳本水もありました。そういう、そうしたことを考えますと予報に合わせて局所災害が起きるというような危険がある時には交通規制をあらかじめするように考えられないか。例えば、中央道でいけば南の方は土岐、岐阜県の土岐辺り。東の方では神奈川県かあるいは山梨県の大月辺りで規制をして車をこっちに入れさせない。そして違う方を回るといような形ができないものか。特に大雪の予測される時が今年ありましたが、大変な大雪で山梨県がすっぽり冷蔵庫に入ってしまったような状態で閉ざされたことがありましたが、そうしたことを考えますと中日本ですか、その高速道路の方の所へこっちの地域から要請して車をこっちに回さないようにしてもらいたいといような、そういう要請ができるかどうか。

これ2番、3番ちょっと二つ一緒に関連していますので、一緒にお答えいただきたいと思います。

○町 長

それでは引き続きお答えをしたいと思います。天気予報による交通規制はできないかということでありますけれども、天気予報だけでは現実問題として、交通規制ということまでにはいかない、こんなふうに思います。これも建設事務所の方ですとかそういった所に聞いてみましたが、予報の規制はできないだろうとこんなふうに申し出ておりました。国県道等を交通規制するというような場合はですね、道路河川が決壊したり、崩落したり、通行が困難で危険な時、規制雨量や時間雨量基準を超えた時というような形になっています。木曾の街道なんかは何ミリ以上、250ミリですか、150ミリですか超えた時にはというような形で表示がありますけれども、そういったことが現実ではないかとこんなふうに思っています。私どもはそれに対して準備をすとか、その用意をすとか、態勢を整えるとかっていうことはできるかもしれませんが、規制そのものは非常に難しいだろうとこんなふうに思います。それから高速道路の大雪の時の件でありますけれども、連絡体制がいかにかできているか、こういったことにかかるとか思います。2月の教訓等も非常にありまして、そういったことが一気に進んできたように、こんなように思います。連絡体制や除雪方法の共有を図って連携して効果的な除雪を行うことが重要でありますので、国・ネクスコ・県・警察などで構成する「幹線道路連絡会議」が新たに設置されることになりました。また各建設事務所には、県・市町村・警察などで構成する「除雪連絡会議」が新たに設置される、こういうふうなことでございますので、そういった面ではお互いの連絡体制が今まで以上に進んで除雪に対しての対策ですとか連絡が取れるんではないかと、こういうふうに期待をしているところでありまして、私どももネクスコですとかそういった所にファックスを頂戴すとかそういったことで、前回の議会、3月議会等でもお話ございましたようにそういったことでも進んでまいりましたけれども、もう少し大きい国レベルの段階でもそういったことが取れるようになりました。非常に喜んでいるところであります。シーズン前にはそれぞれの管理者等が集まりましてそういったこともできる。そういった体制ができております。県境付近につきましても隣接の県と連絡をし合ひまして相互除雪協定を締結して

態勢を整えると、そういうふうな準備もされているようでありますので、よろしく願いをしたいと思います。以上です。

#### ○三堀（４番）

あの雪の時にはもう、一般道路へ車が降りて、動きが取れない。一般道路も動きが取れない、どうしようもない状態でした。これぜひそうしたことを教訓に今後、今いろいろの連絡協議のできる体制が整いつつあるということですので、期待するところであります。もう１つ、地震というのは突然起きるわけですし、それであまり予測といっても20秒とか、せいぜい30秒というような程度でとてもその地震に対しては備えを、慌てて避難するとか何とかって言うてもできにくいものだと思います。それに引き換え風水害というものについては、かなり精度の高い予報が出るわけですので、いろいろの情報の機関の有効利用なども十分可能かと考えられます。早すぎると言われるくらいの警報や指示、命令は土砂災害にはぜひ、早め早めに出していただきたい。九州災害のことを考えますと命令まで出しても良いじゃないかというくらいに考えております。次に移ります。それでは局所災害、今いろいろ申し上げましたけれども、どこに何が起きるか、全国どこでも起きる可能性があるというふうなことを言われておりますけれども、辰野町にも18年度の災害がありましたけれども、この災害に匹敵する、またそれ以上のものは今後来ないとも限らない。そうしたことを考えますと、町ではハザードマップの見直しをするというふうなことを言うておられますけれども、ハザードマップというものは常に見直すものだと思います。この際、地域の事情を知っている地元の方々、17区と綿密な協議で危険の洗い直しをして適切な指示が出せるようにしてもらいたい。辰野町のどこに何が危険かということ、もう一度この機会に具体的に洗い直すお考えはどうでしょうか。

#### ○町 長

なかなか危険度って言うんですか、危険なことがいろいろがあつてですね、土砂災害だとかそういったものもありますし、今、深層崩壊とかつてそういうふうなことも言われています。いろいろの状況があるわけでありまして、危険箇所を洗い出すということは非常に大事なことでありまして、そういったものを常に見直ししながら、修正していくって言うんですか、対処する。そういうことが大事であります。そんなことの中



にですね、自主防災組織の連絡会、それぞれ町内に自主防災の組織ございますので、各区ありますので、そういった連絡会等を開く中でそれぞれ危険箇所の洗い出しとか、そういったことを情報の交換ですとか意見交換、それぞれ出していただく中で、区のそれぞれの実情にあった危険箇所を出して委託とか。そういったことによって組の防災意識を高めていくことが重要ではないかと。議員さん言われるとおり、そういったことがこれからの防災に繋がっていくのではないかと、こんなふうに考えていますので、これからもそういったマップの修正だとかそういったことを進めてまいりたい、こんなふうに思います。

#### ○三堀（４番）

ぜひそれは進めていただきたいと思います。災害時についてのいわゆる、災害時、緊急時ですね、これ一つの村、市で片付くというようなことではない。地域災害、局所災害と言ってもかなりの広い所があるわけですし、どこにそれが集中豪雨があるか分からないというようなことを考えますと、災害時、緊急時の近隣との連絡連携というのの仕組みはどのようになっているか、それをお聞きいたします。

#### ○町 長

近隣等のそういった助け合いって言うんですかね、そういったことは非常に重要なことでありまして、自分の所で対処できない所は応援をしていただく、こういうことが重要です。そんなことであります。各市町村って言うんですかね、そういったことにつきましては平成23年の12月16日に締結をいたしました長野県市町村災害時総合応援協定、そういったものがございまして、それぞれ発生した場合に応援活動を行う、こういうことを定めたものであります。ここの地域で、もちろん全県でありますけれども、県下はですね、10のブロックに分けてまして、ここら辺で言うと上伊那とか飯伊とか諏訪、木曾などそういったことでありますけれども、10ブロックでこの上伊那のブロックにつきましては、2市3町3村の伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村で構成されております上伊那でありますけれども、代表が伊那市になってるわけでありまして、そのブロックでそういったことを行います。被災ブロックとしては上伊那ということになりますけれども、隣接する諏訪がそういったことになった場合に

は上伊那と木曾が応援する。上伊那が被災を受けた時には諏訪と飯伊が応援をしていた  
だく、飯伊が被災をした時には上伊那と木曾が応援すると、こういうふうな形でブロッ  
クごとにそれぞれ協定を結んでおります。また常備消防に関しましては長野県消防総合  
応援協定というものがございまして、それぞれ消防署の常備消防が応援をすることにな  
っています。そういったことでありますけれども、近隣ばかりでなくて町も現在23の団  
体や地域と協定を結びまして、そういったものを準備しておりましたいろいろの団体で  
すとか、町内にあります。最近では日本福祉大学の所と結びましたけれども、そこは関  
係6市町村でそういったことをお互いにやっ払いこうと、そういった協定を結んでおり  
ますけれども、そういったことも含めまして連絡を取り合って、応援をし合っていく、  
そういうことになっております。以上です。

#### ○三堀（4番）

災害が起きた時の対策、講じておく必要があるわけですがけれども、もう1つ問題なの  
は1個、2個というような規模での災害は良いんですけれども、地域の広い範囲、ある  
いは各地に達したような災害の時には全ての方たちが避難できたとしても、全ての人た  
ちが帰ることができるかどうか。今回の災害もそうですけれども、帰る家がない。ある  
いは帰る所がもうなくなってしまう。家もない、そしてまた使える状態ではない  
というようなこと。それからようやく昨日その小学校ですか、広島で再開される。もう  
3週間近くなるような学校閉鎖というようなことも起きるわけです。そうしたことを考  
えますと、避難所から帰られないというそういうそのこと、これも大変その最悪の状態  
を考えたくはありませんけれども、ありえることですので、そのことも含めて過去に四  
徳っていう、小渋川の支流ですけれども四徳川の氾濫で四徳全村がそっくり移住したこ  
とがありますけれども、三六災でしたかね。そんなことも考えますとよほど、これ近隣、  
あるいは広域の連合で対処していかないとできない問題がたくさんあるんじゃないかと  
思いますのでぜひ、そのへんの連絡は密にさせていただきたいと思います。それではこの  
災害についての方の質問は終わります。

次に空き家の問題ですけれども、現在の現状はどのようになっているかということ  
をちょっとお聞きいたします。条例制定によることによつての効果は現れているのか、い  
ないのか。もし、現れているとするればどのような形のものか現れているのか、お聞き

いたします。

○町 長

条例を、空き家条例を制定させていただいたんですけれども、それによってですね目に見えた形での効果っていうのは現在把握しておりませんが、そういった条例があることによって指導等ができる、根拠になるものがあると、そういうことでおきましてはそれなりの効果があるんじゃないかとこんなふうに考えています。以上です。

○三堀（４番）

それはできるだけ、活用していただきたいというふうに思います。それからその後、空き家の整理は進んでいるのでしょうか、どうでしょうか、そのへんの状況はどんなふうかお聞きいたします。

○町 長

この空き家の問題全国的な問題としてあるわけでありましてけれども、問い合わせ等は数件あったようでありましてけれども、これは固定資産税係ということでありまして、そんな状況でありまして、建物の除去と廃材等の処理等、補助制度を利用しているのは今のところ、ございません。

○三堀（４番）

国の今、これ全国同様の問題が起きているわけです。この辰野町に限ってということではない。犯罪、火災、衛生面、野生動物、植物、倒木等の、樹木倒木等の被害、できるだけ後手に回らないように地元の方の事情をよく拾い上げて、少しでもその地域の区の負担を軽減していかないと。区だけでは手に負えない問題がたくさんありますので、ぜひ町の方でもそういう方法で進めていただきたい。やっかいなことは国では地方へ押し付けてくるでしょうけれども、片付けを加速するためには基になる法整備が欠かせないわけです。自治体の働きやすい、動きやすい環境づくりが急がれるわけです。そうはいっても町で進めるべきことは進めていかなければならない。以来、新たな問題と言いますか、いわゆる条例では動きが取れないとか、大変面倒なような問題が起きているかどうか、そのへんはあるかどうかお聞きいたします。

○町 長

問題点と言うんですかね、ネックになっていると思われるものは家等を壊りますと、

固定資産税の軽減措置がなくなる。こういうようなことが該当するかな、こんなふうに思います。以上です。

○三堀（４番）

その固定資産税の問題もそうですけれども、私は言うことをきかないような人が何人か出ているかどうかというようにちょっとお聞きしたかったわけですが、そのへんは結構です。それで、国の方ではこの法の整備を進める考え方は、あるいはその対策をどのように進めるとかっていうことは動きは、県を含めてお分かりになる範囲内で結構ですので、もしあればお聞きしたいと思います。

○総務課長

国の方の動きでありますけれども、全国的な問題としてですね、政府の方が捉えまして、荒廃した空き家の撤去を促すために住宅が建つ土地の固定資産税を軽減する、先ほど町長が言いましたけれど、固定資産税が高くなるということの中で、その軽減する措置を見直す検討に入っているようであります。主な内容といたしまして、空き家を減税の対象から外す、持ち主が自主的に更地にした場合、一定期間は固定資産税の軽減を続けるなど、そんなような内容で検討に入っているようであります。以上です。

○三堀（４番）

法の整備を早く進めてほしいものだと思います。町としては、それに合わせてって言いますか、それより進めるべきは進めなくちゃなりませんけれども、1つ気になっていることがあります。町営住宅の中には大変古いものがある。もう廃屋に近いような状態であったり、とてもあと使うとか使える状態でもないし、また修理してっということも不可能な状態の所があります。そうしたその町営住宅については、まず空き家対策を考えていく上では町として先ず、率先垂範して整理していくというような考え方はないでしょうか。

○町長

町営住宅も、大分古いものもたくさんあるはご指摘のとおりであります。町営住宅の中で古いものは長屋になっているような住宅でありますけれども、そういったものについてはまだ、中にお住みになっている方もおられるとか、戸建ての住宅もですね、なかなかそこに住んでおられますと、気に入っているということもあるかどうか分かりません

けれども、そこにずっと住みたいというような気持ちのある方もおいでになるよう  
ありますので、なかなか進まないのが現実かと思えます。空き家になってですね、そう  
いったものがあれば町としても当然進めていく、そういうつもりではあります。そうい  
ったことで、今年度も更地にして壊った所等は処分と言うんですか、売却を考える、そ  
ういうこともありますけれども、内容についても詳しいことって言うんですか、どうい  
う住宅がどういうふうだっということ担当課長の方から申し上げますので、よろしく  
お願いします。

#### ○建設課長

それでは町営住宅の13団地、辰野町にございます。206戸分を現在管理をしていると  
ころでございます。先ほど町長の申し上げましたように長屋造りのものについては9団  
地ございます。残り4団地20棟が個別の戸建ての住宅でございます。戸建ての住宅につ  
いても長年、生活をしており立地条件、家賃の問題、いろんな問題がありまして長年住  
んでいただいて居住していただいております。現在、その中において荒神山団地につ  
きましては、1棟空き家があります。この中には緊急処置という形で住宅の器具、電気照  
明とか設備関係の保管場所として管理しているところがございます。これは、残り2棟  
の丸山上団地という所が2棟ございますが、不況対策や災害時の避難場所として使われ  
る緊急処置住宅として管理するものでございます。これに住宅器具とかそういうものを  
使いたいということで荒神山団地に保管をしているところがございます。そういう形  
の中において古いものでございますが利用させていただいているところがございます。な  
お、空き家の取り組みにつきましては町議さんの考えているように、撤去できるもの  
については垂範してまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○三堀（4番）

ぜひ、整理すべきものは整理していただきたいと思えます。この件につきましては  
以上で終わります。次に、移住定住促進についての件をお聞きいたします。移住定住の  
希望者の内容ですけれども、3つぐらいに分けて、既存の建物を利用したいという人が  
どのくらいいるか。それから新築を希望する人はどのくらいいるか。そして土地まで購  
入を希望する人がどの程度いるかをお聞きいたします。

#### ○町長

移住定住の関係で情報等も出しているわけでありますけれども、平成25年度で問い合わせの件数が19件であります。そのうち、空き家を求めている人が19件、立会いを6件行いましたけれども、成立はございませんでした。平成26年度でありますけれども現在のところ問い合わせ件数は8件、このうち空き家を求めている、そういうふうな方が8件で立会いは2件でありましたけれども、成立は現時点ではゼロとそういう状況であります。

#### ○三堀（4番）

私の友人で、友人と言いますか知り合いで辰野へ来て生活するようになった人、その人は古い家を求めて来たわけでありますけれども、改造して、大変快適な生活になったというふうに言っておりますが、古い家の、古いふるいと言っても昔の家は大変良い面も持っているわけです。多く持っているわけです。骨組みはしっかりしているだけでなくて間取りのこと、あるいは廊下というものが外側に巡らされてて、縁側にもなるというような大変、何と言いますか情緒のある雰囲気を出せるような建物が古い家にはあるわけです。そしてそのこんな所にこんな物入れがあったとかってというような、大変新しい感覚で来た人たちが古いものを見て見直すってということもありますので、ぜひそのへんを生活様式や機能面、家族構成などでいろいろのものの、何と言いますかニーズが違うとは思いますが、ぜひそれに合わせられるように対話の面ではいったんは全部受け入れて、あとは上手、細かい条件はすり合わせていくというようなことでもって、ぜひ懐の深い対応をしていただきたい。そういうふうにしていかないと、せっかく求めてこようとする人がよそへ逃げてしまうってというような、逃げるというのは変ですがけれども、他所へ行ってしまいうようなこともありますので、ぜひ土地柄に合った家だとかそういうものの良さをぜひ理解してもらおうような対応をお願いしたいと思います。土地購入者の希望を、あるいは新築というのは今ないようではありますが、そうしたことも今後またある中ではできるだけニーズに合わせた対応をお願いしたいと思います。辰野町は遺跡がたくさんあるということはいろいろの面で弊害もたくさんあるんですけれども、遺跡というのは大昔から人が住んでいたという場所です。ですから住むのには都合が良かった。生活するのに良い土地柄だったというように言えると思います。今でも皆さんが住んでいる所ですが、ぜひそうしたことも含めて新しく入って来る人た

ちの対応をお願いしたいと思います。それからもう1つ気になっているところですが、これ辰野にはこれからはないだろうとは思いますが、山の方やあるいは川沿い、それから谷だとか沢、辰野、非常にそういう所が迫って来てて多いわけですが、そうした所の宅地開発というものはもうやめるべきではないかという、今度災害があったから言うわけではありませんけれども、今までの災害見ると大体山付きの所の災害が殆どです。たいていがそういう所に起きているわけですので、今後これ以上、山付きへの開発というような形のものは一切、やってはほしくない。またそうしたことは来る人たちを今の状況を見ますと心配も含めて考えて来るだろうと思いますので、あまりそうしたことを前面に押し出して大変な開発ということはなからうとは思いますが、町ではそういうふうな所はあるかどうか、あるいはまたこれから進めるかどうか、今後ないかどうか、そのへんをお聞きいたします。

#### ○町 長

先ほどの懐の深い対応を心がけて、これからもやっていきたいと思います。先ほどの質問であれですが、空き家ってということで土地等は土地開発公社の方へは問い合わせ等も来て、照会したり、住んでいただいている件はございます。今、ご質問のございました山付きの開発であります。町は85%が山林というような形の中で極僅かな所に住居、それから農地、道路、川とそういったものが混在しているわけでありまして、そういった意味でなかなか開発できるような所がたくさんないわけでありまして、また、災害のレッドゾーン、それからイエローゾーンそういったことも、またかかわってくることでありまして、そういったものに対しまして非常に川では氾濫域とかそういったものもございまして、そういったものを勘案しながら開発等も、規制っていうかレッドゾーンになるような所はできないわけでありまして、できないって言うんですか、それなりの厳しい状況があるわけでありまして、イエローゾーンの所につきましては需要の事項の説明だとか、そういったことで開発もできる場所もありますが、心がけていかなきゃいけないとこんなふうに思っています。以上であります。

#### ○三堀（4番）

ぜひ、危険な所はもう今の時代いろいろな調査方法ありますので、分かると思います。危険のないような辰野町はそれを誇れるべき辰野だと思います。また自然豊かな辰野町

ですけれども、それをクリアできているのも辰野町じゃないかと思います。ぜひ住み良い、そしてまた人が聞いてもらえるような町につくりあげていただきたいと思います。それでは私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 2 番、成瀬 恵津子議員。

**【質問順位 2 番 議席 2 番 成瀬 恵津子 議員】**

○成瀬（2 番）

それでは通告に従いまして 2 項目について質問いたします。まず、1 項目めの小中学生のスマートフォン等使用についてを質問いたします。ご承知のとおり近年、小中学生への携帯電話、スマートフォンの普及が急速に進んでおります。平成 25 年度に実施されました内閣府による青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、小学生における携帯電話スマートフォンの所有率は小学生で 36.6 %、中学生では 51.9 %、高校生では 97.2 %という高い結果が発表されております。2014 年 3 月に民間の情報セキュリティーメーカーが独自に行った調査によりますと、何らかの携帯電話を持つ未成年者、10 歳から 18 歳のうち、スマートフォンの所有率は 60.4 %と半年で 10 %も上昇しております。小学生 10 歳から 12 歳では 37.9 %、中学生は 55.3 %、高校生は 87.9 %と内閣府のデータに比べ小中学生が更に高い数値を示しております。注目すべきは、今後携帯電話からスマートフォンへの移行を望んでいる数値を含めますと、小学生では 85 %、中学生では 91.7 %、更に高校生では 99.6 %と今後数年間のうちに小中学生におけるスマートフォンの普及率はますます急速に進展するものと予測されております。そこで質問いたします。辰野町の小中学生のスマートフォンの所有率はどのくらいかお聞きします。

○教育長

辰野町の小中学生のスマートフォンの所持率と、こういうことでございますが、スマートフォンに限った調査はしておりません。携帯とスマートフォンと両方合わせた数字は今年の 4 月になりますけれども、全国学力学習状況調査の際の質問用紙の所にある数字を集計したものが出てきております。これによりますと辰野町の小学校の 6 年生に限っておりますけれども、6 年生の所持率が 42.3 %。中学生は中学の 3 年生に限っておりますが、57.3 %という数字が出てきております。今、議員さんが言われた数字とは多少



違いますけれども、この同じ時に全国調査をした統計でありますと、全国の所持率の平均よりは10%ないし、20%少ないのが辰野町の状況であります。今言われた数字とは多少違いますので、何かいろいろ違いがあるとして、調査の違いがあるんだろうとは思いますが、全国学力学習状況調査の時の数字でいうとそんな結果が出ております。なお、学年が上がるにつれて多くなると思われますので、今は小学の6年生と中学3年生でありますので、それ以下の学年はもう少し少なくなるだろうと思われます。以上です。

○成瀬（2番）

今、6年生が42.3%、中学3年生が57.3%という報告をいただきましたが、更に、所有率は上がっていくのではないかと思います。今後更に、きちんと、また生徒の所有率を把握していく必要があると思いますが、その点についてよろしくお願いします。きちんと今後更に所有率を把握していただきたいと思います。このスマートフォンを所有することが決して悪いということではなく、その使い方を良い方にもっていくこと、こんなに利便性の高いものはないと思います。使うべき方法を携帯電話とかスマートフォンの使うべき方向を間違えると非常に怖いものになってしまうわけでありまして。この携帯電話やスマートフォン等が急速に普及しているわけでありまして、ネット上のいじめや有害サイトを通じて子どもたちが犯罪や被害に巻き込まれる危険性が現在非常に高くなっており、これが社会的に大きな問題となっております。こういった事件は絶対になくなってほしいと祈るばかりであります。辰野町の場合こういった犯罪とか被害に巻き込まれるようなトラブルの報告等は学校の方から町に入っているかどうかお聞きします。

○教育長

被害でありますけれども、加害被害ともにですね学校の仲間でありますけれども、ここ数年来で2件ほど中学の方から報告があったことがあります。1件個人の映像がネットに流れてしまったということ。それからもう1件は誹謗中傷をされて悲しかったということ。そんな報告がございました。

○成瀬（2番）

その時の町の、教育委員会の対応はどのようにされたのでしょうか。

○教育長

教育委員会が直接したわけではありませんけれども、学校と連携をしながら流れた映像をストップさせてもらったということが1件、それからあと誹謗中傷に関しては関係者を集めて話し合いをし、謝罪をしたりなんかして収まったと、こういう状況でございます。

○成瀬（2番）

ではその2件以降は起きてないってということでしょうか。

○教育長

ええ。

○成瀬（2番）

はい、分かりました。警視庁による平成25年度中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事件犯罪の現状と対策によりますと、出会い系サイトに起因する犯罪被害が減少傾向にあるものの、コミュニティサイトに起因する犯罪は無料でアプリのID交換掲示板を利用して被害に合うケースが急増して、被害児童1,293人の半数以上に上る710人、54.9%が何と15歳以下であるという驚くべきデータが示されております。被害児童に対する調査ではコミュニティーサイトへのアクセス手段として、圧倒的に多いものが携帯電話やスマートフォンからのアクセスであり93.1%のうち、スマートフォンが占める割合は75.8%と平成24年度下半期の約1.4倍に増加しております。そして注目すべき被害児童に対する保護者による指導状況として、サイト利用を親に話していないので注意を受けていない。また親に話しているが注意を受けたことはない。親が放任している。保護者から注意を受けることなく被害に遭ってしまったという割合が58.3%と半数以上に上がっているという点であります。合わせて被害児童の94.5%がフィルタリングを行っていなかったという結果からも、今後は子どもとその保護者がともに危険認識を深め、こうした被害に遭わないための自己防衛をきちんと図っていくための取り組みを各家庭できちんと行っていたことが非常に重要であると思っておりますが、この点に関しまして行政としても、その取り組みに対して何らかの支援をしていく必要があるのではないかと考えますが、これまで、町として教育委員会等で保護者や生徒に対してパンフレット等の配布や研修、講演会など情報、モラルに対する啓発や支援は行ったことはあ

りますか、お聞きいたします。

○教育長

特に教育委員会としてですね、何かを決めたとかですね、支援を、例えば講演会をしたというようなことはないわけでありましてけれども、校長会を通してですね、事あるごとにこれはぜひやりましょうと、いうことはお願いをしております、各学校においては、ほとんど毎年だと思っておりますけれども講演会をしたり、保護者懇談会の際に啓発をしたり、保健指導の時に啓発をしたりというようなことを行っているところでございます。ぜひ、各学校でもですね親を通して親御さんにフィルタリングをすとか、家庭内で使い方のルールを決めるとかいうことをやってくださいと。買い与えたのは親なんですから親の責任を大きく感じてくださいということは申し上げているところであります。ただフィルタリングはしてもメールや通話まで抑えることはできませんので、メールや通話で誹謗中傷される事件は起こってくる可能性はあるだろうと、こんなように考えているところであります。今後ともそうした啓発は進めていきたいと考えております。以上です。

○成瀬（2番）

先ほど、被害状況が2件で言いましたけど今後、こういう事件が起こらないということとは考えられないことも無きにしも非ずだと思います。世間がこういう本当に犯罪が増えている中でありまして、今後も更に子どもたちへの情報、モラル、教育にぜひ力を入れるとともに、保護者に対する啓発や正しい知識を身につけていただくための支援の強化、また保護者がスマートフォン等に関する理解を一層深めていくことも大変重要であると考えますので、町として一層今後このことに関して力を入れていただきたいと思います。次に子どもたちを犯罪被害の危険性から守るためには、子どもたちへの情報モラル、教育はもちろんであります、小中学生のいるご家庭で安心安全に利用してもらうためには保護者がスマートフォン等に関する知識や理解を深めるとともに家庭でのルール作りなど、保護者が責任を持って子どもに対応していただくことも非常に重要なことと考える。このスマートフォン等の依存症というのも増えてきているようですが、この依存症にならないためにもぜひ、携帯電話やスマートフォン等の利用について各家庭でのルール作りをきちんと教育委員会でもきちんと促進をしていくべきではな

いかと考えますが、この点についてお聞きいたします。

#### ○教育長

私も家庭でのルール作りは大変必要だというふうに思っております。今年作りしました教育委員会が主体になって作りしました子育て4か条というのがございますが、この4か条の中の1つにスイッチを切るという条項が1つ盛り込まれております。スイッチを切るのはテレビもみんなそうですけれども、携帯電話、ゲーム機等々、子どもが熱中しそうなものはですね、思い切ってスイッチを切る勇気をつけさせたいと。家庭も社会も学校も皆でこれをやっていきたいというふうに考えて1条の中に入れてございます。そして、実際の人間同士がですね言葉や顔を合わせながら活動をする。地域の中で、自然の中で大人も子どもも活動をするということを奨励していきたいということで、1項目を作っているところであります。家庭でのルール作りはですね、子どもに買い与えただけ、子どもが夜中に自分の部屋で何をしているのかを知らない家庭がたくさんあります。だからスマートフォンや携帯はいつも置く場所へ置いておく。自分の部屋へ持ち込まないとか、夜はね、持ち込まないとか。9時以降はやらないとかですね。使用金額はいくら以内とかですね。そういうことをですね、家庭の中で決めてもらいたいなというふうに考えているところであります。以上です。

#### ○成瀬（2番）

ぜひ、このルール作り、例えば今教育長が言われました9時以降はやらないとか、少し前にテレビでもやっておりましたが、家庭でのルールじゃなくてその自治体の学校全体でも9時以降はやらないっていうふうに決めているっていう。先ほど言われました部屋には持ち込まないとか、そういう自治体あげてのルール作りをやっているっていうことをテレビでやっておりましたが、本当にきちんこのルール作りをまた進めていただけたらと思います。各家庭でルールを作りそれをきちんと守れる子ども、これが一番大事ではないかと考えます。ぜひ力を入れていただくことを要望いたします。次に新聞記事によりますと、文部科学省の公表で全国学力テストの結果を比べると、携帯電話、スマートフォンの使用時間が長いほど成績が低い傾向にあると言われておりますが、この成績と携帯、スマートフォンの使用時間との因果関係を教育長はどのようにお考えかお聞きいたします。

## ○教育長

全国的にもそういうことが報道されているところではありますが、先ほども申し上げました今年4月ですね、全国学力学習状況調査の中にそういった調査が含まれております。つまり、メールや携帯をどのくらいやるか、何時間やるか。1時間以内とか、2時間以内、3時間以内、4時間以上とかいうようなところで答えてもらった答えと、その子の成績がクロス集計って言いますけれども、どういう関係になっているかという結果がきております。それによりますとですね、メールや通話、インターネットをどのくらい使用しているかという数字と成績の因果関係はですね、例えばですね、全般的にいつてとにかく使用時間が長いほど、成績は確かに低くなっております。特に数学に、算数数学に関しては低くなってます。例えばですね、スマートフォンや携帯を、これ辰野町の中学生の例で言いますと、携帯やスマートフォンを持っていない子どもが数学のBのテストでは69点ですね、平均として69点。に対して4時間以上やっているという子どもの平均点は44点。その大きな差があります。それから数学のBでいってみましても30分より少ない子どもは82.2点ですね。数学のテストがね。それに対して4時間以上やっている子どもの点数は54.6点であり、この差っていうのは非常に大きいなというふうに思います。ただし4時間以上やっているっていう子どもの数は実数にするとそんなに多くはありません。しかしそういう状況であります。これは国語の問題にとっても同じことが言えます。30分より少ない子どもが55.6点なのに対して国語のBの問題でいうと、4時間以上やっている子どもは38.9点というふうに大きな差が出てきているところであります。この傾向は小学校の6年生においてもおよそ同じ傾向であります。したがって、時間が多ければ多いほど学習成績に影響するということがいえるだろうと思います。今後そうしたことを是正していくような指導をしていく必要があるだろうと考えております。以上です。

## ○成瀬（2番）

今、結果をお聞きしてすごいびっくりしてショックな面もありますが、ぜひ本当に今後辰野町として今の結果を重く受け止めて対応策をきちんと考えてっていただけたらと思います。スマートフォンは全て悪いっていうわけではなく、従来の携帯電話に比べてアプリが充実していますし、すぐにいろいろなことを調べることもできるわけでありま

す。また、最近のこの災害が増えて、発生しているわけではありますが、災害時の緊急情報も入って来るなど、現代の情報社会にはとても重要なものであります。また非常に優れたものですが、この使い方を一歩間違えると本当に自分の人生の落とし穴になってしまうわけではありますが、ぜひ、町として、またきちんと親子の対話を通して家庭でのルールを作り、守りスマートフォン等を有意義に活用していただくために全ての子どもたちが安心安全のために被害者や加害者になってしまうことのないようにぜひ、町として具体的な対応策を今後きちんと実施していただきたいと要望いたしまして、この質問を終わります。

次に2項目めに入ります。出生お祝いメッセージカードの配布であります。今、子どもへの虐待が後を絶ちません。毎日のように悲しい悲惨なニュースを聞いて、本当に泣けてきてしまいます。約10箇月間、お母さんのお腹の中で大事に大事に育ててきて、出産はご存知のように命がけで行ないます。誰でもが産まれてきたわが子を見て、あんなに苦しんだことも嘘のように喜びうれしくて、ありがとうと我が子の誕生日を喜び、抱きしめておりますが、本当に私の子どもに産まれてきてくれてありがとう。そんな思いでいるという話をよく聞きますが、しかし育てていくうちにその喜びを忘れてしまい、子育てに疲れて育児ノイローゼになる、それが虐待へと繋がってしまう場合があると言われております。実際に子育てしてて、本当に子どもを叱り付けてしまうって、どうしたらいいかなんていう声もお聞きいたします。そこでお聞きいたします。辰野町の場合は、親の乳幼児虐待、または虐待の恐れのあるような報告なんかは入ってきておりますか、お聞きいたします。

○町 長

それでは虐待の関係でありますけれども、子どもの虐待につきましては関係する機関、児童相談所、保健福祉事務所、町保健福祉課、教育委員会などで構成する要保護児童対策地域協議会で虐待の対応をしています。辰野町ではその事務局は教育委員会にありますが、関係機関で情報を共有するためにケース会議などを開催しています。なお、疑わしいケースは数件等あるようでありますけれども、近所の方からや児童相談所からの通報であったりするケースもあると思います。そんな程度でよろしいですか。

○成瀬（2番）

辰野町もそういう報告が入って来ているということではありますが、最初から本当に我が子が憎いと思う親などは決しておりません。どこかでおかしく、本当に親の精神的におかしくなってしまうわけでありまして、そんな時に、我が子の誕生の時の喜びを思い返して、思い出してほしいということでもあります。ある自治体ではこの出生届を提出した際にこういう虐待なんかを防止するということでもあります、出生お祝いメッセージカードというものを差し上げているそうでもあります。実施している自治体の職員からメッセージカードに大変、職員自らこのメッセージカードに大変喜んでいるそうでもあります。このメッセージカードの裏面に母親がこの未来のあなたへと我が子への手紙を書けるようにデザインしてあるようではありますが、育児の大変な母親がこのメッセージを読み返すことで虐待防止に繋がるということでもあります。辰野町の場合はこの母子手帳に赤ちゃんの両手、両足の形をとれるようにそのスペースがあったり、また産まれた時の赤ちゃんの写真を載せられるように、本当にいろいろ工夫されておりまして、すばらしい母子手帳だなんて私も見させてもらって感じたわけではありますが、産まれた我が子にこのお祝いメッセージカードを書けるように、母子手帳と同じ大きさのカードを入れてほしいというお母さんのちょっと集まりの時に、そうしたらその所に書くと、また読み返せることができるので、そういうカードを入れてほしいという声が育児に疲れた時に読み返せるので、ぜひそういうカードを入れてもらえたらありがたいという声がありました。ぜひこの子育てに疲れた母親が我が子の誕生の喜びを思い出せるように未来の何なにちゃんへの手紙を書けるようなお祝いカードを出生届の際に、ぜひプレゼントしてほしいと思いますが、町の考えは、お聞きいたします。

#### ○町 長

今お話の、一連のお話をお聞きするとですね、私は母子手帳があつて手形や何かいろいろ押す所もあるし、記録する所もあるし、今子どもが産まれると昔はほとんどそういったカードだとかそういったもので記録を残すだけであつたんですけども、今はまごまごすると動画まで撮ったりですとか、いろいろの媒体で記録を残してそれをまた再現できる、そういうふうなことがあるからそこまでやらなくても、というふうに感じておつたわけではありますが、町議さんおっしゃいますような形で、どんなものか想像ちょっとつかないわけではありますが、そういったものが有効であるとすれば関係機

関というんですか、それぞれ連絡しながらその効果だとか費用だとか、いろいろあるわけでありましてけれども、総合的に勘案してどうするか検討したい、こんなふうに思います。以上です。

○成瀬（２番）

今、町長から前向きな答弁をいただきましたので本当にまた検討していただきまして、このぜひこのメッセージカードを作っていただいて、お母さんたちが少しでも子どもに想いを寄り添って何か本当に大変な時にふっと思い出して我が子を抱きしめるような想いになっていただけるような対応をまたぜひよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時30分といたします。

休憩開始 11時 20分

再開時間 11時 30分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位 3 番、議席 9 番、堀内武男議員。

**【質問順位 3 番 議席 9 番 堀内 武男 議員】**

○堀内（９番）

先に通告いたしました 3 件について質問いたします。1 件目は集中豪雨に対する防災対策について質問をいたします。近年異常気象により季節外れの台風、局地的な集中豪雨により、土石流、土砂崩壊が発生し、多くの住民が犠牲になっております。つい最近の広島の大災害においては想像を絶する被害に見舞われ、日夜の捜査が行われ、捜索が行われ集中豪雨に対する災害の大きさとその恐ろしさを痛感、実感しております。被災された方々には、哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。災害の少ない長野県と言われておりますが、7 月には南木曾町で大きな災害が発生しました。当町においても 8 月 20 日に沢底地籍を中心に集中豪雨が発生し、大きな被害を被っております。十分な備えと常日頃の訓練統率が必要であると思います。平成 25 年 3 月 1 日付けの辰野町地区防災計画に則り、防災活動を展開しておりますけれども、今回は集中豪雨に特化して町の備え、及び考え方について質問を行いたいと思います。ここで町長に質問いた



します。土石流及び崩壊崩落発生防止に対する当町の備えの現状を報告いただきたいと  
思います。

○町 長

続きまして堀内議員さんにお答えをしたいと思います。町では辰野町防災ハザードマ  
ップを作成し、住民に防災に対する意識の向上を図っております。また、平成18年、21  
年に発生した土砂災害箇所については、現在も県により砂防堰堤や急傾斜工事を施工し  
ております。6月27日には伊那建設事務所職員・長野県砂防ボランティア協会の皆さん  
などで、土砂災害危険箇所のパトロールが実施され丁寧なアドバイス等もしていただき  
ました。こういったことでそれぞれ土砂災害等に対して見える形でマップを示すなどし  
て、その予防に努めているところでありますし、地域の皆さん方が主体的となってそう  
いう意識を向上していただく、こういったことが大事であろうとこんなふうに思ってい  
ます。以上です。

○堀内（9番）

ただ今、防災に対する備えについてお聞きしました。もう少し焦点を絞って質問を続  
けたいと思います。土石流地滑り対策状況について質問いたします。計画の中で災害に  
強い町土づくりがあげられております。治山、止水、急傾斜地崩壊対策等、農地災害等  
の事業を総合的、計画的に推進するとあります。その中で、50ミリ降雨に対する整備を  
行う。2番目として土砂災害、その対策を推進する。3番目に山地災害に対する治山、  
地滑り防止施設等の整備及び森林の造成を促進するという3点をあげております。ここ  
で町長に質問いたします。現在、管理、中小河川は何ミリまでの降雨に耐えられる設計  
であるのか。50ミリ降雨に対する設備、推進状況はどうかお尋ねいたします。

○町 長

赤本ですか、そういった条項って言うんですか、項目等もあるわけでありましてけれど  
も、中小の河川の断面を決定するについては計画、高水水量って言うんですか、そうい  
ったもので、その断面等も決まってくるわけでありまして、実際のところはですね、何ミ  
リ降ったらどうだっというふうな降雨量だけではなかなかそういった対策ができないわ  
けでありまして、今言われる50ミリ対応だけではできないって言うんですか、どこまで  
耐えられるかっていう検討は現在のところなされていない、こんなことでもあります。そ

の計画、高水とかそういったものにつきましてはいろいろの計数とかそういったものがあって、それぞれ計算されるようになっておりますので、担当の方から申し上げたい、こんなふうに思います。

○建設課長

それでは私の方から中小河川の断面決定、計画高水流量についての説明をさせていただきます。国で示しております中小河川の断面決定、設計基準というものがございます。その中に謳われているものにつきまして2つのやり方がございます。貯留係数法及び合理式法というものが使用されております。貯留係数法は上流にダム等の洪水調整施設がある河川について使用され、合理式法は、最大高水量（ピーク流量）を推定するものでございます。この合理式法に基づきまして現在断面決定をしております。これにつきましては先ほど町長の申しましたように、流出計数、洪水到達時間内の平均雨量強度、流域面積、これにより算出されるものでございます。以上でございます。

○堀内（9番）

もうちょっと突っ込んで本来はどういう設備を今後考えているのかっていう所がちょっと抜けているような気がするんですが、いかがですか。

○建設課長

現在の河川につきましての時間50ミリに対する整備、目標に対する現状の河川のあり方についてのご質問でしたので、それに基づきまして先ほど町長の申し上げましたように検証をしてございませんので、申し訳ございませんが数字的なもの、またどういふふうに対応ということについてご説明できないのが実態でございます。以上でございます。

○堀内（9番）

分かりました。少なくとも現状の中の計画の中にですね、そういう項目載っておりますんで、どうかやっぱりそれに基づいた計画を立案していただくということは今後ぜひ行っていただきたいと思います。続きまして、質問になりますけれども、町長に質問します。土石流災害対策及び地滑り施設、防止対策の整備状況はどのような計画をされているかご質問いたします。

○町 長

土石流に対しましては、平成20年に辰野町の「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特

別警戒区域」が指定されまして・・・すみません、もう一度。

○堀内（9番）

土石流災害、地滑り防止設備を増設すると、検討するという形の項目が載っていますんで、それに対してどのような推進状況であるかお尋ねします。

○町 長

防止する策につきましてはそれぞれ指定って言うんですか、保安林ですとか、いろいろの指定があるわけでありまして、蓄砂ダムでありますとか、何て言うんですか、それぞれの建設サイドでやるのと、林務サイドでやる、そういった方法等がありまして、そういったもので、土砂の災害を防止する。また急傾斜だとかそういった対策によりまして土砂の流出って言うんですか、崩れ、そういったものを防止する。そういった策のようなものでございます。

○堀内（9番）

詳細はもうちょっと次にありますんで、そちらの方へ移りますけれども、砂防ダムの設置状況と効果及び増設の考え方について質問いたします。防災ハザードマップを見ますと山間ごとに多くの河川、沢がある中で現在横川ダム、小横川ダム、楡沢砂防ダム、北の沢川堰堤等、ありますけれども沢の多い辰野町にあって、砂防ダムが少ないって感じが私します。広島における土石流災害において、砂防ダムを丁度造っている段階で完成した所の下は被害がなく、未完成の所が大被害を被ったという形の状況でここでもダムの効果っていうのは非常に如実であったというふうに私は感じます。ここで町長に質問いたします。辰野町における砂防ダム堰堤の設置状況はどうであるか。その効果はどのように判断しているのか、今後増設の計画について見解をお尋ねいたします。

○町 長

砂防ダムでありますけれども、町内に11基ございます。近年では沢底の穴山地籍において幾度となく土砂災害が発生し、浄水場に土砂が流入するなど甚大な被害がありまして、下流の人家にも被害が及びました。そのため土砂を堰き止めるダムの必要性がクローズアップされ、砂防指定した上で3基を計画し、現在建設中であります。また宮木楡沢地籍においては調査計画が導入されております。早期工事着手を望むものであります。更に宮木草堀地籍においても、今後も事業化に向け県に要望してまいります。いずれに

いたしましても、そういったダムができることによって安心して言うんですか、安全な地域になるだろうと、こんなふうに思っております。

#### ○堀内（9番）

今後の計画等も今、提示させていただきました。いずれにしてもですね、設置費用っていうのは億の単位で非常に費用がかかるという形だと思いますし、これは全国的にもう腐食しちゃっているっていう形で、各自治体がどこでも造ってくれよという話がかかなり出ているのが現状だと思います。少なくともこの施設は非常に重要な項目でありますし、町民の生命、財産を守るべく長期の見地に立って計画的に防災、減災に対応すべく推進をお願いしたいと思っておりますし、ただ今ちょっと話の中の中です、過去の事例の中で災害が起きて、砂防ダムを造ろうという形の中でやっぱり反対があつてなかなかできなかつたっていうような事例もあつたっていうことちょっとお聞きしています。ただそれに対しては、その時期はかなりまた再度、災害が起きる確立っていうのは高いと思っておりますので、何らかの形です、ね、処置をとっていくっていうことも考えていかなきゃいけないという形をお願いして次の質問に移りたいと思っております。続きまして、災害のあつた砂防ダムを見ますとですね、非常に大きな岩で覆い尽くされているっていうのが現状です。被害をそれなりに食い止めておりますので、今回の場合はそれ能力以上に土砂が流入してしまったという形の状況だと思いますけれども、通常でも雨が降れば土砂が流入するっていうのが現状だと思います。その役目を減じてしまっているというのが現状だと思います。定期的な確認と処置が必要であろうと私は思います。そこで町長に質問いたします。現在設置されているダム、堰堤の砂防体積の様子は状態はどうであるのか、点検の頻度、保全の基準、現在の砂防除去の必要性はどうであるのか、お答え願いたいと思っております。

#### ○町 長

ダムの貯砂量のことではありますが、横川ダムにつきましては昭和62年に完成し、堆砂量が29万立方メートルに対して40%の堆積がございます。現在は除去の必要性はありません。また上流にある大洞ダムについては今年度2,000立方メートルを除去する予定ですが、町として毎年建設事務所に大洞ダムと桑沢ダムについて除去の要望をしています。

が、搬出先が近くになく苦慮しております。よい場所があればぜひお知らせをいただいでそういったものを進められるようお願いをしたいと思います。これも町の施設でございませので、全体の中でございますので、予算の中でありますので、木曾の方で大変な事故がありましたので、災害がありましたので、そういった予算が向こうへ回るっというようなこともあろうかと思っておりますので、そういった状況によっても変わってくるかと思っておりますけれども、そういったことで引き続いてお願いをしてそういった事業を進めていただく。こういうことだろうとこんなふうに思います。点検でございますけれども、横川ダムは週に1回、1級河川の砂防ダムは月に1回、その他の砂防ダムは年1回以上の点検日業務を受けて行って異常気象時には調査点検を行っております。機能を果たしていないような施設もありますので、県の方へその情報等も上げる中で要望を行ってまいりたい、こんなふうに思っています。以上です。

#### ○堀内（9番）

土砂流入に対する点検が定期的にその基準に基づいて実施されて管理されているという形の状況の説明いただきました。安心する次第でありますけれども、このところ異常降雨という形の状況ですね、非常に予想外の土砂の流入って考えられますので、そのへんの基準の見直し、今、週1回、年1回とかってかなり頻度でやっていますので、そのやっていけば全然問題ないのかなっていう感じがしますけれども、その確認をしていただきたいと思っております。続きまして地滑り防止対策としての森林整備の状況について質問いたします。この項につきましては、後段、船木議員が質問いたしますので、託したいと思っておりますが、私は意見としてだけ述べさせていただきます。現在、沢底地区に農山村を災害から守る会という形の状況が発足され活動を展開しておりますので、この連携を取りながら災害に強い森林づくりを目指すべく計画推進を切望いたします。これは切望だけにいたします。

続きまして避難、指示、伝達の現状と課題について質問をいたします。災害を予測して避難指示を出すことは非常に難しい要素を含んでおります。先ほど三堀議員の段階でも話がちょっとありましたんですけれども、この内容につきましては後段、宮下議員が取り上げますので、私はこの1点だけ絞って質問いたします。情報の伝達については防災無線、告知システム、インターネット、区の行政、消防団等々のその他多くの手段を

想定しております。最悪の条件、即ち大雨が降っており停電し夜間の場合、その指示、伝達は非常に困難を極めるものと思います。また、住民個々の徹底をもっと図ることは大変ですし、そのためにも自主防災組織の充実が欠かせないと私は思います。最終的には個々の命は自分で守るっていうことが必要だと思います。ここで町長に質問いたします。末端の住民までの伝達は自主防災組織の充実、育成、指導が急務であると思います。どのように行うのか。ハザードマップ教育と併せてその見解をお尋ねしたいと思います。

○町長

どこまでって言うんですか、どのようにやるかっていうのは非常に、できるだけ地域の皆さん方が自主的に動いてやっていただけるということが主眼でありますけれども、いろいろの避難指示ですとか、そういったものが出た時にどれだけの人がそれに応じてくれるかっていうことが非常に重要になって言うんですか、課題でございます。先だって台風の時にですね、三重県辺りで何十万人の人に対しても避難指示や避難勧告が出たことを記憶していますけれどもそういった時に実際にその勧告を受けて、避難した人がどうも何十万人のうちの数百人程度、数十人程度だったっていう報道がございました。その時でありますけれども、連日辰野町の気象情報もですね警報がずっと出ておりまして、1ミリ、2ミリのそういった降雨時にそういったものがずっと警報が出ておりまして。全体の中では降っている所も当然あるわけでありまして、そういったことによって警報が出た時にそれを受けた皆さん方がそのとおりって言うんですか、そういったものに沿って行動をしていただくかどうかという、その判断の基準が非常に難しいものがありまして、気象庁の方でもそれらについて多いに検討事項だということで今盛んに検討がされているやに聞いております。そういったこともありますけれども、地域の皆さん方に自主防災組織がどういうふうにこの町のですね伝達を受けてそれを住民の皆さん方にお知らせいただくかってこういったことは、より連絡会だとかそういった時、またこういった防災訓練を通じて、広報だとかいろいろな手段を使って地域の皆さんとか住民の皆さん方に自ら考えてどういうふうな行動を取るかっていう、そういったところまでお伝えできなければ、ただ一方的に町がそういう判断をただけでは適切なものできないんじゃないかと、こんなふうに考えています。ただそれに対して町が最大限の

情報を提供して行動をとっていただく、そういったことが必要でありますので、ハザードマップだとかそういったものの、情報を普段見ていただく機会を設けるとかそういったことも含めて広報に努めてまいりたい、こんなふうに思います。

#### ○堀内（9番）

先般の講演会の時に講師の方からハザードマップが提示されました。残念なことに、「あのハザードマップ知っているよね」って言ったら「知らない」っていう人がすごく大半だったと。「見たことない」っていう人もいましたよね。ということでやっぱりそこからへんで地域でこれについてはやっぱり勉強会をきちんとするというので、どういう状況が起きた時に自分たちがどういう場所にいるんで、どういう対応をしたら良いかっていうことをですね、やっぱりお互いにこうやっていくっていうのが必要じゃないかっていうふうに私は思います。続いて最後の質問に入ります。

生活道路の崩壊、地滑り、危険把握と対応について質問いたします。18年災害時、まさかの国道153号線徳本水地籍の崩落により、広範囲にわたって陸の孤島となりました。山間地、河川が多い辰野町において発生しやすい状況が整っております。そのためにも常日頃から危険箇所の把握、点検が必要になります。ここで町長に質問いたします。生活道路における現在崩落、地滑りの危険が懸念される状態の把握はどの程度されているのか、その対応として計画していることがありましたら、お願いしたいと思います。

#### ○町 長

道路の関係でありますけれども、高度成長期にですね、一気に言うんですか、進められたというようなこともありまして、経年劣化ですとかそういったものが非常に進んでおりまして、大いに危惧するところであります。橋梁やトンネル、法面だとか、擁壁等の構造物だとか、案内看板、道路照明、そういったことで損傷の見られる所ありますけれども、道路交通法って言うんですか、道路法がですね、交通法じゃなくて道路法が改正されまして、平成25年の9月の2日に施行となったわけでありまして、それらの維持点検、それから措置を進めていくということが義務付けられております。5年に1回はその点検をしていくんだと、そういうことであります。それについても、町ではそれなりの技術者等も持ち合わせって言うんですか、おりませんのでそういった面では非常に厳しい所があるわけでありまして、それぞれそういった技術者を持

っている所をお願いをして委託するなり、段々にに要請するなりいろいろの手段をしてそういったものをクリアをしなきゃいけない、こんなように思います。特に高速道路に架かるような大きな橋についてはですね、そういったものもネクスコですとか、そういった所にもお願いをしながら協定を結んで順次点検をし、やってると。そういうのが現状であります。また、国道、飯田の国道事務所等でもですね、所長さんがお見えになりまして、ぜひそういったことに対して技術者等もあるのでできることは協力したいとこんな話もございましたので、そういった意味で点検などしながら、これからの寿命のって言うんですか、延長、そういったものも含めてやっていきたい、こんなふうに思っています。以上です。

#### ○堀内（9番）

ただ今、災害の未然防止という形で監視活動の状況をお話いただきましたが、その中で私ちょっと1点懸念される所があります。小横川地区の町道61号線、丸山球場わきの道路の状態が非常に懸念される状況であります。3年ごとにアスファルトで補強し、盛土を行っておりますが、現状でも沈み込み多くのクラックが入っています。暫定対応としてクラックの修正、盛土の応急処置を早急にするよう要望いたします。それと恒久対策の本格対策が必要だと思えます。小横川地区はほかに交通道路がなくて、また地区は崖になっておりますので、崩落してしまうと復旧もた易い状況ではないという形です。長期にわたっての陸の孤島になりかねませんので、復旧費用というのはかなりかかると予測されますけれども、ここで町長に質問いたします。小横川地区町道崩落の暫定処置と恒久対策の早急な検討に入ることを要望しますが、見解をお願いします。

#### ○町長

地元の方々も含めてですね、9月の1日に町と地元区長との立会いを行いました。そういった状況を受けまして、伊那建設事務所の技術専門員等に工法的な検討のために現地調査を9月の5日に行っていただきました。そういったこともありまして、どういった状況か等、担当の課長に答弁をしていただきますので、お願いをしたいと思います。

#### ○建設課長

町道61号線につきまして進めさせていただきます。現地につきましては先ほど、地元区また、伊那建設事務所との立会いを行わせていただきまして、やはり狭隘な地形の



中に、下段には一級河川小横川川、そしてまた山間という形の中の中腹にある道路で路肩部分について一部石積みが崩落している状況、また路面には沈下、またクラック等が発生しているという状況を確認したところでございます。この伊那建設事務所に見ていただきましてやはりきちんとした横断的な測量、地形的なものも検討しなければいけないじゃないかと。また今までの長年の経過についてやはりそのへんについても聞き取り調査等を行い、またそれによって将来的な方向も見えうけ、また専門の業者によつての調査も必要ではないかという話をお聞きいただいたところでございます。先ほどのお話の中において道路法の改正に伴いまして、本年度26年度に社会資本整備総合交付金事業によりまして道路ストックの総点検という調査を行います。これにつきましては現在発注をし、今後これから調査に入る予定でございます。この地区に、この場所においてもこの調査場所でございます。またこの調査によりまして1つの方向的なものも検討されるではないかという形で恒久的な方向が探れるでないかという思いをしております。なお、やはり現在通行している唯一の路線でございます。通行止めをかけるわけにはいきませんので、車の安全確保から路肩にコーンを設置。今後の路肩の注意の看板、舗装面のクラックにタール注入、また路肩に土のう等を積みましてそこに水がいかないように安全を計る。石積みの崩れた法面については安全確保のために法面保護等をするような緊急措置を行っていきいたいなと思っているところでございます。以上でございます。

#### ○堀内（9番）

対応の確約をいただきましてありがとうございます。ぜひ、災害の発生しないような施策を含めてお願いしたいと思っております。以上をもちまして1件目の質問を終わります。

時間がちょっと押していますので、2件目の質問、子どもの食物アレルギー疾患に対する対応について質問いたします。学校における疾患の現状についてお尋ねをいたします。文科省の調査によりますと、食物アレルギー児童の割合は2013年度集計で小学生が4.5%の21万人。中学生が4.8%の11.8万人。高校生が4%の6.8万人ということで、2007年に比べますと約倍増しているというのが現状であります。そこで町長に質問いたします。辰野町の学校における食物アレルギー疾患の状態はどうであるか質問いたします。

#### ○教育長

アレルギー疾患でございます。辰野町におきましてはですね、小学生がここ数年来の変化で言いますと、アレルギーを持っている子どもがおおよそ2倍になってます、やっぱり。それから持っているけれども給食で対応しなくても良い子どももいるんですが、給食で対応しなければならない子どもも全体の数から言うと3.3%から5.3%というふうに大きく変化をしております。また中学においては年によって大分数字の違いがありますけれども、給食の対応をしている子どもはやっぱりこのところ4年ほどの間に3.7%から5.3%というふうに大分大きく変化をしているところであります。細かい数字につきましては次長の方が調べてありますので、次長の方からお願いをいたします。

#### ○教育次長

それでは平成23年度から26年度までの小学校、中学校の割合、人数等を述べたいというふうに思います。平成23年度につきましては5小学校の全校児童が1,219人でアレルギーを持っている児童が54人がおります。ただアレルギーはあるけれども対応を別にしなくても良いという児童については13人。先ほど教育長言いましたように給食で対応するという児童については41名ということで、全体の比率で言いますと23年度は4.4%ということでありまして、給食対応につきましては3.4%ということでありまして、同じようにいきますと全校が1,195人でアレルギーを持っている児童が52人。対応なしが12人。給食対応が40人ということで全体の比率は4.4%であります。平成25年度におきましては全校が1,175人、アレルギー保持者が86人、対応なしが39人と。給食の対応者が47人ということで全体で7.3%。平成26年度につきましては1,135人。アレルギー保持者が90人。対応なしが29人。給食の対応が61人ということで全体で7.9%というふうになっております。中学校では同じように23年度、全校で505人、アレルギー保持者34人、対応なしが15人、給食対応が19人ということで全体の6.7%であります。平成24年が全校で543人、保持者が50人、対応なしが24人、給食対応が26人ということで全体で9.2%。平成25年度につきましては529人、アレルギー保持者が62人、対応なしが35人、給食対応が27人ということで全体で11.7%。平成26年度につきましては全体で532人、アレルギー保持者が28人、今年度につきましては全て28人給食対応ということで5.3%という数字になっております。

#### ○堀内（9番）

詳細な説明ありがとうございました。時間の関係ありますんで、この後、対応について疾患対応の現状であるとかですね、新しいアレルギー基本法案出てきますんで、それに対して対応っていう形の状況をお尋ねする予定でしたのですが、実際的には学校の方で非常に細密な計画の下に計画推進をしているという形の状況をお聞きしていますんで、取りやめますが、1点、2の3にあげてあります患者に対する、疾患に対する食事故発生の有無とその事例活用について現状どうであるかお答え願いたいと思います。

○教育長

すみません、もう1回何、と何ですか。

○堀内（9番）

すみません。2の3の所ですね、現状の給食事故発生の有無。それとその事例の関係の活用っていうことがあるかどうか。お願いします。

○教育長

はい、分かりました。事故発生ですね、事故発生は直接被害のあったものはございませんでした。疑わしいというようなものはないわけではなかったわけですが、直接給食が原因であるという事故はありませんでした。それから事例集でありますけれども、現在事例集というようなものは作成はしておりません。ただし、前の経験が生きるようにいつも経験を生かした方法を新たに考えてはやっているところでございます。

○堀内（9番）

続きまして一番最後の質問になりますけれども、2の5、アナフィラキシー対応ホットラインの開設についてという形の状況でお尋ねします。これは調布市の事例でホットラインを設置したという形の状況で、これは医師ばかりじゃなくて広域でという形の状況のようではありますが、これは専門医の指示を仰ぐということで、学校の対応に確実にその重症患者に対して防止するという形の状況でスタートしたようではありますが、7箇月に19件の利用があったと。その内、7件は事前にアレルギーと診断されていない方が新たに発生しているという形の発作だったという形の状況です。特にやっぱり中学生の食物アレルギーっていうの多いというのが現状のようではありますが、ここで質問します。このアナフィラキシー対応ホットラインの開設の考えはないかどうか、この食物アレルギーの増加に対する対応の考えがありましたらお答え願いたいと思います。

○教育長

ホットラインというご質問でございますけれども、これ大変簡単にはできない問題でありまして、ご家庭でもできないと思いますし、学校でも単独ではできないし、教育委員会がやると単独ではできませんので、いろいろな場所がですね連携をしないとできないことというふうに思います。現在、大変困難な、それを開設することは困難な状況だと思いますので、難しい状況であろうとこんなように思います。ただし、ホットラインではないわけですが、もし、アナフィラキシーショックを起こした場合にですねどのようにするかということについては個々の子どもについてみんな対応マニュアルを作っておりますので、そのマニュアルに沿って対応をするというふうになっております。例えばですねある子どもについては学校中の全先生がそのマニュアルを持っているとか、あるいは消防署の救急隊までそのマニュアルを届けてあるというようなこと。医者にも届けてあるということ。だからいざという時には手順がパ、パ、パと揃っていてできるようになっている。ホットラインはありませんけれどもそんな対応をしているところがあります。

○堀内（9番）

以上をもちまして2件目の質問を終わりますけれども、古村教育長におかれましては2期8年間にわたり辰野町の行政、教育に携わり尽力いただきました。感謝申し上げます。次第であります。その間、辰野町支援ボランティアの導入、信州型コミュニティースクールの推進定着、中学校の学力向上に対応した家庭学習に向け、長野県のモデル校の指定等々、多くの改革をされその功績は多大であると私は感じております。今後とも健康に留意され、地域の活動とともに教育に今後も助言をいただき活躍されますことを祈念いたします。ありがとうございました。

続きまして最後の質問に移ります。これは難病疾患に対する対応についてでございます。これは3の1と3の2を同時にちょっと行いたいと思いますけれども、現在国が指定している難病は56疾患であります。疾患は非常に大変な負荷生活を背負っておりますけれども、現在辰野町において辰野町難病患者福祉手当条例ということがあって手当が支給されております。この目的は難病患者の心身の安定に寄与してかつ、福祉の増進を図ることです。ここで町長に質問いたします。辰野町における認定の難病

疾患者該当数はいく人くらいいるのか。福祉手当の関係は他町村と比べてどうであるか、見解を、他町村と比べて福祉手当の現状についてお尋ねいたします。

○町 長

認定の関係でございますけれども、国の指定の56疾患と長野県認定の2疾患合わせまして58疾患を対象としておりまして国の指定では31疾患58名、長野県認定では1疾患1名の方が特定疾患の受給者証が交付されております。手当てでございますけれども辰野町では月額2,000円、年額で2万4,000円でございますけれども、それぞれ大きな差がありまして、諏訪地方ですとか岡谷地方だとかそちらの方は支給がございません。上伊那では伊那市が特に多くて年額6万円というような金額をお支払いになっておりますけれども、27年度からは新規認定が1万円に減額、というような形になっておりましてそれぞれ金額等も大きな差があるようであります。以上です。

○堀内（9番）

多くの方々が難病で、戦っているというのが現状だと思います。今回、この見直しがされて新疾患病指定という形の状況が変わります。ここで国会で成立したわけですが、この一方で患者の自己負担限度が見直されたり300以上の指定をされるという形の状況になりますので、福祉手当についてもかなり負荷増になるのではないかとこのように懸念されます。今回、重病患者でも最大月3万円の自己負担が求められることで、非常に負担が大きくなるということになりますけれども、対象者数も現在95万人が165万人とかなり増えるであろうという形の状況で言われております。ここで質問いたします。指定が300以上、300ということで拡大するに伴い指定患者をどのくらい見込んでいるのか、これに基づいて福祉手当はどのくらい増額はあるのか質問いたします。

○町 長

56疾患がですね27年の1月に110、27年の夏には300になる想定がされておりますけれども、そういったことで見込みますと町ではおよそ今年度160万円ぐらいでございますが250万円ぐらい、その当てをはめていくとなる見込みだ、そんなふうに思います。以上です。

○堀内（9番）

少なくとも増額になりますんで、そのへんの対応をという形の状況になるかと思えますけれども、この中でですね、やっぱり患者に対して手当の制度が変わるわけですから、なかなか難しい状況、徹底するのが難しい状況があるんじゃないかっていうような気がします。たまたま今回私に相談された方につきましては、辰野町のその制度を知らなくて同じ病の人たちの違う、離れた所の人たちにこういう制度があるんだよってということをお聞きしたという形の状況を聞いております。やっぱりその今回拡大しますんで、特にやっぱりそのそのへんの難病者、自分はどうかかっていうの、その徹底がですね非常に重要な状況になると思えますんで、最終的には医師を含めての連携という形になるかと思えますが、窓口の、役場窓口での対応も含めての今後の徹底の仕方についての見解を述べていただきたいと思えます。

○町 長

今おっしゃられるようにですね、特定疾患の医療受給者証が保健所から交付される際にですね、各市町村の難病患者に対する手当も含めて福祉制度についてご案内をいただいております。そういったこともありますので、特に医師との連携ってということではなくてですね、そこまで認定のもらう時にその説明がございまして、多分そんなことでいいんじゃないかと、こんなふうに思います。ただ申請を忘れるような方があれば保健所と連携を深めていくと、そういうことで進めていきたいこんなように思っています。

○堀内（9番）

住民ていうのはなかなかその制度を理解するっていうことを、医師からの多分話があって保健所で認定をするっていう形の状況だと思いますけれども、なかなか難しい状況があるかと思えます。そんな形で少なくともですね、たまたまこの方も申請しようとしたらなかなか辰野町のホームページに行き着かなかったっていうような話もちょっとありましたんですけども、私も実際にやってみました。そしたらかなり精密にですね、行けるような形で私もできましたね。これは電子申請様式という形の状況の中で辰野町のホームページでですね、50音検索がありますし、組織別の検索っていう形もありますし、そこやっていくとどういうものかっていうことができる、ちゃんと用紙が出て来るっていう状況ありましたので、これをきちんとやってできれば良いのかなという形の状況かと思えますが、少なくともですねそういう点で徹底を図っていただきたいと

思います。最後の質問になりますけれども、難病患者福祉手当の増額見直しの考えはないかということで伺いたします。現在医療費や薬代は無料です。今回の改正により個人負担がですね、増えます。毎年の申請の診断書の発行だけでも1回7,000円。精密検査がその都度またかかるといことになりますとですね、かなり個人負担が増えるという形の状況が心配されます。現在他町村と比べてもですね手当ては辰野町はそんなに多い方ではないという形の状況だと思いますので、ここで質問いたしますが難病福祉手当の増額見直しの検討の考えはないかどうかお尋ねいたします。

○町 長

今まで認定を受けられなかった方も今度受けられるというそういうふうなこともございますので、また27年度から福祉手当の支給もあるということでもありますので、増額については現在のところ考えておりません。

○堀内（9番）

患者は難病と一生付き合わなくてはなりません。今回3年間の猶予がありますので、その期間は良いと思いますけれども、冒頭話しましたようにかなり個人の負担増が今回あるというのが現実であります。現役で頑張っているうちは良いけど、やっぱり退職しちゃったら生活に非常に困るっていうことが目の前に見えてるというちょっとそんな話もございました。そんな形でですね安心して暮らせるような施策を実施するよう求めまして、以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時20分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 19分

再開時間 13時 20分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席5番、岩田清議員。

**【質問順位4番 議席5番 岩田 清 議員】**

○岩田（4番）

それでは通告に従いまして4つの観点から質問を行いたいと思います。1から3は、

一般町民の方々から私の方に度々質問いただいた事案であり、4番目の教育については2期勤められた古村教育長にその集大成として混沌としている我が国・町の教育の本質及び未来像について伺いたいと思います。

それでは最初に辰野病院の運営についてでございます。先ず辰野病院25年度決算がここで明らかになりました。病院経営の指標として用いられる経常利益率は数字が端的で分かりやすい指標の1つとされています。今回の経常損失は9,545万円ということですが、委員会での今後の審議もありますけれども、私は人件費比率1点に絞って質問したいと思います。人件費比率の計算式は給与費、これは賞与や退職金を含むわけですが、これを割りまして医業収益、掛ける100という形で表されますけれども、辰野病院の25年度におきましては、給与費10億2,678万円、前年比プラス1億円。医業収益は16億7,580万円、前年比約1億3,000万円プラスであります。これを計算しますと61.2%となります。収益も伸びたが給与費も1億円以上伸びまして収支の改善というのはあまり見られなかったと思います。これは審査意見でも指摘されていますけれども、まずですね、この原因についてお伺いしたいと思います。

○町長

引き続き岩田議員さんにお答えをしたいと思います。辰野病院の運営につきまして皆さん方のご支援を賜って町民の皆さん方からご利用いただいてやっておるわけでありまして、なかなか経営自体難しいものがあります。そういった中で職員の給与費というのは大きな指針として見られるわけでありまして、今言われた25年度の61.3%ですか、それにつきましては総務省で地方公営企業年鑑というのがございまして全国の平均が出ております。公立病院でございますので、一般の私立病院で言うんですか、私立の病院だとかそういったも多分大きく違うかと思っておりますけれども、それにおきましては100床以上200床未満では59.7、50床以上100床未満では64.8%ということがあります。丁度、その境目の100床でございますので、まあ100床規模では平均的な数字というんですか、そこらへんの境目でございますので、59.7より多くて64.8より少ないという数字ですので、まあまあ平均的な数字かなとこんなふうに思っています。辰野病院の改革プランによりまして25年度の目標の目標の職員給与費対医業収益比率は62.4%ということでございますので、その目標は25年度についてはクリアできたかな、



こんなふうに思っています。

○岩田（5番）

町長の答弁のとおりだと思いますけれども、私ちょっと古いんですけれども20年度版の病院経営主な経営指標というのがアップされておりまして、ここでは公立病院58.5%、一般医療法人53.3%ですね。これはベッド数によって分けてありますけれどもいずれにしてもですね、黒字化するには人件費率を50%前半、そして今回論じませんけれども、材料費比率を20%、これが黒字化への最短の道とされているわけです。ただしですね、今町長言われた中にですね、私が気になるのは実際には本来病院内の事務経費、そのほか人件費として処理されなければいけないものがですね外部委託費として計上されている、いわゆる「隠れ人件費」というものがありますけれども、これについてのどのくらいの数字になるか回答いただければと思います。

○辰野病院事務長

今の岩田議員さんから言われました外部委託費、これは非常勤医師を辰野病院、今常勤医師が少ないものですから、そこを穴埋めということで信大病院の医局から、また岡谷病院とか、諏訪日赤、伊那中央病院から来ていただいております。この来ていただいた非常勤医師のお金、給料につきましては外務委託費ってということで計上してましてこちらにつきましては、先ほど言いましたとおり職員給与費には入っておらず、経費の中に入っております。こちらについてその数字なんですけれども、平成25年度につきましては8,123万6,350円。率でいきますと、さっきの医業収益から割り返した率でいきますと5.3%になります。ちなみに平成24年度につきましては7,644万3,074円、率でいきますと4.5%です。25年度につきましては非常勤医師は20名おりました。24年度につきましては非常勤医師が18名という数字になっております。以上です。

○岩田（5番）

今ですね8,123万円という非常勤医師のですね、手当が外部委託していることで、そうすると相当数字が上がっていくと。私はですね、これを給与費がですね1億円伸びたという形の中で考えてましたけど、これは原因は何でしょうか。

○辰野病院事務長

25年度でありますけれども、新しい病院として24年度の10月から開始、人材確保のため

めに25年度当初から看護師とかりハビリスタッフ、その他もろもろで13名、24年度から多くなっております。その数字が結局1億円という数字出てきております。

○岩田（5番）

よく分かりました。いずれにしましてもですね、積極的な人材に対する投資というか初期費用という形の中で、今後ですね医業収益を上げていくしかないわけですがけれども審査意見にも厳しいお言葉もありましたけれども数値を改善することに全力を挙げさせていただきたいと思います。さて、この項は終わりますけれども新病院開設以来ですね、病院の対応が非常に良くなったという話が聞こえて嬉しく感じておりますけれども、一方で、昨年度から私の元にですね何件か緊急時の対応について指摘されてきました。ここへ来てですねまた、何件か指摘されましてぜひですね、このへんのところをですね議会で取り上げて欲しいということがございましてお尋ねしたいと思います。主としてですね時間外での電話での対応の事案でございます。3点くらい紹介したいと思いますがけれども、1番目、子供が犬に噛まれたケースで、電話での応答は「非常勤の先生は勤務時間が終了して丁度帰宅するところなので診療できない」こういう言い方もちょっと変だと思っておりますけれども、それでもう電話を切っちゃって患者の方はですね岡谷病院の方へ連絡したらすぐ来いということで岡谷病院へ行ったと。それから2番目にどうですね、幼児が夜間7時ごろ魚の骨をのどに詰まらせた。それから別のケースでも熱を出した。こういうケースがありましたけれども、その電話での応答は「専門医がいないので診察できない」、これは伊那中央病院の方へ連絡しまして行って解決した。3番目はつい直近でございますけれども、建設業の方でございますけれども、無理して足の傷を放っておいて仕事をしていたら足が化膿して、いわゆるパンパン状態になって夜間急激な痛みを生じた。これ夕方でしょうけど、それでどうしても見てくださいということだったんですがけれども、電話の応答の中で「無理です」と「困っていますので、とにかく診てもらえないか、病院を紹介してほしい」という形の中でその返事としてですね、「明日の当番医は岡谷病院とイホク・クリニックになっているのでそっちへ行けば」と言われた。非常に本人は憤慨してしまして「あなたは町の職員ですか、病院の職員ですか、氏名を教えてください」と言ったら無言でそれで電話が切れた。極端なケースかもしれませんが、これ実際にあったケースでございます。時間外の対応、特に電話の

問い合わせというのはですねやっぱり教育すること、あるいはマニュアルの研修などやっていけばですね、十分やっているはずなんでしょうけれども、一体こういうケースどうなっているんでしょうかね。

○辰野病院事務長

今の質問に対しましてお答えします。日ごろ職員に対しましては、待遇等、研修をやっているわけでありまして、その一部職員の言葉の使い方とか、今の話の中では電話の応対ですね。そういうものがまずい所がありまして患者の皆様にご迷惑かけていることは本当に申し訳ないでございます。一応、辰野病院の方としましては2次救急医療ってということで夜間とか休日の対応をしておりますが、非常勤医師がいない科につきましては診ることができないってことで違う病院ですね、紹介したりとか、できればその症状を聞いて応急処置の仕方等をお伝えしたりとか、そういうことをやっておるんですが至らないことがあったということは申し訳なかったと思います。先ほどの話の中で、例えば朝のところですけども、土日については信大の外科の方から先生来ていただいて、やはり月曜日、信大に戻らなきゃいけないってことで7時ぐらいには帰ってしまいます。ただ、その時につきましては毎週月曜日は今いる常勤の医師の方で当番制でその間8時半までの間ってうか9時までの間についてはその医師の代わりをするってことでオンコール態勢になっているってことで、ちょっとした行き違いがあったかと思います。また小児科の関係、子どもさんの骨の詰まったりとか熱が出たってことにつきましては小児科全体についてはやはり診れません。これはやはりちょっと診た後の方が一があっちはいけないもんですから、どういう症状であっても小児科はちょっと診れないってことで本当に不便をかけています。そのほかに整形外科ですね、結構先ほどの件も多分整形の方になると思うんですけども、転んで捻挫したりとか、あと頭を打ってしまったりとか、そういうことがあっても申し訳ないんですが、今の病院の方では診れないってことで救急当番院ですね、そちらの方を紹介している状況であります。いずれにしましても不安に思っている患者様に対しましてはちゃんとしたフォローをするのがやはり病院の務めだと思っております。この件につきましてはまた後日、職員を対象にちょっと注意等しながら一所懸命、っていうか、懇切丁寧な対応をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○岩田（5番）

辰野病院があったおかげで助かったという話もほかには、良いことも聞こえてきますけれども、こういういくつかの例が結局ですね町民が辰野病院に対する信頼というものについてどうも薄れていく理由じゃないかと思imasので、特にですね、時間外の緊急時対応できないならば、今事務長がおっしゃったようにほかの医療機関をですね、分かるように丁寧に紹介するか、また対応できないような小児科のようなものは「小児科は対応できませんよ」と言って、町民に広報をきちっとして行ってそういう改善策を図ってほしいと思うんですけれども、またその町民の間では、じゃ、問い合わせのね、応答をですね、きちっと記録しておいてね後で事務長なり皆が検証するということができるようにしておくべきだという厳しい意見もあったことを述べておきます。今ですね、やはり地域間の競争、それから地域医療機関の競争というものが激しくなりまして、審査意見の中にでもですね、ずばりと述べられていたようにベッド数 264、常勤医師32名のですね、新岡谷市民病院が27年度からもう開設されると。この影響は我々が考えている以上に大きいと考えます。そして、辰野から岡谷市民病院まで車で20分の距離ということ考えた時に、今まで以上にですね町民の声が反映する病院であってほしいと願うわけですけれども、箕輪のですね生協病院もですね今増築してますけれども、120床の態勢のところを40床増床してやっていくと。いずれにしてもですね、辰野病院の果たす役割ということはね、今でも考えておられるでしょうけども我々も含めて真剣に考えていかなきゃいけないと思います。それで3番目の質問に移るわけですけれども、病院内の喫茶店ですね、これ私どもは応援隊として週に2回ほどは利用していたわけですけれども、我々何の知らない時にただ突然閉鎖されていまして。その理由とですね、利用者になぜお知らせもせずに唐突に閉店したのかですね、どういうことがあったのかちょっとその理由をお聞かせ願いたいと思います。

○辰野病院事務長

院内喫茶店「BE'S CAFE」と申しますが、こちらにつきましては平成24年の10月新しい病院が開院以来、売店の事業者であります株式会社ベネフレックスが運営してきておりました。今、指摘がございましたとおり、経営形態が変わったっていうことで平成26年の6月27日より、ドリンクバースタイル、これは1カップ100円ということ

でカップは売店で購入しましてボタンを押して飲むような方式なんです。そういうふうなりリニューアルオープンをいたしました。今回リニューアルした理由でございますが、こちらにつきましてはベネフレックス様の方から病院の方に来ていただきまして喫茶店利用者が1日平均10名以下がずっと続いてたことで、年間売り上げよりかも人件費が120万円ほど多く、営業利益ということはマイナスの200万円ということの大赤字だということで、業者の方ではやはり人件費のかからないドリンクバースタイルに変更したいということで提案がございました。病院としましてやはり喫茶コーナー、こちらちょっと休憩していただくにはどうしても必要なものですから閉店されては困りますので、提案どおりドリンクバースタイルということでリニューアルしたところであります。業者としましては今までの形態ですと1日当たり約1万円あまりの赤字が続くということで唐突でありましたけれども、すぐリニューアルオープンしたということがありました。形態が変わる旨の利用者への周知をしなければいけなかったんですけども、そうする時間がなかったということで利用者の方には本当にご迷惑かけたと思います。喫茶存続のためその点につきましてご理解いただきたいと思います。また、病院としまして、このリニューアルしたドリンクバーもちょっと閉鎖されても困りますので、利用方法と分かりやすい表示をするなどベネフレックスさんといろいろ検討する中で利用拡大をやっていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○岩田（5番）

事情は分かりましたけれど、やはりですね普通の店舗が閉店する時には1箇月前とかもう2箇月前とか、少なくとも1週間前ぐらいにね貼り紙でもしてですね、こういうことになりましたという形のをやるのが、普通の感覚だと思いますけれども、確かにですね、コーヒーが200円台、それからジンジャエールに至っては120円ですかね、女性一人必ずパートの方を置くという形では私も無理だなと思ってましたけど、そうしますと最初のプランニングが、企画がおかしかったという話になりますけど、ここではあんまりそういうことを今、言っても仕方ないですけども、今後ですねそういう形の中で契約関係もですね、その自分たちの契約でなくて利用者の立場に立ってですね、形の中でね、じゃあ、もう1箇月先はやるとか、10日だけやって周知の期間をおくとかね、そういう基本的なことをやっぱねやっていかないと商売というのは成り立たない、サー

ビス業ってというのは成り立たないと思いますんで、今後反省の1つの材料にしてもらいたいと思います。いずれにしましても病院は今後ですけれどもどうしても守っていかなければならないものですから、改善の余地があればそこで改善していくという形の姿勢を要求したいと思います。

さて、2番目は人口減少、高齢化に伴う消防団のあり方についてでございます。これも町民の方からぜひ質問してほしいということがあり、ここで質問いたします。まずですね、一番目に消防団の町内定員数は、時代に合わせて減員しているというわけですが、その経緯についてご説明いただきたいと思います。で、充足率はどうなっているか。それから法令上の定年は何才までか、ちょっとそのへんも含めて伺いたいと思います。

#### ○消防署長

消防団員の定数の削減状況についてご説明をいたします。昭和36年の3月に小野村と合併をいたしまして、その時には19個分団 1,245名の定数でスタートをいたしました。それから昭和38年、昭和42年、昭和48年、昭和62年、また平成10年には550名まで削減をされまして平成17年に496名まで削減をいたしまして現在に至っております。削減の理由につきましては、分団にもよりますけれども入団適齢団員の減少、また適齢団員がおっても入団拒否というようなこともございます。また昭和48年に伊那消防組合辰野分署として発足をいたしました消防署の充実によるものも削減理由でございます。充足率につきましては現在は定員に対して100% 496名の充足率でございます。以上でございます。

#### ○岩田（5番）

今、署長の方からですねなかなか苦しい中でも充足率は満たしているというご説明をいただきました。分団によれば新入団員の確保が非常に難しく、分団長や幹部経験者が退団せず残ってフォローして定員を満たしているケースがあるということでございます。我が町が合併したその黎明（れいめい）期の頃には20以上あった分団が8つの分団に集約されたという歴史もあります。各々の分団ごとに伝統や独自の文化・規律もあるので難しいことではありますが、今ですね上伊那の広域へ消防も行政も再編されて次年度には完全に移ります。この大きな転換期に消防団の再編を含めた議論をして行くべき

と考えておりますけれども、町長の見解を伺います。

○町 長

消防団の状況につきましてはお話のあったとおりであります。なかなか人材確保が難しいということが非常に大きな点でございます。消防はですね、国の基準ていうのがあるわけでありまして、人口10万人当たりの消防団員がどれくらいかっていう国の、国って言うんですか町の財政上の行政規模の中の人数では、10万人あたり563人ぐらいがっていう話になってます。それぞれのところの事情によっても違いますので、市町村の中でも小さな所は、かなりのその基準より多くの団員を抱えてやらなければ実際に山あり谷あり、難しい所もあろうかと思っておりますけれども、そういうふうな状況の中でかなり町といたしましてもそういったことで、消防費って言うんですかそういったものを多く支出して団員のって言うんですか、消防を備えていると、そういう状況であります。前の一般質問でも消防団、奉仕団、そういったものの中で改革をっていうお話もございましたんで、そういったものを引き続いて相談しながらその見直し等も行っているって言うんですか、そういう準備もしているところでありますので、総務課長の方からどんな状況かっていうのも含めて答弁をしたいとこんなふうに思います。

○総務課長

消防団員の関係につきましては署の関係が広域化になるってというようなそんな点からですね、1つの転換期を迎えているのかなってというようなそんな状況でもあります。昼間火災の出動につきましては現在複数分団をですね、出動要請かけておりますので必要な団員数の確保に努めているところでございます。団員確保の困難な分団等につきましてはですね、女性団員の加入も含めてですね分団の再編も必要になってくるのかなってというようなそんな感じもしております。例えて言えば2分団やなんかにつきましてはですね非常に団員数の確保が難しいってというようなそんな中でですね、2分団、3分団を一緒にするとかっていうようなそんな見直しもですね、検討していかなければならないような状況ではないかと思っております。それから17区に組織をされております自主防災組織の定員て言うか定数ですね、このへんも今後の中で見直しをしていただきながら拡充をしていただくようなそんな方向で検討をさせていただければと、こんなふうに思っております。それから、昼間火災に対応するために役場の常備部のほかにですね、役場職員

による組織化も検討の1つかなってそんなこともあります。それから、現役の消防団員のほかにですね、消防団OBですね、防災士も含めてでありますけれどその組織化等も検討の材料かなっていうふうなそんな感じでもあります。また、機能別消防団員の確保というようなそんな部分でですね検討させていただければと思っております。以上です。

○岩田（5番）

今、今度総務課の方へ担当が移ったという形の中で総務課長の方の説明でよく分かりました。今言われた分団の方からの相談でした。この問題は消防団のみならず日赤奉仕団においてもより深刻な状況だったかと考えられます。状況が徹底的に悪化してから手をつけるとなかなか解決策の道を狭めてしまいますので、ぜひですね町長検討されるなら消防委員会などを核としてですねこの転換期にですね、新しい形で消防団が生き残っていける、あるいは町の1つの防災の要として位置するようにですねぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは3番目の空き家対策についてでございますけれども、これは午前中に三堀議員の質問がありましたので、固定資産税の話もございましたのですが、それも出ましたので、固定資産税や防犯については割愛しましてやっぱ町民の相談をいただいた樹木の伐採について伺います。最近、1町民の方から受けた相談でございますけれども、隣の空き家から伸びてきた樹木の枝を切って良いかと言う相談です。隣の空き家の所有者は遠隔地に住んでいるようで連絡するすべもなく住所も分からない。また数年に一度くらい帰って来ることもあるようだが挨拶もないので帰って来た時も分からないし、話をする機会もないと。私はこの相談を受けた時にこれはですね役場に相談することをアドバイスしました。で役場のどの機関で受けたかちょっと分からないんですけれども、返答は「区の方か、民生委員に相談して欲しい」ということでしたけれども、こういうケースではどういう形で対処したらよいのでしょうか。伺います。

○総務課長

樹木の伐採につきましてはですね、非常に個人の所有物ということで行政が立ち入ってそこまでできるかどうかというのが疑問に思うところでもありますけれど、やはり隣近所の方にお聞きになっていただいてですね、どの辺に親族の方がいるのかどうか確かめていただく中で連絡等を取っていただいて了解を得てから木を切る手はず等をしてい



ただければというふうに思います。役場の方では空き家対策の中では草木も中に入っておりますので、非常に手が着けられないような状態等になればですね、連絡を取るようなそんな形もとれるかと思っておりますので、できるだけ区なり民生委員の方を通じて区の方で対応していただいて、それでもだめな場合については町の方もお話をするというようなそんな状況にさせていただければと思います。

○岩田（5番）

所有権との絡みもあってなかなか難しい問題だと思います。課長の答弁の中で町も弾力的な形で相談に乗るというお話を伺いました。実はですね、これは知っている方は知っているということで非常に古くて新しい問題と言いますが、これ民法にですね、第233条でございますけれども、竹木の枝の切除、竹とか木ですね、の切除及び根の切り取りという条文があります。第1項で隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができると。2、隣地の竹木の根が境界線を越えるときはその根を切り取ることができる。ということで文章にすればこうなんですけど、簡単に言えば隣の家から出てきた柿の木、柿の実や梅の実は隣のもので、要するに根から生えてきた竹の子は取っても良いというような形で冗談で言うこともありますけれども、そういう形でございます。ところが実際に困っているケースは台風シーズンや何かで枝折れとかやはり枝の方なんです。これやはり今、季節外れの台風もいっぱい来てますし、秋口の落葉などによる迷惑などがあるわけですが、ぜひですね、町の方の相談窓口というのをですね広報していただきたいと思っておりますけれども、こういう問題は結構深刻で例えば猫が居ついて近隣をあれすとかいろいろなことがあるんですけれども、この空き家対策の中で実は現在ある空き家の周りに対する被害というのが結構あるわけですが、町長のお考えはどうでしょうか。

○町長

今、お話のある非常に難しいケースっていうのがそれぞれ皆さん方、簡単に手が着かないことであらうから、そういったものについては町の方でもお手伝いができる態勢を取らなきゃいけない、こんなふうに思います。できるだけ解決するものには、解決と言うんですか話があるのについてはやっていただいてということで、あろうかと思っております。道路の方へはみ出した場合は、またどうなるかっていう問題もあるわけであ

りますので、そうったことも含めてできるだけ言うんですか相談にのれるような態勢が取ればいいなど、こんなように思っています。

○岩田（5番）

いずれにしましても空き家対策、リフォームも含めていろいろなことが言われてますけれども、一つひとつですね丁寧に町民サイド、困っている町民サイドに立ってですね、行政、きめ細かくやっていただきたいと思います。

それでは最後の教育についてでございます。古村教育長とは、議会において何年もの間、教育についての諸問題を質疑いろいろなご回答をいただいてまいりました。今回、ご勇退と伺い積年の御労苦に対し深い謝意を表するとともに、議論を重ねた日々を回顧して一抹の寂寥（せきりょう）を感じております。本当に最後の質問になりますけれども、教育長のですね現代教育の総論と教育のあるべき姿を伺いたいと思います。最初です混迷を極めている現代教育の課題について、教育長は最大のものは何だとお考えでしょうか。

○教育長

議員さんには深い労いの言葉をいただきまして、ありがとうございます。現代教育の最大の課題ということでございますが、これは私の個人的な見解で良いかなと、こんなふうに考えておりますが、私はやっぱりですね社会の変貌が非常に激しくてですね、この変貌に教育が追いついていけないというところはかなり問題があるのかなというふうに思っております。その結果としてですね、例えば科学技術の先端が学校にないと。学校よりも先に企業とか社会に最先端がある。あるいはですね文化もそうですね。文化の最先端が学校にはない。例えば建物もですねかつてはですね学校の建物って村中で一番立派な建物建てたと思うんですよね。どこにもないほど立派な学校っていうのが、学校の建物であったというふうに思うんですけれども、今決してそうではないと。もっとほかの方がもっとも立派な建物や施設設備があるというようなこと。それからですね、例えばピアノにしてもですね昔は学校にピアノがあったけど、ほかにはピアノなんてなかった、でも今、どこの家庭に行ってもほとんどピアノはあるとかですね、そしてまたピアノを本当に弾ける子どもが学校で育つかって言うと、学校で全員がピアノ弾けるようにはならないですね。ドレミファぐらいは弾けるにしてもですね、それは外の塾とか

ご家庭に頼っているというような文化の先端の話。テレビもご家庭に皆入ってから、後から学校へ入る。パソコンもそう。ご家庭や企業に皆入ってから後から学校へ入る。というような形で文化の先端が学校にない。それからもう1つですね、人材の先端が学校にない。かつてはですね学校の先生はそれなりの学校を出て来た立派な人だっというようなイメージが皆強くて一般の人たちは大学を出ている人はそんなにいなかった。ところが今、大学出ている人は世の中にいっぱいいる。というような形でですね、もう社会がどんどんどんどん先に先に進んでいって、その科学、技術や文化や人材の先端が学校でなくなってしまうと。これが学校を尊敬されないっていうかね、尊敬される位置にないっていうことが、どうも学校教育の一番の課題かなとこんなふうに考えているところであります。以上です。

○岩田（5番）

教育長のお話はよく私も素人なりに分かりました。教育長は普通的能力を持った子どもを普通の社会で普通にきちっと生活できることをですね、そういうことを目標にするということで、伺ったこともございますけれども、私はですね自らが教育を受けてきた経験から考えて、エレメンタリーな部分で先ず生きて行く上で必要最小限のことを最重点に教えるべきだと、義務教育では。昔の人の言葉で「読み・書き・計算」これをきちっとやると。今ですね、国際化の波ということで英語教育を小学生から導入する、確かにこれも必要かも知れませんが、ただしですね、今までのような英語教育、教育長も含めひな壇の課長の方々、何よりも私もそうですけれども中・高・大と10年にお互って英語を習って来ていますが、その英語がどのくらい実社会で役に立っているのかってということですね。役場の業務の中で本当に英語が必要な時はですねホワイトモの一行がお見えになった時くらいしかないような気もするんですよね。睡眠時間を削って勉強した微分・積分や歴史の年号の暗記はどうして必要だったのか。こういう素朴な疑問に答えられないところにこそ、今の教育の深刻な課題があると思います。今日のニュースでですねテニスの錦織選手が流暢な英語を駆使していました。あるいは卓球の福原選手の中国語、ネイティブとも思われるような中国語を使います。サッカー選手、大学も出ていませんけれどもスペイン語を操ります。全て必要なら人間は、特に若い人たちは習得していくわけですよね。海外を目指す青少年は別にして、義務教育段階では正しい日本

語、漢字の読み書きをきっちり教育することが第一義であると思っています。この点はどうも教育長の考えていることとそんなに変わらないと思いますけれども、2番目としまして、議会の場で教員のもので不祥事対策、教育長の顔も何回も曇ったと思いますけれども、現代の教育者あるいは教師にとってもっとも必要なものは何だと考えておられますか。

#### ○教育長

これも私の見解になろうかと思えますけれどもですね、やっぱり人間性に富んでいてですね、そして人間的に魅力ある先生というのがやっぱり大事じゃないかなというふうに私は思っています。自分自身が子どもであった時の経験からもそんなふうに思っています。ある高校の先生がですね、私はいまだにそのことを忘れないわけですが、世界史の授業をしながらですね、世界史とは関係ないことだけど、自分の父親が亡くなった時に葬儀屋さんの扱いが乱暴で本当に心が痛んだってということを授業の時間に涙を流して言ってくれたんですね。そのことがいまだに私は心に残っていますね、「ああ、そうだな」そういうね人間的な先生。尊敬できるなと、この先生はついていけるな、そういう思いがしたものであります。やっぱりそこが一番大事だろうというふうに思っております。そのほかにはですね、包容力が大きくて、人を差別しない。平等感がある先生というようなこととか、あるいはそうは言っても教え方も上手でなきゃいけないというふうに思いますので、授業の方法とか学級経営のあり方とか部活の仕方とかいうようなことを常に自己研鑽に励み、より良い方法を習得していく意欲のある先生と、これやっぱり大事だろうと、こんなふうに考えています。そういうことに一所懸命になれる先生は不祥事も起こさないだろうと、こんなふうに考えているところであります。

#### ○岩田（5番）

教育長からは「教師も普通の人間である」という言葉も何回かお聴きしました。これは先ほど言われたように否定はできませんけれども、しかしですね現代の義務教育において、あるいは公教育において、生徒とその親は先生を選ぶことができないというのも事実であります。私の拙い経験からいえば、教師に必要なのはまず、プロの教育者としての自覚。次に理想と目標を持っている教師たる。③として何より子どもたちに対する愛情、この3つであると思えます。いろいろありますけれども、子どもたちは学校生活

を通じて集団生活のルールや規律を学ぶ。それを教え指導するその中心にいるのが紛れもなく教師であり、先生であるわけですからしたがってですね、学校、教師は学校や教室の中では権限をそれなりきの権限を付与されているわけです。今の先生にですね「現代のペスタロッチたれ」ということは望むべくもないでしょうけれども、少なくとも子どもや親に対して信頼を得るような、そういう辰野町の小学校であり中学校であってほしい、そういう先生であってほしいと思います。最終、本当に最後の質問になりますけれども、教育長にとって自ら理想の教育とは何でしょう。それをお伺いしたいと思います。

#### ○教育長

なかなか難しいことかとこんなように思いますけれども、私はですね、理想っていうのはやっぱりですね、学校だけでは今ね、学校だけでは教育が完結しないという時代であろうと、こんなように思っています。学校と家庭、それから地域の皆さん、それから行政そういったものがですね皆で連携し合いながら力をつけて、学校教育が尊敬される立場にあるように努力をしていくことが大切であろうと、こんなふうに思っているところでありますので、その4者がですね、車の4輪のように連携しながらともに教育環境を作っていくっていうことが大切だろうと、こんなように考えています。今、辰野町では地域の皆さんが随分たくさんボランティアとして入って来て来ておられます。これは非常にありがたいことだなというふうに思って理想に近い形なのかなと、こんなふうに思っているところであります。もちろん課題もたくさんあるわけでありましてけれども、少しでも理想に近づけるようなそんなところが出てくればありがたいと、こんなふうに思っています。OECDのやる世界学力テストがありますが、そのテスト比較をしてみますと日本は参加60何箇国の中でもいつも常に上位にあります。一番最近の1913年の調査では2位、3位、4位ってというような大変良い地位を占めているところでありますので、とても捨てたもんじゃないなと日本の教育も、というふうに思っていますが、参加加盟国の中で日本は教育にかけるお金が非常に少ない。少ないけれども、成果があがっていると、こういう結果でありますので、文部行政もお金をかけてくれればもっと良くなるかなとこんな期待をしているところであります。以上です。

#### ○岩田（5番）

今、教育長の理想の教育というのを伺いましたけど、なかなかこの激変する社会の中難しいと思いますけれども、少なくとも教育長が子どもたちに夢を与えられるような、そしてその実現のためにはどうすべきか、を示していく羅針盤を示していくというのが一つの理想の教育の姿かなと思います。ただし、なかなか学校ではですねそういう平等ということですが、また実社会に出れば見せかけの平等だけではなくて、個人の能力差や親の財力の差などこういう格差社会であるということもですね、教育できちっと、あるいは競争社会であることを、教育の方でも教えると。しかし機会均等であるから本人が努力すればマイナス材料を克服して目標を達成できる、自己実現できる社会であるということですね、理想の教育の中で教えていっていけば素晴らしい社会になると思いますけれども、古村教育長のですねいつも真正面から真摯に答えていただいたことにですね本当に感謝し、今後のご健勝をお祈りしまして私の質問を終わります。長い間ありがとうございました。質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 13 番、宮下敏夫議員。

**【質問順位 5 番 議席 13 番 宮下 敏夫 議員】**

○宮下（12番）

それでは、あらかじめ通告してあります 3 項目について質問します。まず初めに豪雪、豪雨、地震災害に対する地域防災についてであります。今年に入ってから豪雪、特に最近の短時間での集中豪雨は気象庁の現在の技術では予測できないと言われており、大雨注意報・警報や土砂災害警戒情報等を活用して早めの安全確保が必要とされております。各自治体は地域防災体制を早期に立ち上げることが求められており、地域防災は最重点課題として取り組まなければなりません。今回豪雨等による自然災害の防止対策については先ほど、堀内議員からも質問がされておりますので、重複しないようつとめ質問したいと思います。1 つとして平成 26 年 2 月、県内全域に発生した大雪災害の事後検証と対策についてであります。今年の 2 月 8 日、及び 14、15 日の週末にかけての大雪は県内では気象庁での観測史上 1 位となる積雪を各地で記録し、そのため高速道路、主要国道の交通止め、列車の運休などが発生し、町内でも一部の道路で大量の車両が滞留するという混乱をもたらす事態が生じました。これからの年末にかけての降雪シーズンを迎え

るにあたり今後の対応が急がれております。3月議会において私を含め複数の議員から雪害対策について質問し、また議会として国道153号の除雪体制の強化を求める意見書を長野県知事宛てに提出いたしました。今年5月議会報告会において豪雪、豪雨災害についてをテーマとした意見交換での提案、要望を含め、町に早期対応を求めてまいりました。これに対し、県内各自治体と長野県が実施した県内大雪災害に対する事後検証に基づく今後の各機関との連携及び町の対応について次の3つが混乱の大きな主要原因とされ検証され改善に向け検討されていると聞いております。質問します。県の対応として1、除雪の遅延、2、滞留車両の発生、3、情報発信の不足、特に町として早急に取り組むべきことは道路、交通管理者間の連携強化による連絡体制の整備。除雪会議の早期開催。町内各区の除雪機械設備支援。排雪場所の確保。であります。これらについて今後どのように改善されるのかお伺いします。

○町長

除雪の関係でありますけれども、課題があってその課題を2月の大雪が与えてくれたりと、それによって多くの意見の中で多くのことがその方向としてって言うんですか、取り組まれて来たという現実があります。先ほどもお話をいたしましたけれどもそれぞれの連絡の連携、そういったものが結ばれるって言うんですか、行われてきました。こういったことが非常に大きな課題に対する成果であったと、こんなふうに思います。今お話のございましたような除雪の遅延と、それから滞留、車両の滞留。情報の発信不足、そういったことがあります。除雪のこのシーズンを迎えて除雪会議等も例年行っておりますけれどもそういったものも、県の方はもう新聞に載ってきた、一部載ってきたってというようなこともありますので、そういったものも早くに行われる。それから適正に行われる、そんなふうに思います。排雪場所等も昨年は追加って言うんですか、緊急で追加したりしてまいりましたけれども、今年はそういったものも引き続いて行っていくと。そういうふうなこともあります。それぞれの細かい内容につきましては担当の方から申し上げますけれども、そういった課題をクリアすることによって十分とは言えないかもしれませんが、前進した除雪体系ができるんじゃないかとこんなふうに思っています。

○総務課長

6月にですね、長野県副知事を座長といたしました検証チームの報告が出されておりますので、そのへんについて報告させていただければと思います。課題、除雪の遅延の課題としてでありますけれども、先ほど町長もおっしゃったとおり除雪の体制の連携が不十分だったということでありましてですね、その件については各機関、警察も含めてですね、市町村も含めて幹線道路等の関係についての連絡会をもっていくということで提案等されてきております。これも期限を切ってですね11月までにはそういう連絡会議を設けていくというようなことで報告をされております。また、滞留車両の発生についてもですね、これも除雪体制の強化が必要というような課題の中で、気象の情報によりまして除雪車両を弾力的に配備していくというようなそんな状況でもあります。それから事前にです、交通規制のタイミング等の調整を計りながら迂回の誘導ポイントを設けていくというようなそんな報告であります。それから情報の発信の不足につきましては、分かりやすい情報をいただく中で発信をしていくというようなそんな状況であります。SNSを活用した状況提供等も課題にあがっておりましたので、こちらの部分につきましては町といたしましてもですね、今整備をしております防災情報ステーションの整備事業によりましてカメラだとか、気象情報の情報を得ながらいろんな情報媒体を使いながらより正確な情報を皆さんに伝えていきたいということで、現在構築をしております。以上です。

#### ○建設課長

それでは道路管理の立場から説明させていただきます。去る8月の27日ですが、伊那建設事務所、国県道の道路管理者でございます。またこの2月の豪雪、検証の結果について今後の対応を実務を行う件でございますが、その中において町との会議が行われました。1としましては先ほど総務課長の申し上げましたものとダブりますが、幹線道路連絡会議、除雪連絡会議、3としまして緊急確保の路線、地域間の連携路線、及び除雪優先路線、地域内優先路線の設定。4といたしまして緊急時豪雪時の排雪に伴う、排雪場所の設定。5としまして緊急時豪雪時大型車両の待避所スペースの設定。6としまして緊急時豪雪時における県と市町村との総合除雪、7としまして緊急時豪雪時における隣接県との総合除雪について。8といたしまして除雪等委託業務の共同化の方式の施行について、それから9としまして除雪時におきます降雪地域から消雪地域への支援体制。



10としまして情報の一元化及び分かりやすい情報提供。11としまして広報等の打ち合わせを行いまして今後この12項目に対して進めていくところでございます。町の考え方でございますが、この今月ですか区長会がございまして。そこで区長会ともお話をする中において、除雪体制を諮っていくものでございまして、現在今考えているところにつきましてはこの2月の反省に基づきまして、進めるところでございます。除雪路線につきましては昨年約5キロメートルを増強いたしましたので、除雪路線につきましては昨年並みにいきたいと思っております。しかしながら、豪雪時の吹き溜まり等で地元の除雪機、そしてトラクターに付ける廃土板等が活用できなかった。そういう路線があるということで昨年、幹線生活路線除雪という形で急遽取り組んだ経過がございまして。このものにつきまして今年には先に業者を決めさせていただきまして、第3次態勢という形の中において早くから取り組める態勢を確保をしていきたいと思っております。また本年度宝くじ助成金ということで7台の小型除雪機を購入する形になっております。これにつきまして各区の要望に基づきまして各区において、通学路、歩道、生活道路の除雪の体制、またこれに伴う今現在、問題となっております高齢化問題そういうものにも対応できるような地域で除雪作業ができる対応を考える中において、7台の除雪機を要望を出す区に貸与していきたいということで考えている次第でございまして。それにつきまして次回の区長会に諮りましてその中から17区のうち7区を選択いたしまして除雪の貸与を図ってまいりたいと思っております。なお、第1回区長会におきまして除雪機の補助につきましてご説明をさせていただいてあります。今後にとまなましまして1地区より1台の除雪機の購入の申し込みが来ている次第でございまして。そういう形の中において今年度の今後の除雪態勢を図っていききたいと思っております。以上でございまして。

○宮下（13番）

この検証会議の中で高速道路についてはなるべく通行止めにならないように1車線を先行してやりたいというようなことも新聞にありましたし、また上伊那の南部では建設業者と一括、町道、あるいは県道、国道等も1つのエリアとして除雪態勢を組むというようなことがありましたので、この北部についてもまたこれから除雪会議等もあると思っておりますけれども、そうした効率的な除雪作業ができるような取り組みをぜひお願いして今年の冬には今までのような混乱のないような態勢を進めていただきたいと思います。

次に地震、豪雨災害時の避難についてであります。7月には南木曾町の土石流災害、8月の広島市で発生した短時間での集中豪雨による土砂災害では70人を越える犠牲者を出し、懸命な捜索活動が続けられました。国内の異常気象は日本列島各地で発生し、今後油断することのできない事態が続くものと考えられます。災害から人命を守ることを最優先とすることは的確な避難指示、避難勧告であります。質問します。町は、災害発生による避難勧告の手順マニュアルについて誰が、いつ、これは「いつ」は発令基準です。それから、どのように、情報伝達の手段、それから誰に、また避難所の確保及び誘導指示は誰が行うのか。これらを明確にしておくべきと思いますが町の見解をお伺いします。

○町長

発令基準で言うんですか、いつ、誰が、どこでっていうふうなことでありますけれども、発令基準としては非難準備情報が先ずあります。非難準備情報は大雨警報、土砂災害が発表された場合、対象となる箇所付近で前兆現象、流水の異常な濁りだとか、斜面からの湧水量の増加等ですけれども、が確認された場合には非難準備情報ということでお願いをすることになっております。それから、町の対策本部長でありますので、発令者は町長ということになっております。その次は避難勧告でありますけれども、対象となる箇所付近の前兆現象、溪流内での流木の発生ですとか、斜面から小石がバラバラ落下するとか、擁壁・道路等にクラックが発生するとかっていうことでありますけれども、そういうことが確認された場合には避難勧告というような段になります。避難指示につきましては、対象となる付近で土砂災害が発生した場合、対象となる箇所付近で土砂移動現象、前兆現象、地鳴りですとか山鳴り、流水の急激な濁りや溪流水位激減、斜面の亀裂等が確認された場合に発令されるようになっております。町に气象台から特別警報が発表された時には、前兆現象により発令することとなっています。いろいろ方法等ございますけれどもそういったものについては担当の方から申し上げますけれども、基準はこういうことでありますけれども、実際にどういうふうな現象が起きているか、いろいろ状況の判断の中から行わなければならないわけでありますので、なかなか難しいところもあるかと思えます。広島の実害におきましても、情報がたくさん入って来るとしてその情報を見逃してしまったとか、聴覚障がい者の所へファックスがたまたま担当者がその所へちょっと仮眠中ですか、そういったために送るのが遅れてしまったりとか、

いろいろの手際がある、不手際があることが、こういう緊急時にはあるわけでありませうけれども、昼間の災害についてはかなりそういった手当でもできるわけでありませうけれども、夜間ですとか特に深夜の場合には非常に難しいのが出て来ます。そういったことであらかじめ予想されるような時には早めにそういった準備情報を出すとか、そういったことで住民の皆さん方にその発令があったからすぐ逃げるとか、そういった時まで我慢するとか、そういうことでなしにですね、早めに自分で判断できるような中でやっていただくことが本当は重要な、こんなように思ってますけれども一応ご質問の判断の基準はそんなふうであります。避難所だとか、避難だとかそういうものについてはまた総務課長の方から申し上げたいと思います。

#### ○総務課長

災害時におきましては、災害対策本部が設置されるわけありますので、気象情報だとか、警報、県の河川砂防情報ステーションの情報、あるいは国、県の設置しております雨量計の観測雨量、雨量予測、先ほども言いましたように整備中の防災情報ステーションの情報等を総合的に検討する中でですね、本部の中で検討し、本部長から発令をしていただくというようなことになろうかと思えます。情報伝達手段といたしましては、防災行政無線、告知システム、町のホームページですね、それから携帯メール、ほたるチャンネル、LCV、エリアメール、防災情報ステーション（SNS）、広報車等が手段として用いられるものになります。また情報の伝達方法でありますけれど、区長、場所によっては自主防災組織の代表者となっておられますので区長の方に先ず連絡をさせていただくような形になろうかと思えます。それと同時に消防団長、分団長、それから民生児童委員の会長さん、民生児童委員さん等に連絡をさせていただいて避難所が必要になる場合につきましては避難所の開設というような状況に移ってまいります。また、防災士の方もおりますので、こちらの方の方の手を借りながらですねいろんな情報等も対象の箇所の住民の方にお伝えをしていくと、そんな手段になろうかと思えます。

#### ○宮下（13番）

避難については先日の講演の中で「釜石の奇跡」で講演されましたけれども、津波のような場合には何でも高い所へ逃げれば良いという目的がありますけれども、この山国

についてはどこへ、先日の防災訓練でも避難勧告が出たらどこへ逃げれば良いという近所の人から質問されたんですけれども、実際にある程度指示、区なら区長、町から区、そういう指示命令をはっきりしておかないとそれぞれ避難しろと言われてもどこへ逃げたら良いのかという、そういう住民も多いかと思います。ぜひそこらへんもまた区長会等でもまた各地区の防災会議等においてもそこらへんもまた徹底してもらえれば良いかと思います。それでは次に豪雨時は窓の締切り、また土石流による住居、通信施設の破壊により、はたるネット、防災無線での情報伝達は不可能と考えます。防災、減災対策の中でも喫緊の課題は、いかに災害情報を正確かつ迅速に伝えるための情報伝達手段として携帯緊急速報メールの加入拡大が必要であると考えます。質問します。今の携帯緊急速報メールへの加入状況及び加入促進への取り組みを含め、町の見解をお伺いします。

○総務課長

携帯メールの登録者でありますけれど、3,560件の方が登録していただいております。これはですね、学校の情報だとか、業者の情報だとかっていう部分で、登録の仕方がですね、いくつも方法ありますので登録者については3,560というようなそんな登録者になっております。こちらの方の登録方法につきましてはですね、町のホームページの方にも掲載してあります。それから昨年まで行っていました町政懇談会の折にですね、こういう情報もニュースする方法の1つというようなことの中でですね、登録方法等もお知らせをしてきたところでもあります。またこれからもですね、広報等通じてですね、登録の仕方等につきましてはお知らせをしまいたいと思っております。以上です。

○宮下（13番）

こういう災害があつて避難命令が出た場合には、外に出れば情報を確保する手段がありませんので、この携帯電話の緊急速報メール、これが一番効果があると思っておりますので、ぜひそういうことも、またPRしていただいて町民、一家庭においても携帯電話は1台だけではないですので、そういう情報は家庭、家族の中でも1人でも確保できれば避難することができると思っておりますので、PRして全町民が入れるような態勢づくりをしていただきたいと思います。次に町が指定している避難所の見直しについてであります。最近の集中豪雨等による災害は大規模であり、辰野町内面積の80%を占める山林を抱えた山裾地帯は常に土石流災害への不安を抱えております。町内避難所はそうした地区内に

も配置されており、災害発生時、収容しやすい避難所確保が求められ長期の避難生活可能な態勢の準備が必要かと思えます。全国各地で避難所として使用している学校体育館は多くの方がプライバシー問題など精神的に悩んでいるとの報道を耳にします。そこで提案します。旧福寿苑の後利用について町は福祉施設として貸与等検討中とのことですが、貸与部分を小規模にしても今まで使用していた54床棟は福祉避難所として確保し活用すべきと提案しますが町の見解をお伺いします。

○町 長

福寿苑の跡地の利用でありますけれども、災害の避難所って言うんですか、そういったことじゃなくて、違うあれに使うって言うことですか、それとも災害のためにとっておくって言うことですか。

○宮下（13番）

54床の今まで部屋があるわね、その部分だけは長期になった場合、どこも全国で見ても体育館を段ボールで囲ったりしているんだけど、障がい者等を優先してそこを福祉避難所として使ったらどうかという提案です。

○町 長

はい、分かりました。すみませんでした。非常に実際に使われれば、使うって言うんですか、良い案でございまして今の状態ならできるかと思えますけれども、将来、いつ起きるか分からない状態のものをずっと確保しておくっていうのはかなり厳しい条件かなと、そんなふうに思います。今、って言うんですか、そういうふうな状況、今の状況であればそれも十分可能かと思えますけれども、将来にわたってずっと確保しておくことはちょっと難しいかな、こんなふうに思っています。

○宮下（13番）

今、後利用について引き合い等もあるかに聞いてますけども、なかなかあれ全部を借りとなる規模が大き過ぎてなかなか借りられないとか、小規模ならというような声も聞いておりますので、そういうことに確保しておけば小規模の団体とか、法人とかそういうのもその部分だけを貸せておくことも可能かと思えます。だから永久にでなくて、1年でも2年でもそういうものを確保しておけば、何かあった時にはこの福祉避難所というものは非常に大切、大事なものであるので、耐震構造でもあるし、またあっこは警

戒区域の一部でもありますけれども、ほかの、そこが被害になっていなければ一番適当な場所かと思えますので、ぜひそこらへんも検討していただければありがたいと思います。それでは次に2つ目として、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税とは、応援したい都道府県や市町村に対して個人が寄付を行った場合、2,000円を超える分について、一定額を上限に所得税や住民税の控除を受けられる制度であり、今全国の自治体が寄付者に対し特産品の贈呈など特典の充実を図り地域活性化への効果を期待し、寄付獲得への動きが活発化しております。制度初年度2008年は寄付者約3万人、総額73億円が、12年は寄付者約11万人、130億円に増加、今後更に増える見込みとのことです。政府はふるさと納税がもたらす地域活性化の効果を踏まえ、制度拡充への検討を始めるとのことです。そこで質問します。辰野町の実績と今後の取り組みについてお伺いします。

○町 長

ふるさと納税でございますけれども、辰野町では平成25年度は1団体、18人の個人から168万4,500円の寄付をいただきました。平成26年度でありますけれども、8月31日まで、11人の個人から201万5,000円をご寄付をいただいております。国との方も制度をまた見直すとか、いろいろご意見もあるようでありますので、そういったことも含めて検討しておりますので、まちづくりの課長の方からご説明申し上げます。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から今の取り組みについてご説明を申し上げます。今年の1月に職員にふるさと納税のアイデアを募りました。25の各課の係や保育園などの所属部署から多くの意見やアイデアの方が出されました。この中から実施可能なものを選出しまして、まずは、町内の特産品を主体に町内の施設や店舗などをお願いをいたしまして、協力を願う中で寄付者へのお礼としてお渡しできるカタログギフト的なものの方を作成いたしました。この9月2日からホームページに今掲載をしております。また広報たつの10月号で特集を組んで周知をいたしたいと思っておりますが、辰野町の特産品を集めまして、名前を「辰野町ふるさと寄」付渡」として、ギフトという字は普通はカタカナですが、辰野町の場合は漢字で「寄付」漢字の寄付ですね、の寄にの所に”を付けまして、最後に「ト」は渡すという漢字を当てまして寄付を渡すというような意味合いを持たせまし

て、感謝の気持ちとして、寄付金額に応じた辰野町の特産品をお礼にお渡しできる制度にいたしました。特産品につきましては「たつのパークホテル」「かやぶきの館」「湯にいくセンター」「しだれ栗森林公園」の共通利用券ですね。あと辰野産のお米10キロ。りんごサンふじ5キロ、温泉化粧水のぴっかり水と乳液の鉱泉ですね、このセット。あとひまわり油、ぎたろう軍鶏の精肉セット、日本酒「夜明け前」のセット。あと辰野町菓子組合の5店によりますほたる饅頭やもちどら、サブレ、カステラなどのお菓子の詰め合わせ、町内のうなぎ店2店の鯉のうま煮、そして高額寄付者への辰野産のマツタケ、全部で15のメニューを用意して今スタートをしております。寄付者にはこの中から寄付金額に応じて選んでいただくような形となっております。このメニューにつきましては固定化をしないで参加可能な町内の店舗や事業者等から随時参加いただき、メニューの拡大を図っていきたいと考えております。広報につきましては『広報たつの』10月号でも特集を組み、町民から町外へお住まいの知人等への応援のお願い。また、都市圏で開催される辰野町出身者の集まり例えば「朝日会」や「ふるさと辰野会」といった会もございませし、そういった所へのカタログ送付。また、パークホテルやかやぶきの館、また町内のお店なんかで同級会を開催される機会が多かろうと思います。そういった方たちへもこのカタログがお渡しできるように、町内のそういった店にもお願いをしていきたいかなと今、考えているところであります。また今は、ホームページを見まして寄付をという方が増えていることから、辰野町のホームページに「ふるさと辰野寄付金」のバナーの方を今作成しております。なのでホームページいきなり入りますとすぐそこにそっから入っていけるような形に修正をかけております。また全国のふるさと納税を集めたポータルサイト「ふるさとチョイス」という全国のふるさと納税のお礼の品が検索できるこういうサイトがあるわけなんです、そちらの方にも参画いたしました。そんな具合ですが、ぜひ町民の皆さんも町外の親戚や知人等に声をかけていただきまして辰野町の応援としてふるさと辰野寄付金「ふるさと寄”付渡”」をご利用いただければありがたいかなと思っていますので、ぜひご協力をお願いいたします。以上であります。

○宮下（13番）

夕べこのヤフーの「ふるさとチョイス」を開いてみたら1番先、辰野町のマツタケが出ておりました。このシーズンにあったちょうどこの贈答品だということで、多分希望

者がここで出るのではないかと期待しております。上伊那市町村では一部を除いて、すでに特産品贈呈への取り組みは行われており、納税件数、金額とも延ばしております。辰野町もここで特産品コーナーを設けましたので、町民あげてのPR活動とこの制度活用による財源確保はもとより、地域の特産品の拡大による地域活性化の効果と特典の豪華さより応援したいと思ってもらえる工夫をこれから考え、それぞれがまだ提案し、していくことを期待し、この質問は終わります。

3つ目として児童生徒のネット、携帯など使用上発生する被害防止へのルールづくりについてであります。先ほど成瀬議員からもありましたけれども、重複しないように質問していきたいと思えます。昨今の携帯電話、スマホの普及は賢く使えば通信手段として欠かせないものの1つになりますが、最近全国各地でネット、ラインなど使用による犯罪トラブルが急増しているとの報道を目にします。大阪府警のアンケートによると、中1の3割がSNS利用者のうち1割が相手と会った経験もあったと答えており、自分の悪口を言われたなど児童、生徒の使い方により大変危険なネットトラブルに巻き込まれる可能性が高く、憂慮すべき事態が明らかになったと。また京都府警はLINE受信拒否に腹を立て暴行、高1逮捕との記事がともに『朝日新聞』に掲載されておりました。こうしたネット使用によるトラブルは後を絶ちません。伊那市教育委員会の市内小中学校対象アンケートでは、ネット使用者の74人がインターネットで知り合った人と会ったことがあると回答、特に中学生はネット利用者の3.2%に当たるとのことです。携帯電話、情報機器使用による被害防止への取り組み、ルールづくりの記事が『長野日報』に掲載されておりました。そこで質問します。町内の所持状況と取り決めについては先ほど成瀬議員からありましたので、情報環境をめぐる被害防止への家庭や学校、町、教育委員会の役割の明確を示す指針を定める考えはあるかお伺いします。

○教育長

先ほどのご質問のところで大分お答えをしたことで重複をするところがあるかと思えますけれども、被害防止についてですね家庭や学校にどのように指導するかと、こういうことかと思えます。伊那市では一応そういう指針を出したようではありますが、辰野町ではまだ出してはおりません。しかし先ほども申し上げましたように校長会などの折にですね、各学校ともこういった家庭とのルールづくりやそれから、学校でのルー



ルというものをぜひ守ってくださいと、そういうルールを学校で作ってくださいというふうにはお願いはしてあります。中学、小学校もそうですけれども、学校へは携帯やスマホを持って来ないというルールがまずあります。どうしても持ってこなければならないような事情がある時には朝持って来たら先生に預けるといような、そんなルールでやっているところでありまして、学校内ではむやみに携帯もスマホも使っていないというのが現状でございます。これはきちっと守られているというふうに思っております。教育委員会としてですね、どんな啓発をするのか指導をするのかということ。今まで今申し上げましたように、指導はしてきたわけですが、指針は今のところ作ってはございませんけれども、隣接の市町村等々の動きも見ながら町も今後、検討していく必要もあろうかなとこんなように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っています。以上です。

○宮下（13 番）

伊那市でも今まで同じようなことを教育委員会で通知ということで出していたようですが、なかなかこの通知の形で基本方針を示してきてもこのトラブルというものが年々増えているということでもっと強く踏み込んで家庭、それから学校、教育委員会のそれぞれの責任を明確にしていきたいということで強くその主には家庭の責任ということを学校ではなかなかラインとかそういうのが使用状況が全く分からないとかいようなことで、料金の支払い等で分かると言いますけれども、今、ラインは無料で見られるといようなことがありますので、そういうことも学校では把握できないので、何かあった時に全て教育委員会、あるいは学校が悪いということのないようにするため、責任逃れではないけれども、家庭がしっかりしてもらわないとこの問題は解決しないということで、強く基本方針を指針として示し、それぞれに徹底していくという態勢を取り込まれたといことのようなので、ぜひそこらへんも町もこのネット、大きくなれば人命に関わるような内容が全国あちこちでありますので、ぜひそこらへんも検討していただいてこのネット携帯の使用についての指針作成についても前向きに検討していただきたいと思っております。以上でこの質問は終わりますが、古村教育長におかれましてはこの9月を持って任期満了として退任するとお聞きしております。2期8年間の間、学校支援地域本部事業及び両小野小学校キャリア教育事業で文部科学大臣表彰受賞など多くの事業を成し

遂げ、町教育行政にご尽力されたことに感謝申し上げます、以上で私の質問は終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は午後3時といたします。

休憩開始 14時 49分

再開時間 15時 00分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席10番、船木善司議員。

**【質問順位6番 議席10番 船木 善司 議員】**

○船木（10番）

先に通告してあります2点について質問させていただきます。まず、第六期介護保険制度改正に伴う辰野町の取り組みについてであります。介護保険制度は平成12年の施行から既に数回にわたり改正され、中でも平成18年度の改正では介護予防、地域支え合い事業が介護保険の中に取り込まれ地域密着型サービスに加え、調整機関として地域包括支援センターが創設されるなど、非常に大きな制度改正であったと言われております。さて平成27年度改正はこれを上回り、医療から介護へ、施設から在宅へと更には自助、互助、協助、公助を基本とした地域包括ケアシステムの、平成37年度完成に向けての第一段階とのことです。特に生活支援サービスでは単身世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者の増加が見込まれるため、多様なサービスが利用できる制度づくりが求められております。具体的には外出支援、買い物、調理、掃除などであり、先日の報道には平谷村、根羽村でタブレット端末を活用しての買い物の注文、昼は人材センターと接続して草取り、除雪等の依頼などが載っており、来年1月からの正式運用に向け稼働したニュースがありました。生活支援を含めた総合支援事業の内容は、市町村の裁量に委ね、事業拡大と柔軟な運用を求めている制度であると記されております。では、辰野町は事業の質、量ともにどこにポイントを置き、進めようとしているのかお尋ねをいたします。

○町長

それでは引き続き船木議員さんにお答えをしたいと思います。第六期の介護保険事

業計画は、地域包括ケア実現のための取り組みを本格化させまして、2025年までの中長期的な視野に立ったサービス施策の方向性を示したい、そういうふうに考えております。それぞれ町の独自性を生かしたそういった取り組み等につきましては、保健福祉の方からお答えをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○福祉専門課長

それでは町の取り組みのポイントということでお話をさせていただきたい、お答えをさせていただきたいと思っております。第六期におきましては日常生活に支援が必要な高齢者が先ず地域の中で安心して在宅で生活を継続できるよう、ボランティアやNPO法人、介護保険事業者等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化することを前提に取り組みを計画していきたいと考えております。また29年4月から新しい総合事業を開始する予定として、今現在は考えておりますので、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を事業を移行することを踏まえ、地域づくりを積極的・計画的に進めていきたいと考えております。また、既に17区で実施しております介護予防事業を発展させ、地域の中における主体による生活支援サービスの充実を考えていきたいと思っております。以上です。

○船木（10番）

団塊の世代が75歳を迎える平成27年度まで、4回にわたって介護保険制度の改正を行い、地域包括ケアシステムの完成を目指すとありますけれども、保険料利用者負担が増えることが心配されております。負担増となるならば介護保険制度が更に充実され、更に住みよい地域になっていくよう望むところであります。介護保険事業では在宅医療介護の連携がますます重要になってくると、言われております。国の財政がますます悪化し、給付費の削減を余儀なくされる状況下では入院期間の短縮を図り、在宅医療への移行、加えて多くの患者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで望んでいる方々が多い昨今、今後更に在宅医療が増加することが明らかであります。しかし、慢性的な医師不足、看護師不足の現状では連携体制の整備が非常に難しいのではないかと思います。この、克服こそが大きな課題だろうと思えます。介護保険制度を受け、どのような体制確立に努めていくのかお尋ねいをいたします。

○町 長

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成26年の6月の25日に公布されました。今後、議員さんおっしゃられるように在宅医療の推進と介護との連携の推進が更に必要になってくると、こんなことだろうと思います。大変厳しいような、時代でありますけれども、それに向かって徐々にいろいろの運用を開始、進めていかなきゃいけない、こんなように思います。具体的な内容について病院の事務長の方から申し上げたいと思います。

○辰野病院事務長

今年度より病院が担っております医療機能の報告制度が運用開始となってきます。それに基づきまして県は平成27年度から地域利用ビジョンを策定していきます。この地域医療ビジョンの中で町が示します在宅医療の必要量によりまして、病院として在宅医療、訪問看護等の提供体制にかける目標や、役割分担を決定していきます。医師が少ない中でありまして、在宅医療の推進としましてはやはり訪問看護、訪問リハビリの充実が必要となってきます。限られた職員数の中で例えば1利用者に対して複数事業所の介入と連携が必要となってきておましてすでにこの分については実施されてきておられます。例えば訪問看護と訪問介護の連携となれば、例えば先ず看護師、訪問看護師が行きまして利用者の方の病状の観察や排便を行いまして、その後、訪問介護で入浴をするという、そのような取り組みや、訪問看護同士では例えば膀胱洗浄と1週間のうちに半分ずつ分けて他の岡谷の事業所と辰野町の訪問看護の事業所と交代で訪問しているような、そんな取り組みを行っておまして、それが今後伸びてくるような形になってくると思います。以上です。

○船木（10番）

今回の改正の中には主治医、副主治医制度、この計画もありますけれども、医師不足の中、辰野町では在宅医療のサポート体制としてこの中でも特に認知症の看護、これが最も大きな問題になってくるであろうと思います。このへんを踏まえて具体的な実行可能策はどのようにお考えかお尋ねします。

○辰野病院事務長

病院や居宅介護支援事業所、また地域包括支援センターの関係者によりまして、地域連携クリティカルパス、これにつきましては現在、脳卒中の関係でクリティカルパスっ

てやっていますが、今までやっていた急性期病院、回復病院だけではなく、介護施設も含めた長期ケアっていうものを行ったパスを作っていたり、認知症ケアパス、これにつきましては認知症を発症した時から生活する上で、いろんな支障が出てくるわけでありまして、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービス受ければ良いのかという、そういう標準的なものを示すそういう認知症ケアパスを作成しまして、サポート体制を作っていきたいと思っております。また地域連携の中でありますけれども、認知症サポート医をつくりまして現在、開業医の先生が行っております認知症相談医、また地域包括支援センターと連携しまして認知症の方への支援体制も作っていきたいと思っております。以上です。

#### ○船木（10番）

今回の制度改正の目玉の1つに費用負担の公平化というのがあげられております。その中には、低所得者の1号保険料の軽減として給付費5割公費とは別枠の公費を投入し、低所得の高齢者保険料に国は27年度時点で最大1,300億円を見込んでいるとのこと。また一定以上の所得者の利用負担の見直しを行い一律、1割に据え置いている事故負担割合を2割に引き上げるともしております。更に、施設入所者に対する補足給付費の見直しの中に預貯金の調査、配偶者の所得等を勘案するとしておりますけれども、利用者負担の公平性が保たれるのか、といった点を疑問視する声が今から聞かれます。そこで辰野町では利用者負担が2割に変更となる対象者はどの程度おられるのか、合わせて施設入所に対する見直しについて、具体的にどう進めていくのかお尋ねをいたします。

#### ○福祉専門課長

平成12年からスタートした介護保険は利用者負担及びそういった補助制度に関して一切見直しが行われずここまで進んでまいりました。ただし、保険料の上昇を可能な限り押さえつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくために65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方に2割の利用者負担をしていただくことが、平成27年8月から施行されます。今ご質問いただきました町の該当者ですけれども、推計で914人、1号被保険者に占める割合は13.4%となっております。この2割の利用者負担をしていただく所得ですけれども、今現在では160万円ぐらいを国では計画しておりますが、また今後配偶者等の資産のこともありますので、

運用までには変更があるかもしれませんが、今現在では、所得で 160 万円程度を見込まれております。また、現在介護保険の施設利用者の方に関しましてはその費用のうち、住民税非課税の世帯に限りますけれども、申請に基づき、食費と居住費を補助するサービス費が支給されております。これに関しても平成27年 8 月より次これから述べます 3 点について見直しがされます。現在の利用者が特別養護老人ホーム等に入所する場合には世帯分離と言いますか、住民票をそちらに持っていきますので、一人世帯となるわけなんですけれども、そうしますと大体年金のみの収入になりますとご本人非課税世帯となる率が非常に高く、約 9 割ぐらいの方がこの制度をご活用いただいているかと思うんですけれども、今回の制度改正になりまして世帯分離が仮にされたとしても、配偶者の扶養義務という形の中で配偶者の所得が勘案されてまいります。2 番目に支給に当たっての勘案要素として預貯金等が追加されるということになります。預貯金等の基準としましては、単身の場合には 1,000 万円以下、夫婦の場合には 2,000 万円以下という基準が厚生労働省令で定められる予定となっております。預貯金の考え方なんですけれども当然金融機関に預けてあります預貯金、信託有価証券等を自己申告と通帳の写しを添付していただくことにより確認を終了しなさいというふうになっております。また、その他の現金を所有している場合はこれはあくまでも自己申告という形になります。また負債がある場合は自己申告から借用証書等の写しを添付することによって、差し引くという形になります。対象外となるものに関しましては、生命保険等、また貴金属その他の動産です。市町村により価値の確認が困難なものに関しては資産として勘案されないということになっております。またもう 1 点ですけれども、遺族年金と障害年金といった従来非課税年金とされていたものも今回所得に含めて判定し、という形が今後告示として示される予定となっております。そういった従来非課税世帯という扱いの中で食費、それから居住費の補助が行われていたんですが、これは介護保険の制度というよりも福祉的な要素が強いということで、その本人の資産等の確認を保険者としてしっかり進めるようという指示がなされております。今後、来年度 27年度 4 月からですけれども、7 月に向けてこういった準備を町としては進めていき、介護保険の制度の運用の健全化を図るために制度内に則った申請事務を進めていきたいと今現在は考えております。以上です。

## ○船木（10番）

利用者負担がですね2割になる方、900名余という数字をいただきましたけれども、この自己負担が2割になるという判定基準は年金収入、それ以外の所得も加えられるようですので、2割負担の推計人数によって持続可能な制度の財源にも影響してきます。合わせて公平性の確保にも影響してくるだろうと思います。したがって、厳正な2割負担の推進、これに努めるべきと思います。次に移ります。先に申し上げました医療から介護へ施設から在宅への方向が強く進められるこれからは公的サービスに頼る前に地域の互助、共助の推進、それでも対応できない場合は公助といった考え方が求められています。この地域の互助、共助に欠かせないものは誰がどのような支援を必要としているのか、といったデータが基本であります。現在整備されつつあるデータには、災害時支え合いマップがあり、今年度中に17区全地域が完成するだろうと聞いております。マップ作りにあたっては自主申告による各家庭を特定し、非常時に備えて区長、総代、各組長まで配布されているようです。生活支援サービスにおける互助、共助に必要とされるデータは個人を特定したいいわゆる、個人情報だろうと思います。個人情報がかくされている昨今ですけれども、これら総合支援サービスには枠に捉われることなく、活用されるべきと考えます。災害時支え合いマップを生活支援マップとしても使えるよう見直し、必要とされる方面へ配布し、互助、共助に役立てる仕組み作りが必要であり、これが地域包括ケアシステムと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

## ○町 長

災害時の支え合いマップと生活支援マップの関係でありますけれども、やっぱり住民の皆さん方と合意の中で作成された災害時のって言うんですか、ことでありますので、何て言うんですかね、情報の個人情報の問題も絡んでくるわけでありまして、極端なことを言えば放っておいてもらっても良いよって言うか、放っておいてくださいっていう、そういう人たちに対してですね、情報を業者の情報を即、使ってやっていくっていうことについては、まだまだしっかりとした合意ができていない、こんなふうに理解をいたします。ですからそういったことについては今後、十分な検討がなされて、その人たちが合意をいただく中でお互い、そのマップで両方ができれば一番良いわけでありますけ

れども、そういった合意もこれから進めていかなきゃいけない、こんなふうに考えています。

#### ○船木（10番）

ただ今、答弁がありましたようにですね個人情報の扱いは厳格でなければならないということは分かっております。しかし、人の命に関わる非常時、この時にはそんな制約が突破られても誰も認めるところだと考えます。こんなことから日頃からですね、地域の信頼関係、これを築いていくことが重要だろうというふうに痛感をしながら次に移ろうと思います。

次は森林再生についてであります。この中の間伐と県産材の活用について伺います。辰野町における山林の占める割合は総面積の85%。この内、国有林が4,000ヘクタール。民有林が1万4,200ヘクタールで、この内、私有林1万2,600ヘクタール、町有林は僅か500ヘクタール余りといったデータがあり、町有林の占める割合が他市町村に比較して僅か4分の1程度という非常に少ない町であるようです。民有林の広い面積の中、どんな木が植えられているのか。昭和20年代半ばから40年代にかけてカラマツ、スギなどの針葉樹による単一樹種の植林が行われ6,400ヘクタールほどになるようです。この6,400ヘクタールの針葉樹林としての機能を維持するためには、間伐が喫緊の課題であると言われております。県で作成しました森林の信州の森づくりアクションプラン、これにも間伐の目標が掲げられ合わせて間伐材の有効利用が強く打ち出され、県産材の利用促進のために補助金制度が設けられておりますが、制度の理解がまだまだ浸透していないだろうと思います。町の85%を山林が占める辰野町では山林産業、山林産業の再生が町の発展に繋がるだろうと考えます。間伐及び間伐材の有効利用を図るためには町が実質的に旗振り役であるべきと考えます。辰野町としての具体的な取り組みとその実績について伺います。

#### ○町 長

やっぱ、山林というのはですね、生活の大事な水や空気、そういったものを生産するって言うんですか、供給してくれる大切なものでありますけれども、本当に山の中であるとなかなか手が入らない、そういうふうな状況だろうと思います。特に段々に所有する区画ですとか、そういったものも分かりづらくなってくる。特に遠くへ所有者が行っ



てしまってこちらに残っていない、そんなような山林につきましては事業を進めたり、いろいろする中でも非常に苦慮をしているのが現実だろうと、そんなふうに思います。間伐が大いに進んで山林が正常な形で育っていく、そういったことが非常に好ましいわけでありますけれども、なかなか山林って言うんですか木材の価格の低迷ですとか、人材が不足しているとか、いろいろの面で遅れているのが現実だろうとそんなふうに思います。間伐材の利用促進を積極的に進めなきゃいけないわけでありますけれども、なかなか思うようにいかないのが現実でありますけれども、町が事業主体で森林づくり推進支援金ていうのを受けて間伐材利用の促進に関する事業を実施しておるところであります。そういったことで少しではありますけれども、事業も進めてきておりますので、そういったことを今後も町が本当に主体で産業が、林業が産業として成り立っていくようなそういったところまでいけるかどうか、分かりませんが、そういったものにもこれから目を向けていくべき時だとこんなふうには思っています。具体的な町の実績内容については担当の方から申し上げたいと思います。

#### ○産業振興課長

実績でございますけれども、近年では、かやぶきの館の案内看板ですとか、役場のベンチですとか、ゼロポイントの案内看板、それから、ぬくもりの里のベンチですとか、しだれ栗森林公園展望台の案内板などを設置しております。本年度につきましては、しだれ栗森林公園管理棟の手すりとそれから階段の更新、それから防護柵も設置しております。以上です。

#### ○船木（10番）

ただ今の答弁で間伐材の利用については理解しました。間伐そのもの自体が重要であります。間伐、そのものの促進に向けて町はどのようにお考えなのかお尋ねします。

#### ○産業振興課長

毎年、山林関係者に呼びかけまして、役場の方で補助事業等の説明会をやっております。信州森林づくり事業の中には皆で支える里山整備事業等がございます。これは10分の9の補助率の事業でございますし、それから奥山の方を整備する事業として森林環境保全直接支援事業というようなものもあります。これは補助率70%の事業でございますけ

れども、これらについて説明をいたしまして間伐等が促進できるように進めております。  
以上です。

#### ○船木（10番）

先ほどの答弁の中にもですね、森林に手が入らないという話がありました。次はですね、担い手について質問をさせていただきます。県内での森林を育てる担い手は昭和50年に7,000人ほどおりましたけれども、平成15年には1,500人に減り、最近では1,000人程度ようです。森林の手入れが十分できない状況が進めば再生産可能な資源である木材の供給はもとより人が生きていく上に不可欠な水の確保等、森林の多面的な機能の維持にも重大な影響を及ぼすことから担い手の育成は喫緊の課題と考えます。更に、将来的な担い手育成としても小中学生に対する学校教育の重要性が指摘されております。ここで尋ねますけれども、辰野町の担い手の現状をどう見るのか、また担い手の育成に向けどのように仕掛けていくのか、更に学校林を活用しての教育は何を視点にしているのか伺います。

#### ○産業振興課長

まず辰野町の担い手の現状でございますけれども平成22年、農林業センサスの数字でございます。5年に1遍ということでこれが直近の統計になるわけですがけれども、辰野町の林家数は304戸、79%が1から3ヘクタール未満となっております。町では林業士の資格を取得する方に対しまして資格に必要なボランティア業務のようなものを紹介しております。また国の補助の中には林業への就業に向けて、林業大学校等で必要な知識の習得等を行う方には給付金ということで最大2年間ですが、1年間に150万円を給するというような制度もございます。これは就業予定時の年齢が45歳未満というような要件もございますけれども、こんな制度もございます。それから学校の関係で町の林務係の方も一緒に活動しているものとしまして、緑の少年団上伊那地区の交流会というものに川島小、南小、東小の児童が参加しております。本年度は、高遠城址公園で行いまして川島小6名、南小12名、東小37名の児童が参加しました。また南小では「育ちの森」という事業を年3回やっておりまして、富士山グラウンドの上の山林公園でやっております。こんな状況です。

#### ○教育次長

学校教育としての役割の関係であります。現在学校林として利用、活用しているのは4校であります。主な目的は授業での活用であります。授業の活用につきましては樹木の葉を見て、その木の働きや種類を知る。また地方事務所の林務課の職員を招いて、山や樹木の役割や特性などを勉強しております。もう1つは総合的な学習の時間を利用しながら山林へ、学校林へ行って巣箱を掛けたり木工教室を行ったり、またまき作りなどを自然体験を通して行っているということでもあります。授業や総合的な学習で山林に関心を持っていただくということも1つの狙いでもあります。以上です。

#### ○船木（10番）

担い手の育成、学校林の活用には森林県民税が使えるようになっております。これを大いに活用して辰野町の森林振興に努めるよう望みます。次は森林県民税の中でも比重が一番大きい里山整備と有害鳥獣対策について伺います。平成20年度にスタートした森林県民税の活用は7年目を向かえ昨年まで年間総額6億3,000万円ほどの内、4億3,000万円ほどを里山整備に投入してきたようです。26年度は、森林税の4億3,000万円を含め7億3,000万円の予算を盛って里山整備事業を推進しているとのこと。しかし、山林所有者が不明であったり、住民の中での山林所有者の割合が少ない地域では、整備が進まないと聞いております。間伐整備された里山は緩衝帯としても機能シクマ、イノシシなど有害鳥獣との棲み分けをする施策でもあります。そこで里山整備はどの程度進んでいるのか、まず1点。また有害鳥獣の繁殖が旺盛ですんで固体調整を進めてはおりますけれども、この鳥獣を恵みとしてジビエ振興は有害鳥獣対策としてもということを考えますが、いかがでしょうか。町の85%が山林の辰野町だからこそ、できるジビエ文化だろうと思います。お尋ねします。町の仕掛けによる整備の進捗度合、またジビエ振興についてのお考えをお伺いします。

#### ○産業振興課長

最初に里山整備等の実績でございますけれども、今、お話のありましたみんなで支える里山整備事業でありますけれども、平成24年度が4地区で46ヘクタール行いました。また同じような事業でございますけれども、有害鳥獣のために里山を整備していく、緩衝帯の整備事業でありますけれども、この事業は3地区で0.6ヘクタール実施しました。また25年度、昨年度ですけれどもみんなで支える里山整備事業は6地区で51ヘクタ

ール、緩衝帯の整備実績は3地区で0.48ヘクタールを実施しております。このほかにも山の上の方では間伐を森林環境保全整備事業で多くの面積を実施しております。また、ジビエの関係でございますけれども、ジビエにつきましては青年会議所がかやぶきの館です、シカやイノシシなど美味しいジビエ料理を知ってもらうためにシェフを招いて料理店を対象に料理講習会を行いましたり、その後に住民対象にした試食会を開催していただいております。このジビエ料理は適切に処理すれば、非常にやわらかな食感と旨みが非常にたっぷりある味わいということと、それからカロリーが少ないというようなヘルシーな肉ということで皆さん非常に好評でございました。アンケートもとってございましてその結果を見せていただきましたけれども、ほとんどの方が是非進めてほしいというような意見も多く出ておりました。ただこのジビエに取り組むには、捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設というものが必要となってまいります。食肉に適した方法で捕獲をしていただきまして、できるだけ迅速に処理施設へ搬送しなければいけないということの中では猟友会の協力がどうしても必要になってくると思います。処理加工施設を造ってもそこで働く担い手も必要となりますので、これらの課題が生じてきます。全体的には安全・安心な肉を提供しなければいけませんので、捕獲、それから解体処理、流通、消費というような課題をそれぞれクリアーしていかないとできませんので、関係の皆さんと相談研究をしてみたいと思っております。以上です。

#### ○船木（10番）

里山整備にかかる事業費の獲得は申請が基本であることから、今ある7億3,000万円ほどの財源を辰野町へ多額の投入を図りながら整備を急ぐべきだと思います。そのために町としてすべきことは森林組合等、関係箇所へですね獲得に向け今以上に働きかけることが必要と考えます。また、ジビエ料理の良さというものは味わったものは皆大いに賞賛をしております。この振興はですね猟友会との連携、このへんが一番大事になってくるだろうと思います。このへんの連携についてもですね町としてまた大いに指導していくことを望みます。次はですね、森林整備の中でも今、県全体の大きな課題でもあります松くい虫対策であります。今年も山の幸、マツタケのシーズンになりました。辰野町のマツタケは築地においても辰野ブランドとして最高の品質を誇っていることは多くの町民ご存知のところであります。この辰野ブランドの将来にわたっての確保をするため

にも松くい虫対策が町の最優先取り組み事項だろうと思います。昨年の被害状況について先日発表がありましたが、上伊那地方では一昨年度18.9%を上回り、4,582立方メートルに及んでいるということです。今年度の被害状況は北端となっております箕輪町の中曾根、木下、三日町、南小河内（みなみおごち）で確認されており、辰野町への侵入が時間の問題ではないかと心配されております。マツノマダラカミキリ虫が侵入すれば駆除率は決して100%に及ばないことが過去のデータからも明らかであります。そのためにも予防対策としての取り組みが必要であり、効果が期待できるのは空中防除です。マツタケの産地を抱える松本市四賀地区、千曲市、駒ヶ根市などでは既に住民の理解を得て空中防除を実施しております。駆除方法、防除方法は数種類ありますが、侵入前の空中防除が最も効果が上がるとされており、散布剤は松グリーン液2という野菜にも使用している薬剤のようです。山肌を丸裸にしないために加えて、辰野ブランドのマツタケのためにも予防としての空中散布が必要と考えますが町の見解をお尋ねいたします。

#### ○産業振興課長

今、議員おっしゃったとおり、松くい虫につきましては箕輪町の南小河内まで来ておりました非常に危機感を感じているところでございます。今おっしゃったマツタケにつきましても辰野町のブランドでもございますので、これはなんとしても守っていかなければいけないと考えております。防除の方法とすれば議員のおっしゃった空中散布というものも1つの方法にはなるわけでございますけれども、地域の理解というようなものも必要になりますし、状況によってそういったものも必要かと思っておりますし、樹幹注入というようなものもあろうかと思っておりますが、組み合わせで予防策とっていかなきゃいけないとは思っています。しかし、今町で考えていますのはまず、監視体制を強めていくということで、現在9名の監視員がおりますけれども、その方にしっかり見ていただくということと、町民の皆さんにもしっかり周知しまして、皆さんで関心もっていただきまして松が枯れてた場合にはすぐに町の方にご連絡いただくような形で普及をしていきたいとこんなふうに考えております。辰野町にある松そのものは40%ぐらいございます。その内、標高900メートル以下の面積が1,000ヘクタールございます。この中でどこの松を守るかということではありますが、例えばマツタケ山は絶対守らなければいけませんし、例えば荒神山の松だとか、どうしても守らなきゃいけないような所をピックアップしま

して守るべき松林の保護を優先的にやらせていくと。それ以外の標高 900 m 以下の松林については将来に向けて穏やかな更新をしていきたいとそんなふうに考えております。

箕輪町に隣接する地域の皆様方にはできれば松は健全なうちに伐採、搬出しまして今度、塩尻市にもバイオマスの施設ができますので、そちらに販売するというようなことも 1 つの方策かと思えます。樹種転換を進めてギャップを設置していくことというようなことで、今相談を始めたところでございます。これは、辰野町だけではなくて、上伊那地方事務所とも相談しまして、箕輪、伊那の方も整合性をとりながらやはりこれ以上、北上させないというようなことで一緒になって取り組みをするように打ち合わせをしたところでございます。当然森林組合も含めた経営計画の樹立が必要ともなります。ただ、不幸にも入ってしまった場合には、一定面積を皆伐してラインをつくって北上を防ぐというような手立ても必要になろうかとも思えます。いずれにしろ、体力の強い山づくりをしていかなければいけないと、そんなふうに考えているところでございます。

#### ○船木（10番）

松くい虫対策はですね、住民とのコンセンサス、合意が先ず前提条件だろうと思えます。ここを早急に進めながら対策に努めてほしいと思えます。次は山地災害に強い森林づくりについてであります。8月20日広島県を襲ったゲリラ豪雨は山肌をえぐり。山林もろとも土石流となって一瞬にして72名の尊い命を奪った現状を見るにつけ、森林づくりの重要性を思い知らされた災害でした。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災者に対しては心からお見舞いを申し上げる次第でございます。森林づくりに対する住民の期待として自然災害を防ぐ土砂の流出防止を8割以上の方々が求めているといったデータがあります。町内での土石流特別警戒区域 143 箇所、急傾斜地、特別警戒区域 253 箇所、合わせて 396 箇所は広島と同様の災害がいつ発生しても不思議でない多くの町民が教訓として自覚したことと思えます。私は前回も表層崩壊の危険箇所の実体把握と、ハザードマップの整備について質問し、山地災害防止を訴えてきましたのが、今回は森林づくりによる災害防止であります。先にも述べました間伐は言うまでもなく災害に強い森林づくりも兼ねております。間伐を怠れば枝が枯れ上がり光合成も十分できないため、幹が太くなれず根が十分に張れず合わせて保水効果が全くなくなってしまう結果に繋がるということです。根が地中深く伸びる森林、そして間伐、この2つの事業が進め

ば災害に強い森林再生です。前回危険箇所の細部調査を進めるとのことでしたが、その進捗状況等災害に強い森林づくりを住民にどう意識付けその意識をいかに高めていくかについて、お伺いします。

○総務課長

山地災害の調査の関係でありますけれど、先生とですね今話し合いを持っているところであります、早ければ27年度事業としてですね、箇所の決定はまだしておりませんが、できれば進めていきたいというふうに考えております。

○産業振興課長

山地災害に強い森林づくりにつきましては今ご指摘のようにですね、多様な樹種からなる針広混交林、だとか広葉樹林を進めていきたいと思っております。深く根を張る樹種、ケヤキですとかカエデですとかそんなようなものを混ぜて植林するというのも大切だと言われておりますので、更新伐により緩やかに誘導していくことも必要かと思っております。この間伐等の森林整備によりまして、水平根と鉛直根の分布を発達させるということができまますので、斜面崩壊に対する補強強度が増しまして崩壊防止機能を高めることができますので、折を見て周知してまいりたいと考えております。

○船木（10番）

町土の85%を占める山林、この森林づくりこそが安心、安全のまちづくりであります。災害に強い、森林づくりに努めることを強く求め質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位7番、議席1番、宇治徳庚議員。

**【質問順位7番 議席1番 宇治 徳庚 議員】**

○宇治（1番）

私としては、初めの一般質問項目でございますごみ問題1点に絞って質問をさせていただきます。このほど、新ごみ中間処理施設に向けた新たな動きの中で、いよいよ現在のごみ処理施設の集約も、現実的な問題として考える時期に来たのではないかと地元関係者の話題となっています。ごみ処理施設自体は上伊那広域連合の所管ではありますが、利用者は辰野町と途中から箕輪町の住民も利用している「クリーンセンターたつの」が「いつなくなるのか、なくなると何かと不便になる」などの声も耳にすることから、改

めてこのごみ処理問題についてお尋ねしたいと考えます。そもそもごみの発生源は主として1つは家庭系のごみ、もう1つは事業系のごみに分けられますが、それに強いて加えると不法投棄もその1つかと言えます。昔は自宅の庭や田畑で燃やしたことや、東京の夢の島で有名だった埋め立てといった時代から、ごみ処理がいつから市町村の責任となり、更には焼却の義務化が進められたのか、素朴な疑問から改めて私なりに調べてみました。明治33年の「汚物掃除法」に始まり、昭和29年の「汚物掃除法を廃止」し、新たに「清掃法」の制定に至る間で、工業化の進展と都市への人口の集中による廃棄物の増大から、生活環境を保持するための清掃を行なうことを自治体の管理責任とし、さらには都市の衛生を維持するためゴミの焼却が市町村に義務付けられたとされています。昭和30年代からの高度経済成長による、ごみ量の爆発的増大、更には質的にも大きく変化し、ごみ問題は衛生上の対策に留まらず、環境破壊や公害という社会問題に発展していきます。そして埋め立て地のない日本は勢い焼却する方向へ走り、今や焼却炉数はアメリカが168だそうです、これに対して日本は1,893と10倍以上になっており、日本は圧倒的な焼却主義国であることを理解しました。昭和45年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、廃棄物については市町村が処理主体となる一般廃棄物と、排出業者の自己処理責任などに区分されました。このへんあたりからは私も段々知るかなあという部分ではありますが、平成7年には「容器包装廃棄物リサイクル」の責任を事業者を負わせる法律ができ、資源の再利用、プラスチックの減量化、ゴミ処分場の延命化などが進められています。そして平成12年、循環型社会元年と位置付け、循環型社会の形成に向けた筋道を明らかにした「循環型社会形成推進基本法」が制定され、容器包装の製造と利用者などに分別・収集・リサイクルを義務付け、一段と資源化への取り組みが促進されるようになりました。このように国のレベルで数多くの法律が制定・施行され、それに応じて各自治体においてもさまざまな取り組みがなされ、国民の生活にも大きな影響と変化をもたらしてきたのが、このごみ問題です。ごみ問題は、いわば永遠のテーマであり今だに道半ばにあると言えます。そこでまず町長にお尋ねいたします。町の環境基本計画における廃棄物の適正処理の重点的施策と取り組み、その評価についてお尋ねいたします。

○町 長



ごみの関係のことです。クリーンセンターたつのも言うんですか、あそこにつきましては本当に地元の皆様方のご理解をいただきまして、長い間使わせていただいて次の所の目処って言うんですか、そういったものが動き出したということで大変感謝を申し上げているところであります。議員さんご指摘の重点の施策、ごみの基本でありますけれどもやっぱり廃棄物の削減と適正処理、これが重点て言うんですか、政策の基本であろうとこんなふうに思います。ごみはよく、廃棄物の削減の基本は3Rと言いまして排出抑制ですとか、それから再生利用こういったものになってくるかとこんなふうに思います。そういったことから評価でありますけれども、町が収集をいたしましてクリーンセンターたつのですとか八乙女、そういった所に処理をする廃棄物の総量は段々に減少しております、そういった意味では廃棄物の削減と適正処理、それから資源化、そういったものは順調に進んできたとそんなふうに理解をしております。

○宇治（1番）

地球環境問題は廃棄物の適正処理に始まり、今やエネルギー利用のあり方に至るまで多岐にわたっておりますが、改めて申し上げるまでもなく住民一人ひとりの日常生活に直結しているのがこのごみ問題であり、ごみ発生から分別、収集、処分の一連のサイクルが、今日では行政システムとして定着していることが大変ありがたいことです。しかし、ごみ問題の本質は「ごみを出さないこと」であり、それは住民や企業の責任でもあります。現実問題としては、人も企業も生きている以上「ゴミゼロ」は夢に近い目標でもあります。続いてお尋ねいたします。町におけるごみの取り扱い量についてです。先般、上伊那広域連合では7年連続排出量が減少しているという報道がされております。辰野町の状況はどのような実態にあるのか、お尋ねいたします。

○町 長

辰野町においても減少しておりますので、そこらへんの経過等は関係の課長の方から申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○住民税務課長

それでは数字で申し上げたいと思います。ただ今議員、お話ありましたように上伊那広域連合7年連続でごみの総排出量減少ということでございます。7年連続ということ

ですから 8 年前からの比較で申し上げたいと思いますが、上伊那では平成18年のごみのそう排出総量、これ資源物も含んでおりますけれどもこれが 5 万 668 トンでございます。平成25年が 4 万 3,059 トンでございますして 7,609 トンの減、削減になっております。辰野町では平成18年 5,689 トンが25年で 4,832 トン、 857 トンの減でございます。辰野町の場合はその 2 年ほど前から減少に転じております。なお、上伊那もそれから町もですね、人口減ということがございますので 1 人当たりの排出量で換算してみますと 1 人、1 日当たりの排出量が上伊那で平成18年 700.2 グラム、平成25年で 621.8 グラムということで 1 人、1 日当たり 78.4 グラムの削減になっております。辰野町は平成18年 692 グラムであったものが平成25年 633.7 グラムで 58.3 グラムの減少ということで、1 人当たりの減少量でいきますと、上伊那の方が削減効果は出ておりますけれども元々の数字が辰野町の方が少ないということでご理解いただければと思います。

#### ○宇治（1 番）

減少ということでありますから、ぜひこれを継続したいなというふうに思うわけであります。ごみ問題には 2 つの側面があると私は考えます。1 つは、高度経済成長期から始まった「使い捨て文化」です。おそらく廃棄物増加の直接的原因だと考えます。あの時代にはアメリカの売り方を持ち込んできたコンビニやスーパー方式での弁当や食品トレーなどに発泡スチロールとプラスチックがふんだんに使用され、衛生面やコスト面を考へてのことから、その方が良しとしてどんどん普及していきました。もう 1 つは、過剰包装ではないかと考えます。多くの商品がかつてのハカリ売りから包装したパックで陳列されていて、中身の商品にたどり着くまで二重三重に包装されており、その商品を取り出した後は、まさしくごみになります。こうして豊かさゆえに始まった大量生産、大量消費、大量廃棄の流れが今に定着したものと思います。しかし、これらの背景があるにしても結局はごみの排出量をいかにして、ねばり強く継続的に抑制してゆくかが、極めて重要であると考えます。そこでお尋ねいたします。ゴミ減量化、資源化の重点施策の取り組みと成果はいかがなものかお尋ねいたします。

#### ○町 長

減量化、そういったものの取り組みの実態でございますけれども、ごみ減量化と資源化に対する取り組みの基本は排出するごみを減らすことと、適正な分別収集を行うこと、こういうことに尽きるかと、こんなふうに思います。家庭でのそういった気持ちって言うんですか、そういったことも非常に上がって来たって言うか、買い物袋の廃止ですとかそういった多くの団体の皆さん方も含めて活発に活動されてきたのも大きな1つの要因だろうとそんなふうに思っています。それぞれ主な取り組みそういった成果、その他についてはまた課長の方から申し上げたいと思います。

#### ○住民税務課長

主な取り組みということでございますけれども、既にもう皆さん日常生活の中で実践していることでありますけれども、改めて整理という意味も含めて申し上げたいと思います。まず、ごみ処理費用の有料化の継続実施でございます。それから「分別収集のきまり」収集日程表でございますが、これの配布をしております、これについては外国語版の作成、配布もいたしております。「分別と減量の手引き」という冊子も配布させていただいております。それから出前講座の実施、それからアパート管理者への説明会の実施、これをただ今申し上げたような収集日程表の配布とも含めてですね、お願いをしているところでございます。更に制度としましては生ごみ処理器設置補助、あるいは厨芥ごみの収集、これは平出の大石平と宮木の中央の2地区につきましてモデル的に行っております。資源物、有害物の分別収集ということで、ビン、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙類につきましてはそれぞれ毎月1回から2回の分別収集を行っております。廃食用油の使い古した食用油ですね、こちらにつきましては毎月1回各区1箇所の収集を行っております。それから今年度から小型家電リサイクルということで、役場に回収ボックスを設置しておりますし、先進として例を挙げますと新町では健康教室に合わせてこういった回収もさせていただいております。そのほか、有害物ということでございますけれども、乾電池、蛍光管も適正処理をし資源化するために年に2回収をしております。これらの成果でございますけれども、ごみの減量化は1つは廃棄物総体の削減の結果でございますけれども、それが全て資源物回収に回るわけではありません。ですから資源物の回収も減っていくということで総合評価になるというふうに思い

ます。先ほど町長が申しあげました3Rでございますけれども1番がリデュース、排出抑制でございます。それから2番目が再利用、リユースでございます。でよく言われるリサイクルは3番目になるわけです。まず排出を抑制し、再利用できるものは再利用をする。これ例えば他の方に譲るというのも1つの方法かと思えますけれども、そういった最後にごみとして出すものを更に分別でリサイクルをしていくということでございますから、ごみの総量が減りながら、なおかつリサイクルに回るものも減っていくというのが理想的であろうかと思えます。これで見ますと資源物量でございますけれども、上伊那全体、それから辰野の傾向をまた平成18年と25年で申し上げたいと思えます。平成18年度上伊那の資源物量の全体が1万2,418トンでございます。25年が9,851トンということで2,567トンの減少、率でいきますと20%を超えております。1人あたりは171.6グラムが142.2グラムになっております。辰野町の場合は平成18年1,673トンであったものが1,328トン、345トン、こちら削減率でいきますと20%を超えております。1人1日あたりは203.5グラムが174.2グラムというふうになっております。資源物もですね、ごみの総量も辰野町の方が減るペースがちょっと少ないわけですがけれどもこれは当初から辰野町の資源物の資源化が進んで、今も進んでいるという分析結果になろうかというふうに思っております。この資源物の回収量につきましては役場で収集しているものだけでございますので、学校やボランティア団体、あるいは最近、商店、特にですね大型店で市町村の枠を越えて古紙類の回収が進んでおりますけれどもこういったものは入っておりません。純粹に辰野町で収集したものの分析でございます。ただ、課題としましては組成分析で資源化可能な生ごみだとか、紙くず類がまだ多くあるということでこれを更に減らしていくということでは課題として残っているかというふうに思います。以上です。

○宇治（1番）

辰野町では以前からそういう形で分類やあるいは新しい領域も広げたりしてですね、徹底がされて広域も含めてですね、非常に良い方向にあると思えますけれども、これやはり日本全体見ても地方は確かにそういうことが徹底されているけれども、都会はどうもそういうふうにはうまくいっていないという、こういう事例があるようであります。横浜辺りの大都市辺りも最近ようやくですね分類をしろというようなことを言っているよ

うですけれども、都会の焼却炉は非常に設備が良いためにですね何でも燃やせるという  
こういう要素もあるというふうに聞いております。「燃やせばダイオキシン」「埋めれ  
ば土壤汚染」といった認識もあってですね、ヨーロッパなどの環境先進国では日本以上  
に厳しい規制があり、ごみの有料化も更に進んでいると聞きます。特にデポジットが進  
み企業も個人もごみを出さないように知恵と工夫がされているのに対し、日本ではごみ  
削減の3Rなどと掛け声はよくてもデポジットまではなかなか進んでいません。例えば  
家電製品を廃棄した時に、ご承知のようにリサイクル料4,000、5,000円徴収されます  
が、それを払うのが惜しいのか不法投棄が絶えません。ヨーロッパでは購入時に既に廃  
棄料プラスアルファがデポジットとして購入価格に含まれていて、廃棄時には逆にこの  
アルファ分が返却されるために、合法的に廃棄が促進されているということのようで  
あります。そこで続いてお尋ねいたします。町内の不法投棄の実態はどのようになっ  
ていますか。件数なり、内容なり、あるいは出たものの処分費など等がお分かりでしたらお  
聞かせいただきたいと思えます。

#### ○住民税務課長

不法投棄の実態ということでございます。ちょっと捉え方がなかなか難しいものがご  
ざいまして、ただ今議員ご指摘のような形で不法投棄、まずは第一義的にはですね、通  
報等があって町の職員が出向いてそれを回収をする。あるいは不法投棄の監視員をお願  
いをしておりますので、その皆さんが集めて来る。更にはごみゼロ運動での収集物も不  
法投棄、ポイ捨ても含めてでございますけれども、これら全体でですね、数量を平成21  
年と25年で申し上げたいと思えます。処分量で言いますと平成21年が16.72トン。平成  
25年が9.67トン。件数は平成21年が55件、25年は24件。この件数と言うのはですね、先  
ほど申し上げました町の職員が出向いてって集めて来る、その中でも主なものというこ  
とでちょっと主観的な部分がございますのであんまり客観的な比較にはならないかと思  
いますが、経過年数で見ますと減ってきております。それからこの全体の今申し上げた  
数量の中にはごみゼロで集めたものもございます。それから役場の職員が出向いて集め  
て来たもの、あるいはごみゼロで集めたものの中にはクリーンセンターたつのやクリー  
ンセンター八乙女で処分できないものもございまして、これらは専門の業者に委託をし  
て処分をしていただいております。これらのいわゆる大型の不法投棄物、それからクリ

ーンセンターたつの、クリーンセンター八乙女へ持ち込んで処理をされた不法投棄の量、換算しまして金額で申し上げますと、平成21年度で90万 6,000 円。それから平成25年で57万 3,000 円ということで、量とともに処理量も減ってきております。ごみゼロで集める春と秋に住民の皆さん総出でご協力いただいておりますけれども、これが平成21年で先ほどの数量の中に含まれておりますが、4.98トン。25年で3.29トンということで総じて全体としては減ってきているというふうに思われます。ただ内容につきましてははですね、議員ご指摘のような家電製品も含まれておりますし、タイヤ、それからコンビニやスーパーの食品の残飯ですね、それから引越しの時のごみ等が大きなものかなと思っております。ただ全体としては減ってきているというふうに言えるかと思えます。

○宇治（1番）

不法投棄の方も減少傾向にあるということで、大変結構だと思いますけれども、区分別もなかなか確かに難しいというふうに思います。不法投棄では、よくある建設廃材や医療廃棄ゴミといった関係組織などによって大量投棄されるのが特徴的ですが、個人の不法投棄は一度に捨てられる量はさほど多くはないものの、その場所に他人が投棄するのを誘いこむような悪循環を生み出す作用があることです。こんな話が先般テレビで放映されておりました。エベレストや富士山のゴミ拾いで知られる登山家の野口健さんは、エベレストに登頂したときに「日本人はエベレストをMt、富士と同じにするのか」と言われたそうです。最初は何のことかわからなかったが、富士山に登って改めて驚き、あの時言われた意味がよく分かったと言っておりました。いわゆる登山者の不法投棄、ポイ捨てで富士山がゴミの山と化していたからです。そのことは先の「世界文化遺産」にも影を落しています。当初、富士山は「世界遺産」として登録を目指していたものごみの不法投棄で断念した経緯があり、昨年6月の「世界文化遺産」もごみを初めとする環境対策の宿題が課されていて、怠ると登録が取り消される可能性がありその期限は2016年2月だそうです。このように不法投棄がもたらす問題は、単なるごみ処理で済む問題ではなく、世界の基準はごみを捨てないという環境問題からの視点が強く、広くは日本人の「モラル」が問われていると言えましょう。それが今では入山料といった動機にも繋がっているようですが、果たして効果のほどが気になるところであります。そこで続いてお尋ねいたします。家庭ごみ減量化の手段でもあります有料のゴミ袋の改

定はいつ、どのようなタイミングで行なわれるものかお聞きしたいと思います。

○住民税務課長

家庭ごみ減少化に伴う、その手段としてのごみ袋有料化でございますけれども、先ほど私のごみの排出量の傾向でも申し上げましたが、大きな削減効果を果たしているものと思います。これは平成15年度に上伊那広域連合全体の中で実施をしたものでございまして、ごみ袋1枚につき30円のごみ処理手数料を上乗せをする、そのごみ袋購入のためのチケットを段階的に世帯数の段階に応じて配布をするという特徴を持ったものでございます。この間、若干見直しがされてきております。先ず平成17年度には当初は可燃ごみ用の可燃のごみ袋用の小についてはですねチケット1枚で10枚だったものを2セット20枚まで買えるようになりました。それから18年度、これはちょっと大きな見直しかと思っておりますけれども、実績に基づきまして世帯事例に応じて配布するチケットの枚数の見直しをしております。それぞれの階層を細かく分け全体として枚数を削減してきております。それから22年度からは年度末に各家庭に残ったこのチケットをですね、回収してこれに取り組んでいただく各小学校の児童会等に奨励金として交付をするという形になってきております。ご質問でございますけれども、どのタイミングでっていうことですが、現在、見直しを広域連合の中で検討しておりますが、今年度中に結論を目指しておりますけれども方向についてはまだはっきりしておりません。今まで申し上げた経過を参考にしていくということになるかと思っております。以上です。

○宇治（1番）

先進国の中では最大排出量のアメリカに次ぐ日本は、狭い国土ゆえに排出量自体を削減しなければ高いゴミ焼却費など、ゴミ処理費用が環境先進国ヨーロッパに比べこちらでも10倍以上ということですから、国民一人当たりがゴミを出さないための不断の努力が求められています。それにも増して問題なのは廃棄処分場であります。特に最終処分場がごみの排出量に追い上げられて、残りの容量は平成10年末で残余年数が全国平均であると約12.3年という計算値が示されています。既にそれから16年ですからパンクするところが出始めているということだと考えます。そこで続いてですね、この処理施設についてお尋ねをしてまいりたいと思います。この最終処分に関連して現在は外部委託しているクリーンセンターたつの実態と今後の課題についてをお尋ねしていきたいと思いま

すけれども、クリーンセンターたつのは平成5年に竣工して平成14年に上伊那広域連合に移管されております。これは今考えると適切な判断であったと評価できると思います。ごみや消防や医療そして情報の共有化など小さな市町村単位でなく、広域的対応によるコストメリットの追求や管理の簡素化などがうまく併用されることで、地方自治体の共存共栄も可能となっているのが長野県の現状ではないかと私は考えます。ところで、ごみの焼却で厄介なのは焼却灰で、どうしても最後には10%前後の残渣いわゆる灰が出るということでありまして、そこでお尋ねいたします。クリーンセンターたつのは焼却残渣灰の委託処分の実態と今後考えられる対応についてをお聞きしたいと思います。

#### ○住民税務課長

先ほど、町長冒頭に申し上げましたようにクリーンセンターたつのは稼働につきましては地元の皆様から大変ご理解をいただきながら稼働をしているところでございます。委託処分の実態ということでございますが、現在収集運搬と処理についてそれぞれの民間の業者をお願いをしているところでございます。収集運搬につきましては松本の業者に委託をし、その業者が収集をしたものを奈良県の民間最終処分場に運搬をし、そこで埋め立てをしていただいているという状況でございます。毎月の持ち出す搬出の回数ですけれども3回から5回くらいであります。昨年度25年度の実績でございますが、44回排出をし、総量485トン、費用は運搬と埋め立て両方込みでございますけれども1,477万7,000円となっております。ごみ搬入量の減少によりまして焼却残渣の搬出量も年々減少傾向にございまして過去最大は平成15年度の63回704トンということでございまして随分減っているというふうにご理解いただければと思います。民間最終処分場の寿命というふうになりますけれども、受け入れ先では今後20年以上受け入れが可能であるというふうに言っておりまして、広域連合でも毎年廃棄物処理法の規定に基づきまして、現地で状況を確認しているところでございます。今後の方向性ということでございます。廃棄物処理法に適合する自前の最終処分場が上伊那の中では1箇所もないという現状の中で先ほどお話のありました新ごみ中間処理施設につきましてもこの稼働するまでは民間最終処分場に継続して処分を委託をせざるを得ないというふうになります。ただ、目標としている年数から数えても民間最終処分場は今のところお願いできていくだろうという



見通しでございます。広域連合の基本方針でございますけれども、22年3月の第三次改訂版になります上伊那広域連合一般廃棄物ごみ処理基本計画で謳ってございまして、圏域内、上伊那の圏域内ですね、圏域内から出た廃棄物を圏域内で最終処分まで行う完結型の廃棄物処理の構築が基本方針であるということでございます。残念ながら現在クリーンセンターたつのは完結型になっておりませんし、長野県もそういった焼却場が数多くございます。上伊那ではこの基本方針に基づきまして新ごみ中間処理施設稼働後はクリーンセンター八乙女最終処分場の掘り起こし残渣、掘り起こした残渣をですね、溶融することによって同最終処分場の再生を行い、新ごみ中間処理施設から発生する残渣を埋め立て処分をするということでクリーンセンター八乙女に今埋めてあるものを、掘り起こして溶融をしながら、新しいごみ中間処理施設から出る焼却残渣は非常に量が少なくなりますので、今の場合だと10%だということになりますが、はるかに少なくなりますので、それをクリーンセンター八乙女に埋め立てながら完結型の最終処分を廃棄物処理を考えていくということでございます。

○宇治（1番）

そもそも建設当時、町内のどこにするかということでこのクリーンセンターたつのもについても難攻したという話もお聞きしておりますし、今の所に納まるにしても小野地区の中でも二転三転したというふうにも聞いております。あの時代のことでしたから無理もないことで当時の公害問題も尾を引いていてですね、水質、土壌、大気などの汚染を心配した住民感情に、毎年環境測定を実施するなど前向きに対応がなされて今日に至っているという経緯も確認しております。そこでお尋ねいたします。クリーンセンターたつこの環境データ等の実態とその見解をお尋ねいたします。

○住民税務課長

環境データの実態ということでございますが、もちろんごみの焼却場の工場の中の環境測定やっております。これはもうきちんとクリアされておりますが、地元の皆さんとすればむしろ周辺環境への影響ということであろうかと思っておりますので、そちらに絞って申し上げます。毎年ダイオキシン類につきまして環境測定を12月ころに行っております、測定項目が土壌7箇所、表流水1箇所、大気4箇所でございます。データにつきましては毎年、地元の皆様との懇談会がありましてその際にお示しをしながら測定会社か

らも専門的な立場から説明をしていただいております。全ての地点、項目におきまして環境基準以下ということであります。更に当初は希望された住民の方のご協力をいただいておりますね、血液中のダイオキシン類の検査も行っておりますが、問題はありませんでした。特にその後、バグフィルター等を導入してダイオキシン類の除去については更に数値が下がっているというふうに認識しております。このことに対する見解ということですが、先ず、これらの検査につきましては町の施設であったころから自主的に行ってきたものでございます。法律で定められたものではございません。広域連合移管後も広域連合において引き続き自主的に行ってもらっております。幸い基準値以下の低い値となっておりますが、今後ともこのような検査を継続し地元の皆様に情報を開示しながら信頼関係の維持に努めることが大切であるというように考えております。

○宇治（1番）

私も地元では特に住民の皆様から問題があるという話は聞いておりませんので、大変結構だというふうに思っております。今回かねてからの広域連合新ごみ処理中間施設の建設に向けて一定の進展があったとされていますが、順調に推移した場合という但し書きがあります。そのスケジュール表では平成30年度、「クリーンセンターたつの」も新ごみ処理場に集約される見通しとなっておりますが、地権者等の交渉もあることでしょうか、時間はあるようでないとも言えます。順調に推移することを願って集約後の地元にとっての課題についてをお尋ねいたします。「クリーンセンターたつの」の跡地利用とか取り扱いについての考え方やその方向付けはいかがなように考えておられるか、お願いします。

○町 長

跡地の関係でございませけれども、土地貸借契約書に基づきまして現状に回復して変換することを想定しております。ただ平成16年度5月13日付けの地元雨沢区からの要望書をいただいておりますので、そういった内容については考慮をしていきたい、こんなふうに思っております。これから広域の方とも相談しながらそういった実現て言うんですか、ともにしてまいりたいこんなふうに思います。内容等につきましてはそれぞれ部分的には倉庫、建物、フェンス、ゲートの取り壊しとかコンクリート舗装の撤去、道路、水源地を残すとかそういったことでもあります。新ごみ中間処理施設の建設事業の見通し

がより具体的になった時点で地元と相談させていただいて、それらの履行をしていきたい、こんなふうに思っています。

○宇治（1番）

その要望書だけは今も生きているという解釈してよろしいわけですね。

○町 長

はい。

○宇治（1番）

敷地面積がですね1万4,843平米。約4,500坪もあります。土壌汚染の心配も少ない折角の跡地ですから、何か知恵を出し合ってですね有効利用の道があればありがたいと私は考えます。いずれにしても新ごみ処理場の稼働と相まって最終処分場も広域内に確保できれば、今まで可燃物は「クリーンセンターたつの」、不燃物は「クリーンセンター八乙女」という身近な搬入場所がなくなり不便さはまぬがれませんが、全体最適という観点から見て、私は歓迎すべき計画の推進と考えます。しかしこれはあくまで計画ですから平成30年度でうまくスイッチできるのかという心配があります。そこで最後にお尋ねいたします。新ごみ処理中間施設の稼働がズレたとして、「クリーンセンターたつの」の設備保全に問題はないかどうかということで、よろしくお願いします。

○町 長

ごみ処理施設の平均的な寿命は30年から35年ぐらいというふうに一般的にはされています。施設は稼働開始から今年で21年目ということでございますけれども、施設の老朽化っていうのは当然進んでおるわけでありまして、毎年点検を行い安全安定的な稼働を行うべく計画的な維持補修を行っており、現点でも問題ないとこんなふうに思っています。新ごみ中間処理施設の稼働まで使用させていただく予定で、特に突発的なことがない限りは保全に問題はないと、こんなふうに考えております。以上です。

○宇治（1番）

いずれにしても、私たち一人ひとりの生活に直結したごみは分別、収集、廃棄という行政システム以前の、排出量の抑制とが相まって年々、廃棄物が削減され、総量排出が減少しなくては、行政コストの縮減には繋がらないと考えます。ごみ処分費用が年間一人当たり2万円で、日本全体では年間2兆円ということですから、毎日何気なく捨てて

るごみが、いかに私たちの税金を食いつぶしているのかを再認識する必要があるように感じました。たかがごみ、されどごみ。ごみを見てそのごみを作り出す社会の仕組みを念頭に置きながら、本来の循環型社会の形成が実感できる日常生活に結びついてゆく私たち住民一人ひとりの意識と行動の重要性を再認識する必要性を申し添えて、私の質問を終わりにいたします。

○議 長

諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでございました。

## 9. 延会の時期

9月9日 午後 4時 37分 延会

平成26年第5回辰野町議会定例会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成26年9月10日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	垣内彰
13番	宮下敏夫	13番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	古村仁士	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
産業振興課長	飯澤誠	建設課長	漆戸芳樹
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
水道課長	小野耕一	会計管理者	宮原修二
教育次長	百瀬辰夫	辰野病院事務長	赤羽博
消防署長	林国久	社会福祉協議会事務局長	守屋英彦

保健福祉課福祉専門課長 河 手 潤 子

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 武 井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 8 番 永 原 良 子

議席 第 9 番 堀 内 武 男

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第 5 回定例会第 9 日目の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。9 日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位 8 番、議席 12 番、垣内彰議員。

**【質問順位 8 番 議席 12 番 垣内 彰 議員】**

○垣内（12 番）

おはようございます。それでは通告書にしたがいまして、3 件の質問をさせていただきます。先ず防災についてであります。現在、各戸に配布されております防災マップで、土砂災害特別警戒区域は赤で、土砂災害警戒区域は黄色に色分けされているわけですが、それぞれのエリア設定の根拠についてご説明いただきたいと思っております。

○町 長

おはようございます。2 日目ではありますがよろしくお願いをしたいと思います。垣内議員さんにお答えをしてみたいと思っております。防災マップの土砂災害警戒区域設定の根拠ということでもありますけれども、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法であります。平成 13 年 4 月に施行されま

して土砂災害警戒区域がイエローゾーンと言われるものであります。それから土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンと言われるものであります。法が指定されております。法の施行経緯につきましては平成11年の6月の広島県の呉において土砂災害が発生したことから多くの被災者が24名出たわけでありまして、そういったきっかけであります。法は土砂災害から住民の皆さんの生命を守るため、土砂災害発生の恐れのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等ソフト対策を推進しようとするものであります。以上です。

○垣内（12番）

ただ今の説明は法的な経過であって、それは黄色に色分けされた、赤く色分けされたという根拠ではないと思われましていかがでしょうか。

○町 長

それでは、区域の内容という話でございますので申し上げたいと思います。イエローゾーン、土砂災害警戒区域でありますけれども急傾斜地、崖の崩壊は指定場所は傾斜度30度以上で高さが5メートル以上の区域。指定区域の範囲は急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域。それから急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍、50メートルを越える場合は50メートルでありますけれども以内の区域を指定されております。土石流って言うのはですね、土石流の発生の恐れある溪流において扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域と。それから地滑りでありますけれども、地滑り区域は地滑りしている区域、または地滑りする恐れのある区域ということであります。地滑り区域の下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離、250メートルを超える場合は250メートルの範囲内の区域を指すものであります。土砂災害特別警戒区域レッドゾーンにつきましては土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民に著しい被害が生じる恐れがあると認められる区域ということであります。以上です。

○垣内（12番）

了解いたしました。それぞれの策定って言うか選定基準に沿って町の防災マップにそうしたエリアが色分けされているというふうに了解いたしました。仮に警戒区域と指定された沢筋の上部にですね、今後何らかの構造物、砂防ダム等設置した場合にそうし

た警戒区域が解消される、あるいは範囲が狭められるっていうような可能性はあるでしょうか。

○町 長

警戒区域の見直しの可能性でございますけれども、解除は土砂災害の発生の防止対策工事、今言われたようなことでありますけれども、完了した箇所の特設警戒区域は解除となります。町で言うと小野中村の急傾斜地2箇所が工事がされたために特別区域は解除されましたけれども、警戒区域としては残っていくということでもあります。

○垣内（12番）

了解いたしました。そうすると手当てをすれば特別警戒区域っていうのは町内において減少する可能性はあるというふうに理解いたしました。それにしても、我が辰野町においてこの警戒区域の黄色いエリアっていうのは相当広範囲にあるわけです。宮木に限って見ましても、多くの避難所がこの警戒区域イエローゾーンの中に点在しております。今後100年に1度とか50年に1度レベルの豪雨により土砂災害等が発生した時に緊急に避難する場合に、宮木の住民が警戒区域の中で右往左往することが想定されるわけですが、こうした避難所の見直し、あるいは警戒区域については見直されることはないという法律なものですから、しょうがないとしてもこのエリアの中にある避難所をどう運用するか、あるいは使っていくかということについてお尋ねしたいと思います。

○町 長

警戒区域にあるから全てが危険だということふうなもの、一概にそういうふうには言えないわけでありまして、それぞれの災害の起き方ですとかそういった対応によっても変わってくるのではないかとこんなふうに思います。災害を受けていない区域ですね、そういう所へ避難所を変えるとか、その中であってもより安全な所へ移るとか、そういうことが柔軟に行われないと何でもかんでも全てそこの外へ出なければいけないと、こういうことではないと思います。避難情報等、早めに情報提供されるっていうんですか、そういうふうなことがこれからあるわけありますので、そういった情報によってそれぞれ場所を移すとか、そういったことに対応ができるのではないかと、こんなふうに思います。以上です。

○垣内（12番）



了解いたしました。いずれにしましても、同時多発的に例えば宮木、宮木と言って申し訳ないんですけれども、楡沢山を背後に背負ってですね、豪雨の時に沢筋が何本かあるわけですので、同時多発的に複数の沢筋で土砂災害っていうのがないわけでもないと思われま。避難の指示はそうした状況、現場の状況をよく判断していただいて適切な指示を仰ぎたいと思います。次のその4番目に通告させていただきました対策本部の設置のプロセスっていうのは昨日の宮下議員の質問の中にもありましたし、それに対する回答でほぼ分かりましたので、ここは省略させていただきたいんですが、ただ対策本部と現場との情報伝達の手段、それから情報の共有というところで具体的にこういう方法でこういう情報を共有するよっていうようなところを説明していただけたらと思います。

○町 長

やっぱり今、議員さん言われたように情報の共有化っていうのが非常に重要なことになっております。町でもですね、今度は今整備をしています事業でそれぞれの地域の公民館ですとか、避難所ですとか、そういった所と情報がやりとりできる整備を今しているところでありま。全てっていうわけにいかないかもしれませんがそういったことでかなりの情報がお互いに共有できる体制ができるんじゃないかと、こんなふうに思っています。それから、町も1つの情報だけでなくいろいろの多くの手段を使ってそれらの情報を提供できる体制が整いつつあります。1つを入力するといくつものものが同時に動くとか、そういうこともありますので、今主流って言うんですかSNSですか、そういったものも大いに使っていくっていう大変必要なことでもありますけれども、やっぱり全員の方がそういうものをお持ちになっているとか、利用できる、そういうことではありませんので、もっと何て言うんですか外の防災無線ですとかそれから今、各家庭へお知らせする情報告知システムなど従来に増して機能を高め、また多くの皆さんにご利用いただくことを基軸にやっていくことが重要ではないかと思。もし、細かい伝達等、必要でしたら総務課長の方から申し上げたいと思います。

○総務課長

情報の共有の関係でありますけれど、一番手っ取り早く情報を配信できるのが防災無線だと思いますけれど、それに関連してですね、セットで流れるのが告知システムと携帯メールの関係であります。このへんの3セットをですね、皆さん方にご利用いただき

たいていということでありまして、特に高齢者の関係につきましてはですねメールの関係もなかなか持っていないというような方もあろうかと思っておりますので、ぜひとも告知システムの関係については各家庭の方に設置をしていただきたいと、こんなふうに思っております。以上です。

○垣内（12番）

確かに今、時代変わりましたから伝令が走り回るような時代ではありませんし、非常に便利になってきているものですから現場の状況が言葉ではなく動画等でですね、簡単に本部の方へ伝達されると思っておりますし、告知システムによってそれらの情報がいち早く町民に分配されると。配信されるというハードウェアもできて、インフラも整っているかと思われまして。そこで提案と言うか質問半分なんですけど、現場から上げられた情報を告知システムにあげる時に、告知システムだとテキストだけのデータになるわけですが、動画等をですね、どこか町内のサーバーに保存してですね、それから配信される、町民がすぐ見られる、あるいは各地区の防災隊レベルでそれが確認できるというようなシステムを今後作っていただきたいというのが1つ。それと訓練に関してなんですけど、8月31日の訓練の時も沢底へはたねの端末を持って行ったわけなんですけど、いついつに訓練がありますという情報以外は入っておりませんでした。それはメール配信も同様だと思われまして、例えば訓練ですから、現在何をやっている、あるいは31日の防災訓練の各地区の参加者の人員はこうだ、それがどれぐらい速さでインフラにのるか、告知システムに載っていくかっていうのも1つの訓練でありますから、来年以降、ぜひそうした情報端末も組み入れた形での訓練というふうにやっていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○総務課長

動画の配信の関係でありますけれども、現在、整備をしております防災情報ステーション事業、こちらの関係でですね、カメラ等が11箇所ですか付きますのでそういう部分を利用して配信をしていくっていうことは可能だと思います。それから先ほど言われた各訓練の状況をですね、配信していくっていう方法も検討させていただければと思います。よろしくお願ひします。

○垣内（12番）

ぜひ、来年度以降そうしたインフラも使ったような形で刻々と情報が伝わるというのを実感できるような訓練にさせていただきたいと思います。そして、本年の訓練で沢底地区を主会場にしたところで町内一巡をしたというふうにお聞きしております。第2周目に入るのか、今後どういう本部って言うんですかね、重点箇所を決めてやっていくかっていう方針で言うんですかね、プランについてお聞きしたいんですがぜひ、今各地各区各町内でそれぞれの自主的な判断に任せられている訓練の内容について、もう少し町の方から指導的にこういう手順でやってここまでのスキルを期待するとか、やってもらえないかというような形でもう少し、もう少し強めの指導と言うんですか、される予定はありますか。

#### ○総務課長

今後の訓練の関係でありますけれど、9月の25日の日に区長会がありますので、そちらの方で反省も踏まえてですね、どういう方向で取り組んでいったら良いか、話し合ってみたいと思っております。それから今後の訓練の内容ですけれど、避難所の開設が非常に大事になってくると思いますので、避難所開設の運営訓練、これらをですね各自主防災組織を中心とした中で各区等にあります避難所の実際の平面図がございますので、それらを使った、どの部屋をどこに作るかっていうようなそういう訓練が非常に大事になってくるかと思っておりますので、そちらを中心とした訓練をやっていきたいとこんなふうに思っております。

#### ○垣内 (12 番)

ぜひそうした取り組みを進めていただきたいというふうに思います。それで全体をおして1つ提案させていただきたいんですが、冒頭でも少し話させていただいたんですが、この防災マップにおける警戒区域、特別警戒区域の設定、ゾーニングっていうのがどうも科学的な見地ではなく、法律的に急峻な斜面30度を5メートル以上背負っている所はそこから5掛ける10倍ですか、エリアで何度で黄色く塗れというような一律のその基準で法律で塗られたエリアというふうに思われます。科学的な予想、あるいは角度というんですかね、その起こりうる確率については何ら研究しておりませんし、東海地域の地質等についての調査もされていないと聞いております。ただ現地を訪れ形状

を見、そして過去に学び、過去そういった事例があるといった所はすべからく黄色くしているというような内容だと思われま。広島の場合でも隣が黄色なのに黄色い所は崩れずにですね、まだ警戒区域になってないところがいく筋も崩れてきております。私どうも信用できないって言うか不安がありまして、疑わしい所を払拭できなくてですね、過日、元信大農学部の教授であられます山寺喜成（よしなり）先生にお聞きいたしました。先生も「やはりそれは法律で決めたことだから、科学的な知見による判断とはまた少し違うよ」という内容でありました。結論から言うと「黄色いゾーンが滑るのではなくて黄色いゾーンに体積土が土砂が、来る可能性があるというレベルの話でもっと防災的に検討しなきゃいけないのは、どこがどれだけの確立で滑るか、どういう条件を整えば滑りが始まるか、そこが大事だ」というふうにおっしゃられておりました。それは今の町長の説明や県の砂防課の担当の説明よりも、山寺先生の説明は本当に腑に落ちると言うんですか、「ああ、そういうことか」と納得できるものでした。それで先生が中心となって進められた「農山村を災害から守る会」というのが今年3月に災害から土砂災害から農山村を守るという趣旨の冊子を作成されました。そこで、検討されているのが丹念に調べられているのはその移動する可能性のある沢筋の体積層を特定するという調査でした。辿って行って、例えば10度20度ぐらいの緩い傾斜の所の上ですね30度ぐらいの傾斜があって、しかもその傾斜地の上部がかなりの深さで体積土がある場合にこれはかなり危ないと。そこがトリガーになって最初のインパクトをその緩い体積土に与える、そうするとそれは動き始めると。そうした最初の衝撃、そういうインパクトが、最初のインパクトがなければどれだけ雨が降ってもおそらく動かないだろうという判断でありました。まだ、これは学術的に学会でも一般的な理論として認知されていないかもしれないですけども、先生のお話を伺い、あるいは先生の予想されている箇所がこの豪雨災害でもかなりの程度を地滑りって言うか土砂崩れ起きているっていう事実から、かなり信憑性のあるものだというふうに思われます。ぜひ、こうしたもう1回見直すって言うんですかね、黄色いエリアを指定するとかいうんじゃなくて、黄色いエリアに流れ込む土砂がどこにあるかを特定するという作業、これを沢底だけではなくてほかの地域でもぜひやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長

昨日もですね、船木議員さんの時にお答えをいたしましたけれど27年度から箇所を絞りながらですね、現地の方に入らせていただくように進めております。以上です。

#### ○垣内（12番）

了解いたしました。ぜひですね、防災訓練の後の片田教授の話にもありましたけれども、やはり自分のこととして具体的にその危機感を持つということが非常に大事だと思いますので、そうした沢底の事例っていうのをぜひ全町で取り組んで、水平転換してですね、町民の意識が高くなるようにそういった施策を続けていっていただきたいというふうに思います。2番目に移っていきたいと思います。

新教育委員会制度についてであります。本年6月13日の参議院本会議で自治体の教育委員会制度を改革するための改正地方教育行政法が可決、成立いたしました。現行の教育長と教育委員長というのを統合した新教育長の創設、あるいは首長が主催する総合教育会議の設置が決まりまして、町長ですね、首長の権限が強化され首長と新教育長の責任を明確化し、いじめ問題や緊急的な事態の発生にも的確に対応できるようにという内容で来年度から施行されることとなりました。辰野町においては、古村教育長が9月30日で任期を満了され宮沢和徳氏が任命され、今議会初日に承認されました。現在の教育委員会制度がどのようなプロセスで新制度に移行するのでしょうか、そうしたタイムスケジュール的なものについて説明していただけたらと思います。

#### ○教育長

おはようございます。今ご質問のありました新しくですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律が6月に改正されたわけですが、今申されたような点がですね大きな改革点でありますけれども、もう1回ちょっとこれから説明のためにですね、整理をしてみますと、大きな改革点が5つありますが、1つは教育長を首長が直接任命するというのが大きな違いであります。今までは教育委員として任命され、教育委員会の中で互選によって教育長が決まってきたわけですが、教育長を首長が直接任命するということ。これが1。それから2番目にですね、教育長、新しい教育長の任期が今まで4年だったんですけど、今度3年になるということ。それから教育委員長という人がやっぱり教育委員会の中で互選をされていたわけですが、今度は教育委員長という職がなくなるということですね。これが3番目。それから4番目

はですね、教育総合会議というのを設置しなさいということ。これは首長が招集をして首長と教育委員、教育長で行う会議であります。これを設置すること、これ4番目。それから5番目にですね、その総合教育会議で町の教育大綱というのを作りなさいと。これが大きな5つの改正点であります。この法律が効力を発生するのは27年の4月からというふうになっておりますが、附帯決議とか附則によってですね、移行措置をどういうふうにするかっていうことが決まっております。現在の現行の教育長の任期がある間は現行の法律をそのまま適用するというふうになっております。したがって今度10月から新しい教育長ができるわけでありましたが、その教育長の任期は現行法でありますので4年であります。したがってこれから4年間辰野町においては平成30年の9月までは古い法律が適用されるというふうになります。したがってそれまでは、教育委員長もいるというふうになります。そして、総合教育会議につきましては27年の4月から設置しなさいというふうになっております。したがってこれだけは新しい法律にしたがっていくと、こういうふうになります。そして教育大綱というのを作っていくと、こんなふうになるということでもあります。ただしですね、ただしのただしですけれども、任期4年の現行の教育長が何だかの原因で途中で欠けるようなことがあったら、その時点から新しい法律に移行していくというふうになっております。それからもう1つただし書きがあるんですけれども、教育委員は今まで教育長も含めて5人だったわけですけれども、新しい法律になりますと教育長と教育委員4人とこういうふうになりまして教育長は教育委員から外れる形になります。4人が教育委員とこういうふうになりますが、この4人の教育委員の任期は今までどおり4年です。その4人の教育委員の任期が1年ずつ段差になっていきなさいと、こういうふうになって2人一緒に欠けると、代わるということがあってはいけませんと、こういうふうになっているので辰野で言えば平成30年の9月以降に4人の教育委員さんの任期が2人重なっているんですよ、実はね。したがってこういう場合はどちらかを任期を変えて、その後1年ごとに代わるようにしなさいとこういうふうになっていますので、30年9月以降に任期が揃っている2人の教育委員さんのうち1人は任期を変えていただくと、こういうふうになるのが移行措置のプロセスだということに理解をしております。以上です。

○垣内（12番）

複雑な話で半分以上理解できていないかもしれませんが、そうしますと総合教育会議は辰野町において来年の4月から開かれる。で大綱の策定に入るということでよろしいですか。

○教育長

はい。

○垣内（12番）

その総合教育会議には加島町長も参加されるということですよ。

○教育長

総合教育会議を招集するのは首長であります。それに首長と教育委員、教育長が会議をします。必要があれば意見を聞く委員を招集してもよろしいとこういうふうになります。したがって27年の4月から設置をし、教育大綱というものを作っていくと。ただし大綱を何月何日から作りなさいというふうには決まってないので、早いうちに作っていくとこういうことになろうかと思えます。

○垣内（12番）

総合教育会議は今、必要があれば委員も入れてというような話だったんですが、現行の教育委員の皆さん4人は、入られるわけですよ。

○教育長

はい。

○垣内（12番）

それではこの大綱策定について、町長のお考えをお聞かせいただきたいんですが。

○町長

まだ、その段階ではありませんので、これからいろいろの検討を進めながらやっていきたい、こんなふうに思っています。

○垣内（12番）

先走った質問で失礼いたしました。辰野町の小中学校におけるボランティアの受け入れ、あるいはボランティアの参加状況っていうのは近隣町村に比べてもかなり、先進的であるというふうに私は思っています。そのバックボーンっていうんですかね、基礎になっているのがボランティアセンターを核とした住民の積極的なボランティアへの参加、

関心の高さであろうと思われます。地域に開かれた学校を目指す時に大切なことは、地域の人々の意識の高さとかボランティア活動への関心の高さ、行動力だと思うわけです。そこで、今、両小野学園を中心にと言うか先覚的に先進的な事例としてですね、コミュニティースクールというのが取り入れられているわけです。辰野も全町の小中を対象にコミュニティースクールになっているのか、指定を受けているかと思われるんですが、ここでそのコミュニティースクールでも信州型コミュニティースクールと、文部省型コミュニティースクールがあるというふうにお聞きしましたが、その違いについてご説明をお願いいたします。

#### ○教育長

文部科学省型というのはですね、先ほどの法律と同じ地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律の中で決められているコミュニティースクールが全国型文部科学省型とこういうふうに呼んでいるものであります。これはですね、設置している教育委員会、学校を設置している教育委員会がその学校はコミュニティースクールだよと指定をなさいと、こういうふうになっています。そして指定された学校では学校運営協議会というのを作りなさいというふうになっています。学校運営協議会は地域の人たちなどなど、10数名の委員を指定し、校長が提出する学校運営について熟議をなさいとこういうふうになっています。それが1つ、運営について関わるということですね。次にですね、学校の支援をなさいとこういうふうになっていますので、ボランティアさんたちがたくさんいつも学校に入るといような形ができてきます。それからもう1つは学校評価をなさいとこういうふうになっています。1年終わった時に今年の学校の運営はどういうふうであったか、やり方はどういうふうであったか評価をなさいと、この3つが大きな学校運営協議会の役割であります。そして運営協議会ではどういうことを主に協議をするのかというようなことまで書かれているわけであります。ただし、この運営がうまくいかなかった場合、特に運営協議会の中で支障になる委員さんがいるような場合はその委員さんを辞めさせることもできる。そして、どうやっても全体がうまくいかないというような時にはコミュニティースクールを取り消しにすることもできると。こういうふうになっています。その権限は設置者である教育委員会、こういうふうになっています。それから信州型というのはですね、法律的な根拠は何もありません。県の



教育委員会がこういう形で長野県はやりましょと、いうふうに言って推奨している方法であります。したがって学校運営協議会とは言わないけれど協議会に変わるような運営委員会を学校に設置しなさいと。そしてやることは同じく運営を軸にしなさいと。学校支援をしなさいと。学校評価をしなさいと、いうふうになっているのが信州型でありますので、法律的な根拠は特にないという形であります。それが両方の違いということになるかと思えます。

○垣内（12番）

私、誤解しておりますして信州型コミュニティースクールにおける運営委員会は学校運営に関わったり学校の評価はできないものと思っていたんですが、できるわけですか。

○教育長

できます。

○垣内（12番）

要するに今の説明を私なりに判断すると、信州型か文科省型かっていうのは法的な根拠があるかないかだけで内容についてはほとんど変わりが無いような気がしますが、いかがでしょうか。

○教育長

内容についてはほとんど変わりが無いというふうに考えて良いかと思えます。法律的な根拠があるかないかということ。そして、中身が運営に参加することとか、支援とか評価とか言いましたけれども、信州型は別に決まりがあるわけではないので、県の教育委員会がこの3つをやるようにしてくださいって言うてるだけですので、評価をしませんで言えば、例えば評価はしなくてもそれは違反ではないというふうに解釈できると思えます。

○垣内（12番）

開かれた学校を目指す時に、今の説明だと民意っていうか住民の参加する側のスキルさえ、あるいは熱意さえあれば信州型から文科省型へスムーズに移行することができるような気がしますが、町長にお尋ねしたいんですが、両小野学園に見られるような開かれた学校、地域で支える学校というのを全町的に今後、信州型から文科省型へっていうようなグレードアップと言うんですかね、進めていくようなお考えはおありでしょうか。

○町 長

私がですね、どういうふうな学校って言うんですか、そういった教育を進めていくかっていう話の先ほどのあれですけれども、私は地域との繋がりを持って地域の良さを皆で学んで、そういったことが活かされた教育、そういったものを目指しているわけでありまして、その手段としてそういったものが非常に有効であるなら、そういったことをこれからの議論で言うんですか、その会議の中でもそういったことを進めながら今の現在の方法をどういうふうにしていくかと、こういうことも合わせて検討していくべきだとそんなふうに思っています。

○垣内（12番）

ぜひ、前向きにですね、そうした開かれた学校の実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。そこで更に質問なんですが、少子高齢化、加齢的に進んでおりまして、本当に1万5,000、6,000人の人口になるのを目前に感じられるわけでありまして、今のままの学校の配置、形態、学区、って言うんですかね通学区の中で、このままの状態を維持するというのは非常に厳しい現実だろうと思われまして、そこでお尋ねしたいんですが、バランスの取れた幼保、小中学校の規模と配置についてどのようにお考えなのか、まず町長、そして教育長とお二人のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○町 長

今、人口の減少の話が出ておりまして、国の方でも非常にその点を一所懸命、研究チームを作ったりとかいろいろ進めていて、これからどういったとか、そういった方策が打ち出されてくるのではないかと、こんなふうに思います。創生会議の中で消滅ですかそういった言葉が出てきているわけでありまして、国の中の町、それから村とかそういったコミュニティーを作る中で地方の、都会への一極集中というものが非常にいけないって言うんですか、それを防止するためにどういうふうにするか、そういった話の流れで中核都市、地方の中核都市に対して受け皿となって中央への一極集中を避けようとかいうふうな議論がされているわけでありまして、そういうふうを考えますと、中核都市でないこの地域については同じような減少が引き続いて起こるというようなことも十分考えられるわけでありまして、そこらへんのところをよく見極めながら、

その教育ですとかそういった問題についても動向を見ながらそれに、あまりのっかってっかってしまいますと、そういったことで地方の中核都市に全てが集中してしまうってこういうふうな形になるわけですので、よく見極めながら学校だとかそういったことも考えていかなきゃいけない、こんなふうに思います。一概に学校の規模がどのくらいが良いのか、クラスが何クラスなければいけないのか、そういったことではそれぞれの事情もあるわけでありますので、一概にどのくらいがバランスが取れているかって非常に難しいところあると思いますけれども、そういったことも考えながら進めていく、そういうことであろうかと思えます。必ずしもそれがバランスが崩れているから全ていけないとこういうことではないような気がいたしますので、そこらへんのところも段々に考えていくって言うんですか、そういった必要になってくる、そういうふうに思いますので、また教育委員会ともよく相談しながらそういったものも進めていくべきだとこんなふうに思っています。以上です。

#### ○教育長

今の質問の前にちょっと先ほどのコミュニティスクールのことにちょっと補足をしたと思いますけれども、言い忘れましたが、平成27年4月から両小野小学校を文部省型のコミュニティスクールに指定をするということになっております。国ではですね、全国に3,000校のコミュニティスクールを作りたいとこういうふうに言っています。今年の4月で大体2,000校ありますので、もう1年間の間にはおそらく3,000校くらいにはなるだろうというふうに思われます。それが補足であります。それから今の適正規模というようなことに関しましてはですね、文部科学省ではおよそ適正規模につきましてはですね、およそ学年でクラス替えができる程度の学級数とこういうふうに言っておりますので、学年で2学級か3学級か4学級、まあそのくらいが適正規模とこんなふうに言っているわけでありますが、それでは日本中、それに適合しない所はいっぱいあるわけでありますので、必ずしもそのまんまいくって言うわけにはいかない事情があるかと思えます。町長今おっしゃられましたように、全部ですね、適正規模にしろって言うことは非常にこれは難しいことであろうと、いうふうに思いますし、歴史的なことや地域の事情やいろいろあると思えますので、大きい規模は大きい規模なりの良さもメリットもデメリットもあると思えます。小さい学校は小さい学校なりのメリットもデメリ

ットもあると思いますので、双方のメリットが生かせるようなそういう運営に考えていかなければ仕方がないかな、こんなふうを考えているところでもあります。町内のバランスっていうことから言えばどこの学校やどこの保育園も同じくらいの数になるのがバランスは良いだろうというふうには思いますけれども、これもなかなか地域性があっていろいろな事情があるのでちょっぴり同じように政治的な力でやるっていうことはなかなか難しいだろうというふうに思いますので、良さを生かしたやり方、いうことを考えていくのが一番良いだろうかと、こんなに思っております。以上です。

#### ○垣内（12番）

了解いたしました。なかなかこういう形ってというような将来図を示すことは難しいかと思いますが、どこかのタイミングで学校を形態変えるか、あるいは通学区を見直すか、あるいは何らかの形で現状の見直してというのは迫られるかと思います。そうした時にそれぞれの地域性と言うんですかね、地域の良さが残るようなコミュニティの中核として学校が機能するような形というのをぜひ、採用っていうか選んでいっていただきたいというふうに強く思います。効率重視で人数の配置、それから経費等で数が少なくなると数少なくし、キャパを広くして効率を上げていくというような思っているんですかね、方針に傾かないように個人的には希望いたします。教育問題では、古村教育長には2期8年にわたりまして町の教育行政を牽引してきていただきました。ボランティア活動に対しましても深くご理解をいただきまして、辰野いきものネットワークを初め、ゆるやかネット辰野等の環境保全活動や生物多様性の取り組みに対してもいつも積極的にご協力をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。とりわけ国際交流協会の行っております中学生ワイトモホームステイプログラムやスピーチコンテスト、あるいは春の桜まつりには積極的にご参加、ご協力いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。また、本年3月ワイトモ公式訪問に際しましては、ご一緒させていただけましたことも私としては良い思い出となりました。今後も健康に留意され、次なる新しいステージでぜひご活躍くださいますよう心からお祈り申し上げます。最後ですが、どこかでまた元気にウォーキングしている姿を見かけましたら、今までは声をかけずにおりましたが今後は一声かけて近況等お互いに情報交換させていただけたらと思います。長い間ありがとうございました。

残り時間3分ですが、移住定住促進について触りだけ、少し3分でも質問させていただきたいと思います。

今辰野町では移住定住促進に向けて協議会を立ち上げて、政策について審議しているところだと思います。私自身、そうした審議会のメンバーの一人ではありますが、この移住定住の定義についてまずご説明をお願いいたします。

○町長

移住定住っていう必ずしも絶対これでなきゃいけないっていう決まりがあるわけでは  
ありませんけれども、町にですね、長く住んでいただく、できれば永住っていうことで  
ありますけれども、または一定期間以上って言うんですか、5年以上そこに住んでいた  
だく、そういった生活の本拠地を辰野に置いていただくってこういったことが定住では  
ないかとこんなふうに思います。住基台帳に載っているからとかそういったことばっか  
でないんですけれども、できればって言うんですか住民基本台帳に登録されてそういう  
ふうになっていただくって言うことが定住、そんなふうに思います。移住っていうのは  
町、町の外から辰野へ移り住んで来ていただけるってこういうことでありますので、一  
概に町内に住む、あれですか、転入する意思を持って当然来るわけでありまして、そ  
こらへんのところがこれからずっといてくれるかどうかっていうそこらへんのところ  
が判断の違いって言うか、しいて言えば区分けをするか、そんなことではないかとそん  
なふうに思います。別に移住だからずっといないとか、そういうことではないと思いま  
すけれども、そんなことであるわけでありまして、必ずしも今度はこの移住定住の  
この関係については決まったこうでなきゃいけないということはない。こんなふうに  
思っています。

○垣内（12番）

時間も残り少なくなりましたので、質問の続きは次回、機会のあった時にということ  
で自分の思いのみを話させていただけたらと思うんですが、移住、今町長のお話のあつ  
たように、移住者っていう定義の中にはいくつもの種類、形があるかと思っています。いな  
か暮らしを求めて来る人もあれば、企業等、辰野町に通勤している人たちが辰野町に居  
を構えた方が今後の子育てや通勤に便利だということで、アパート住まいしてくる人も  
ありまじょうし、新築を機会に町内に土地を購入し建てようという方もいらっしゃるか

と思います。それぞれの目的に合わせたようなきめ細かな施策というのを提案できたら  
と思います。移住定住促進協議会の今後の活動にぜひ積極的にお力を賜ればと思います。  
よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 8 番、永原良子議員。

**【質問順位 9 番 議席 8 番 永原 良子 議員】**

○永原（8 番）

通告してあります 2 点について質問していきます。初めに地域包括ケアシステムの具  
体化について質問します。今、社会は今までに経験したことのない状況におかれていま  
す。原発災害、温暖化による自然災害に見舞われています。また人工的に見れば子ども  
の人口が減少し高齢者の人口が増加し、認知症高齢者も増加してきています。そういう  
状況の中、その地域に暮らす高齢者ができる限り在宅で生活を続けられることを支える  
仕組みとして、地域包括ケアシステムの取り組みが進められてきています。そこで質問  
します。町としてこの地域包括ケアシステムの取り組みをどのようなイメージで捉え、  
どのような基本方針でいくのかお聞きします。

○町長

引き続いて永原議員さんにお答えをしてみたいと思います。地域包括ケアシステ  
ムでありますけれども、平成 27 年度の介護保険制度改正案において、介護予防訪問介護、  
通所介護が地域支援事業に移行することに注目をいたしまして、新たな地域支援事業の  
あり方と地域における助け合い活動を構築して、更に持続可能な介護保険の運営の確立  
に努めていきたい、こういうふうが基本的な考えであります。それぞれの内容って言う  
んですか、あれについては担当の方から申し上げたい、こんなふうに思います。

○福祉専門課長

高齢者の抱える福祉問題ですとか、生活課題っていうのは介護というその一言で片付  
けられるものではなく、やはり今現在言われているのは社会的な繋がり希薄化や孤立  
というものが大きな原因になっているというふうに考えております。助け合いや、支え  
合いの理念に基づく助け合い活動は活動を通しまして孤立している高齢者等に関してそ  
の人との地域社会の繋がりを回復していくという側面的な役割も大きいと考えておりま

す。住民自身の活動であるからこそ、そこに固有の働きを持つ力があるのかなど、それらも踏まえ計画づくりをしていきたいと思っております。また今回の地域支援事業の改正は高齢者の自立支援や家事援助のみに留まらず先ほども申しあげましたように、高齢者等地域社会との関係の回復、維持の働きが改正の主となっているポイントかと思っておりますので、いかにその仕組みを位置づけていくかが今後の課題と考えております。以上です。

○永原（8番）

今、答弁されたように本当にこれからの社会、今までにない社会になっていくと思えますので積極的に進めていってもらいたいと思います。地域包括ケアシステム、聞きなれないシステムですけれども、本当に今答弁があったようにこれからは住まいを中心に1人の人が医療、介護、予防、生活支援それ一帯に提供されてその中で自分の人生が一生スムーズに進んでいく、生きていくっていうことが大切かと思われまます。その中で具体的に一つずつちょっとお聞きしたいと思えます。住まいについてですが、システムの取り組みの中に生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力に合った住まい方が確保されていることを基準としています。そこで質問します。2025年までは高齢者の一人暮らしや高齢者の世帯がより一層増加することが予想されますが、住まいへの確保について、町の今の現状や取り組みについてお聞きします。

○福祉専門課長

住まいの確保は非常に大きな課題となっておりますが、今現在におきましては辰野町持ち家の状況も非常に高くなっておりまして、例えば具体的にはサービス付きの高齢者住宅等の整備っていうような課題もあるかとは思いますが、今の利用状況を見させていただきましても若干名の方が町外のそういった住宅のご利用者さまはいらっしゃいますが、ニーズ等今、調査をさせていただく中でもそういったサービス付きの高齢者向け住宅の整備等は現在は考えていないという状況です。以上です。

○永原（8番）

今の現状の中ではニーズ的にまだ数が少ないっていうことですが、今後もしニーズが増えるようなことがあったら、また積極的に考えていってもらいたいと思えます。次に医療についてです。病気を抱えても自宅など住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい

生活を続けられるためには地域における医療介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療介護の提供を行うことが、必要です。そこで質問します。効率病院を持つ辰野町としては、システムの取り組みの中での現状や今後の取り組みについて、お聞きします。

○辰野病院事務長

地域包括ケアシステムの医療としての取り組みでありますけれども、辰野病院としましては回復病院として急性期病院からの受け入れ、また急性期病院として在宅、介護施設からの受け入れ等、あと在宅医療の推進が考えられております。辰野病院でありますけれども、この7月から地域包括ケア病床を新設いたしました。この病床でありますけれども、今まで行っていた亜急性期病床の廃止に伴いまして新たに新設したものであります。この病床でありますけれども医師とか看護師、リハビリスタッフ、在宅復帰支援担当者が他の病院や施設ケアマネージャー、町の保健福祉課職員と連携しましてスムーズに患者を受け入れましてリハビリや在宅支援を行いながら、家庭や施設へ戻るお手伝いをする、そのような仕組みになっております。また在宅医療の推進でありますけれども、こちらにつきましては訪問看護の取り組みを行っております。在宅での病状の観察、排泄の援助、チューブ類の管理とか、あとリハビリテーション、健康相談、終末期の看護、看取り等を行っております。またこの訪問看護におきましては24時間対応しまして患者様からの相談、または訪問等を行っております。以上です。

○永原（8番）

辰野病院としては、地域包括ケア病棟を新設したっていうことであります。本当にすぐに病院から自宅へっていうことがなかなか時代ですので、このケア病棟を新設していただいたことは、町民にとってはとても助かることです。またこのこともなかなか地域の住民には連絡っていうか周知徹底ができないと思いますので、『辰野病院だより』にも乗っていましたが、できるだけ町民に浸透していくようにまた広報の方もお願いしたいと思います。次に介護予防、生活支援について一括してまとめて質問します。地域包括ケアシステムの取り組みの中で、今までに増して取り組んでいくことは何か、また改正に伴って生活支援介護予防の基盤整備におけるコーディネーターの配置とありますが、どのようなことをするのか、またどのような人を想定しているのかお聞きします。



## ○福祉専門課長

地域包括ケアシステムの構築において今までにも増して取り組んでいくことはというご質問ですが、それに関しましては前段でもお答えしましたように住み慣れた環境の中で住み続けられるように、福祉医療介護、さまざまなものを連携を取りながらということを中心に考えていきたいと思っております。また今、お話がありました生活支援コーディネーターですが、今回の法改正の中で新たに役割を担うコーディネーターとして明文化されております。役割としましては高齢者の生活支援介護予防サービス、まさに地域包括ケアシステムの根幹を成すところなんです、その体制整備を推進していくことを目的として地域において、生活支援介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすものというのが文章で書かれております。社会資源を作りながらコーディネートしていきなさいよ、というのが役割だと考えております。また、協議体というのは市町村が町が主体となって各地区におけるコーディネーターと生活支援介護予防サービスを提供主体等が参加をしていただきながら情報提供の場、連携強化の場としてネットワークを作りなさいというのが協議体の役割となっております。コーディネーターの配置につきましては町強化支援センターとの連携を前提とした上で、人口何人に対して何人という配置に関しては定めがございませんので、限定せずに地域の実情に応じて対応の配置をすることが可能とされています。またコーディネータの役割を担っていただく方には特定の資格要件は定められておりません。地域における、先ほど申し上げましたような助け合いや生活支援サービスの提供実績のある方、ある事業者等含めまして団体、そういった方を地域でのコーディネーター機能を適切に担っていただける方ということが前提でございますので、今後検討準備を進めてまいりたいと思っております。以上です。

## ○永原（8番）

今度の改正に伴って今ここの生活支援介護予防の基盤整備っていうか、そのコーディネーターの配置、ここのところが結構一番、わりと今までにないことで、ちょっと文章見ますと中学校区に1人ぐらいとか書いてあります。本当にそういう地域の力、社会資源を見つけて掴んだり、その中で育てていくっていう形のコーディネーターだと思います。本当に地域をよく知ったりしていないとなかなか難しい立場の配置だと思いますので、

これから進めていく中で地域におけるこれからの地域力を生かす、そういう人をきちんと育てて特に辰野町の中にも、どこにどういうもの、サービスがあったり、どこにどういう社会資源があって、どういうものが使えるかということがなかなか見えにくく、わりと関わっている人は分かるんですけども急に病気になったり介護になったりそうした場合にきちんと分かるように、そういう所をコーディネートするような取り組みですので、ぜひ積極的に取り組んでいってほしいと思います。次に第五次総合計画、後期計画との関連についてです。今、町では第五次総合計画の後期計画策定に伴いまして各地域で町民の意見を聞く「よりあい会議」が行われています。私もよりあい会議の宮木に出たんですけども明るい雰囲気自分たちの地域の良い所や危険な所、直していったらもっと暮らしやすくなることなど、気楽に真剣に意見交換ができて、改めて自分の住んでいる地域のことを集まった皆さんと確認し合ったりしてこれから、どうしていいこうという目安が分かってくるようなとても良い会議、第一回目の会議は良かったような気がします。次回が楽しみになるような会議でした。このような町全体で取り組んでいる会議の意見を参考にしながら第五次総合計画の後期計画を策定しようとしています。そこで質問します。第五次総合計画の後期計画とのこの地域包括ケアシステムとの関連はどのように考えているか、お聞きします。

○町 長

今、議員さんおっしゃられるとおり、そういった五次総合計画の中へですね、よりあい会議のそういった意向、そういったものも盛り込んでいきたいということでありますので、関係部署と十分連絡を取り合いながらそういったことがうまく組み合わさっていけるようにこれからも、計画を進めていきたい、こんなように思っています。

○永原（8番）

やはり今の会議の中でも本当にさまざまな意見が出て前向きな意見、それからこれからこういうところを直せば良いとか、こういうことをしてもらっていけば良いとか、本当に一つの地域の中でもいろいろな意見が出てそれが各地域できっといろいろ出てきていると思います。そういうのをまとめながら第2回、第3回にしたがって具体的に早急に進めることとか、今後進めることとか分かれて、会議でも出てましたので関連付けてこの地域包括ケアシステムの取り組みの中にも入れながらぜひやっていってほしい

と思います。次に地域ケア会議についてです。地域包括ケアシステムの取り組みの中で地域ケア会議を開くってというようなことが書いてあります。これはこの会議はどのような目的で開催され、どんな会議で、どんな効果を狙っているのかお聞きします。

○福祉専門課長

地域ケア会議ですけれども、先ず地域の支援者を含めた多職業による専門的な視点を交えて介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、実際は適切に支援に繋がっていない高齢者を中心なんです、その支援を行うとともにそれぞれの課題を分析し、そしてそれを地域課題を発見をし、地域に必要な社会資源や地域づくり、地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を目指すという会議になっております。実際今現在行われているのは非常に個別のケースのニーズに応じた会議を中心に行っております。それによって声掛け、ご協力いただける地域住民のお力を引き出したり、そんな会議を実際はさせていただいているのが現状なんです、今後はその個別なケア会議は当然重ねていくんですけれども、それとともに区を中心とした単位で地域ケア会議も開催をし、更に町全体としても介護支援ネットワークの推進のための施策を検討するために、地域医療、介護者などが一同に会して検討する場としての地域ケア会議の開催も考えていきたいと思っております。以上です。

○永原（8番）

そういう今の答弁のように個別の案件、区の中の連携、町のそういう連携、本当に大切だと思います。そういう連携が取れてくると、どこかに、その中のどこかに何か相談って言うか相談に行けばそういう連携の輪の中で状況が共有されて段々その人にとって住みやすいまちづくり、町になっていくと思います。ぜひ今後いろいろ連携をするということとはとても時間のかかることですし、大変なことだと思いますけれども、そういう連携を取りながらシステム作りをしていってほしいと思います。次にちょっと3番を抜かしてしまってすみません。地域包括支援センターの活動についてお聞きします。高齢者の皆さんが住みなれた町で安心して暮らしていけるように介護、福祉、保険、医療などさまざまな面から高齢者やその家族を支えていく、総合的なサービス拠点として役場の保健福祉課の中に地域包括支援センターが現在はあります。今後、支援センターの役割の重要性がますます増えてくると思います。今後はどんな課題があるか、そして

どのようなことをするのかお聞きします。

○福祉専門課長

今、地域包括ケアの根幹的な役割を果たす地域包括支援センターなんですけれども、先ず、高齢化がますます、高齢者の人口が増えていきますと当然それと比例して相談件数も増加していくといふふうに考えております。当然さまざまな業務が増えてまいりますので、人員に対しての強化は今後検討が必要かなというふうに思っております。また地域包括支援センターの運営方針というものを今回明確に現しなさいというような形もございますので、方針を明確にし、また人員体制を整えると言いましても業務の検討、業務の委託ということも少し検討していく必要があるかなと思っております。また運営方針を明確にすることによりまして、評価ということも必ず必要になってまいりますので、今、保健福祉推進委員会の高齢者部会に地域包括支援センターの運営協議会という役割も担っていただいております。そういった協議会における事業評価も充実させ運営の強化を図っていきたいと思っております。またセンターというものをご存知ない方もまだまだたくさんいらっしゃるかと思っておりますので、そういったセンターの機能を知っていただくための広報活動も実施していかなくてはならないと思っております。以上です。

○永原（8番）

今、課長がおっしゃられたようになかなか、なんとなく包括支援センターって言うところどこか建物があるのかなっていうイメージがまだ町民の中にもあって、保健福祉課の中にあるって12年、2012年の広報にも大きく写真入りで載せて広報されていましたが、今おっしゃられたようになかなか地域の住民、町民にきちんと浸透していくには何回も何回も広報したりしていかないとなかなか知れていかないっていうのが、現状、何ごとも現状だと思いますので今おっしゃられたようにそのどこにあるのか、そういうことも皆に広報しながらこの地域包括支援センターの役割が本当にこれからこのシステムを構築する上で要になってくると思いますので、きちんと進めていってほしいと思います。その中で住民の中では何か困ったらどこへ相談していいのかなっていうのが、結構ありまして各議員の所にも相談に来たりするんですけれども、この福祉とか介護、保険、医療などで困ったらそれでは何でも地域包括支援センターの方に相談に行っても

良いっていうことでよろしいでしょうか。

○福祉専門課長

はい、地域包括支援センターに配置されております資格者としましては、社会福祉士主任介護支援専門員、保健師等で構成されておりますので、基本的には議員ご質問いただきましたように何でも相談に来ていただく場所としてご利用いただきたいと思っております。

○永原（8番）

それでは何でも相談に行ったら、やさしく丁寧に応えていただきたいと思います。次に認知症高齢者の介護体制についてです。認知症高齢者はますます高齢化に伴ったり生活習慣に伴ったりして増加傾向にあります。見た目にはぱっと分からないので一緒に暮らしている家族でもなかなか上手に付き合えなかったり、地域の中でもなかなか難しいところがありますが、その本当に報道でもされているようにどこか行って分からなくなっている人も全国にはたくさんいるってということで、本当に大変な時代になってきたなと思います。町としては現在、どのようなことにこの認知症高齢者のどのようなことに取り組んでいて、今後認知症高齢者が増えていくと予想される中で、どんな施策を考えているかお聞きします。

○福祉専門課長

現在実施しています内容等に関しましては認知症の予防講演会、予防教室、それから認知症のキャラバンメイトの養成、認知症サポーターの養成を今まで継続して実施してまいりました。特にその中での認知症のキャラバンメイトは地域の住民の方による自主活動の場として、平成21年に25名、平成22年に26名、平成23年に18名、平成24年に20名と4年をかけまして89名のメイトさんを養成してまいりました。現在この皆様が核となって地域の皆様を対象に認知症のサポーターの養成をさせていただきながら、今、平成21年から26年8月現在まで、合計1,138名の認知症のサポーターの方が養成されてまいりました。メイトさんの活動、実際に活動している人員なんですけれども、25名延べ70名の方にご活動をいただきました。また認知症相談員としてご活躍いただいている町内の医師は4名いらっしゃいましてその他、各主治医の先生方が診療にもあたっていただいております。今後は更に医療と連携をし主治医の先生方とは当然連絡を構築していき

ますが、辰野町の認知症のケアパスの構築を辰野病院とも協力しながら進めてまいりたいと思っております。また更に課題となっております地域ごとの見守り支援体制の構築も今後は検討していく必要があると考えています。以上です。

○永原（8番）

今いろいろな現在、辰野町が行っている施策などを答弁していただきましたが、本当に今、町での介護予防センターが各地域に新しいのができ、そこで毎月1回以上は各地域で介護予防の事業が行われています。私も多少関わったことがあります、なかなかそこに男性の方が来ないっていう課題もありますが、本当に運動をしたり、いろいろな介護予防でゲームとかパズルをやったりすることが本当に認知症の予防になるって私も先日ちょっとマスコミを見てたら言っていて、本当に大切なんだなって改めて思いました。今、辰野でも本当に答弁にあったようにキャラバンメイト、認知症サポーター養成講座、頻繁に行っていますそれを充実させ、地域でそういう認知症高齢者を支えていく、どこに行ったか分からない人が出ないようにする。これからの本当に課題だと思います。その中でキャラバンメイトさんに何か相談したいなっていう場合に、今オレンジリングっていうのを付けると思うんですけども、今後地域の中にどこにキャラバンメイトさんがいるか分かるような方法もこれからは考えていってほしいと思います、その点の方策は何か考えてますでしょうか。

○福祉専門課長

キャラバンメイトさんなんですが、先ほどお話しましたように89名の方がキャラバンメイトとして養成をさせていただいておりますが、実は今年その方たちに対しまして今まで4年の歳月かけておりますので1年ごと皆さんバラバラで構成されていたんですが、年度をまたぎまして全員の方にお声掛けをしまして、協議会というほど大層なものではないんですが、連絡会の開催を第1回目をさせていただきました。その中で自分たちのできることは何かをもう少し考えてみたいというお話をいただいておりますので、会を重ねてまいりたいと思っております。そしてまたその中で地域に対して自分の名前、存在を明らかにしていかどうかというところもキャラバンメイトさんの方から聞き取りをさせていただいて、その上での情報公開をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○永原（８番）

私ごとですが私の父も最期は認知症になりまして、本当に家族としてはどんどん認知される身内をみていくと本当に悩みっていうかそういう同じ境遇の人と話して相談したっていうことが出てきます。私も同じ境遇の人に何回も相談してとても介護する上ですごく助かって、自分なりに良い介護ができたのはそういう相談する人がいて、その人が経験を話してくれたり、認知症でもいろんな事例があると思うんですが、こういうふうになるのが認知症の症状だよとか、こういうふうだよとかって言うことを教えてもらったりして本当に助かった経験を持っていますので、ぜひ今の課長の答弁の中にこれからそういう連絡会議とかもし、キャラバンメイトさんが自分もそうだっていうことを地域の中で分かるようにしていただければ、そういう人に相談したいっていう人は数多くいると思いますので、ぜひその会議の構築を望みたいと思います。次に２番目の介護保険制度改正への対応についてですが、１番の制度改正に対する町の実施についてと、２番の保険対象外とされる要支援１、２の被保険者へのサービスについて、今回一括して合わせてお聞きします。今回介護保険制度の改正の中でいくつか改正があります。そのいくつか行われているわけですが、その中で今回特に要支援１、２を認定される中で予防給付対象外とされるサービスがあります。特に私たちの生活に密接な繋がりがあることでその繋がりのある中の総合支援事業っていうことになってくるんですけども、その総合支援事業についての開始時期の考えと、またサービスについて辰野町の既存の事業所との連携について一括してお聞きします。

○福祉専門課長

今回の制度改正とされます要支援１、２の方たちが今の介護給付から町が実施します総合事業に移行していくということなんですが、総合事業の基本的な考え方としては地域包括ケアシステムと同様に地域の実情に応じて住民と多様な主体が参画をしていただいて多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを進めてまいり、要支援者の方々に対して効果的かつ効率的な支援を可能とするサービスを目指したいと思っております。また実施開始時期なんですが、また今後検討が十分必要かと思っておりますが、今現在におきましては町が条例で定めていくことにより、総合事業の実施を平成29年4月までに開始まで猶予することができるということになっておりますので、一応今

現在に関しましてはこの2年間でサービス体制を十分に整えた上で29年の4月からと考えておりますが、できる限り早い時期に開始することが今回の法改正の趣旨にも則っているとおもいますので、既存のサービス提供事業者さんとの連絡を密にし、そういったお力も十分借りる中で体制作りを早めに進めてまいりたいと思っております。以上です。

○永原（8番）

ぜひ、体制づくりを進めていって早い段階でやっていってほしいという要望も地域からもありますので、ぜひその点はやっていただきたいと思います。地域包括ケアシステムの構築はですね介護保険制度に関わるサービスの整備といった限定的なものではなくまさにまちづくりだと思います。システムの構築には本当にまだまだ、さあって言って、さあってできなくて時間がかかると思います。1つずつ着実に取り組みを進めていってまちづくりが進んでいくことを要望します。憲法でも言われているように行政は責任を持つ立場です。その行政がきちんといろんなことにもやっているということが町民が分かりますと住民の人は安心が持てると思います。安心が持てるようにシステムづくりの取り組みを推進することを要望して私の一般質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11時 29分

再開時間 11時 40分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席3番、根橋俊夫議員。

**【質問順位10番 議席3番 根橋 俊夫 議員】**

○根橋（3番）

それでは通告に従いまして今回は災害、特に土砂災害をメインテーマに質問をさせていただきます。今回の質問をするに当たりましてなぜ今こういった、問題も絞ってやったかということなんですけれども、これは一連のこの間の事案を見まして具体的には平成18年の7月19日に当町で起きました土砂崩れでの非常に甚大な被害、特に2人が直接土砂崩れで亡くなられたというような貴重な経験と言いますかそういった事案、去年は10月の16日の東京都大島町での台風26号による豪雨災害の土石流でここではもう36名の



方々が亡くなられ3名の方はいまだに行方不明と。今年になってから7月24日には台風8号による豪雨で南木曾でやはり大きな土石流が発生をし甚大な被害で中学生の本当に若い命が失われた。更にこれもここで20日の広島市のこの事態というようなことで非常に貴重な多くの人命が失われ、また財産、家屋も失われるというようなことで今まで我々が経験してきたことのないような事態が年々深刻な形で進行してきていると。こういう中でこれ住民あげて何よりもこの命を守るにはどうしたらいいのか。というようなことで、あるいは、この先、先手先手を打ってできることは何かというようなことで、考えていかなきゃならないという問題意識で今回質問させていただきます。それに先立ちましてこの間、亡くなられた方々に対しましては心からご冥福をお祈りをしたいと思います。そういう中で8月31日、これも昨日から何人の同僚の議員の多くが片田教授の講演の話をされておりますけれども、非常にこの講演も非常に示唆に富んだ講演でありまして、そこでもやはりはっきりやはり全体の参加者の中でも認識できたのではないかっていうことがいくつかあったかと思えます。その1つは最近のこの豪雨災害の事態というのは今までは30年に1度とか50年に1度というような捉え方であったわけですが、そのような捉え方はもうできないと。むしろこれが、これはもう一過性ではなく、今後継続して十分起こり得る事態だということをまず認識しなきゃいけない。それが1点であります。もう1点は災害時にあっても子どもも含めまして一人ひとりが自立して生き抜いていくと言いますか、この災害にやっぱり自分が向かってやっぱり生き抜いていくというすべを日ごろから身に付けていかななくてはならないのではないかと。そしてまず、とにかく安全に避難をする。それから大事なことは避難した方々がその生活を維持し、せっかく避難をしたのにまた避難所等で亡くなってしまうというようなことがないような取り組みも考えていかなきゃいけないというような話でありまして非常に示唆に富んだ話でありました。こういったことから以上のいろんな災害の事態、それからご講演の話等を整理しまして、私なりに今の時点で考える課題というものについて考えた時にまず1つは最近のいくつか共通点がありまして、発災が未明に非常に多いと。土砂災害、豪雨による土砂災害は未明に起きておりまして、そういう中で今回マスコミ等でも避難勧告、あるいは指示が遅れたというようなことも批判的な報道もされておりますけれども、このことについてもまずその避難勧告制度そのものについても検討すべき時期

にきているというようなことも片田教授からも話され、また実際いろいろ考えてみてもこの町長が避難勧告、あるいは指示を出すっていうことに対するタイミングなり、それをどうやってどう住民が受け止め、自分の行動としていくのかっていう点ではいろんなこの課題が見えてきているのではないかというふうに考えておりまして、そのことについてどうしていくのかと。それから情報伝達については昨日も議論がありました。現在町もいわゆる防災計画、赤本の中で先ほどの答弁もありましたような対応をしているんですけども、それでもなお徹底されない場面も出てきているという中でどうしていくのか。3番目にはそうした行政情報、いわゆる行政が主体的に伝えていく情報についてもそこに依存していくっていうことについてはもう限界も見えてきているという指摘も識者からはあります。こういった中でじゃあ、どのようにその情報を察知をし行動に移していくのかという点で行政の情報伝達のあり方、あるいは方法についても考えていかなきゃいけない。更にそういったことを全体を通じて典型的なのはその指示が、例えば避難勧告、避難指示がなかったので避難しなんだというようなことではもう手遅れで、そういうことではなくその指示待ちではなく地域であるいは個人こじんが自立的な避難ができるような人づくり、あるいは体制づくり地域づくりというものをどう進めるのかと。こういったことも大きな課題になっているっていうこういった前提で以下、質問をしてみたいと思います。最初に災害予防体制の拡充強化ということで、町の地域防災計画では今までも答弁にありましたように、そういった体制、情報収集、伝達をするための体制、及び設備、施設設備の充実を図るというようなことで、また総合的な情報収集を行うためにモニター情報制度も作るんだ、設置も研究するというようなことで言っております。具体的には先ほども町としても防災情報ステーション事業ですかね、今これを構築している最中だっていうような答弁もございました。一方そういう中で長野県はですね、河川砂防情報ステーションというのをインターネット上に解説をしております、これは24時間いつでも全ての市町村についての土砂災害警戒情報、気象注意情報、警報、土砂災害危険度、雨量状況、この雨量状況っていうのは現在雨量、それから累積雨量、それから1時間ごとの予測雨量というものも示されております。これはマウス等でヒットしてメッシュでやりますと辰野でいっても任意の場所の情報が得られるシステムになっております。この今の長野県のシステムは非常に注目をされておりました、

いるんですが、この基礎になっている観測について調べますと辰野町における観測点というのは小野、雨沢、源上、横川ダム、大城、辰野のこの6箇所であります。竜東、南部にはこの観測点がありません。この精度を向上させていくには竜東、南部への雨量等の観測点を増設をしていくことが極めて重要っていうふうに考えております。そこで質問ですけれども、この竜東、南部地域にですね、新たな雨量等の観測点を増やしていくという考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

○町 長

今、議員さんおっしゃられたような非常に対応が難しいことでありまして、なかなかこれといって絶対というものがありませんので、より多くの情報の中からいかに的確にこういった情報を掴み取っていくかって非常に大きな課題だろうと思います。そういった中で雨量計の話でありますけれども、実際にいろいろの所でもってありまして、高速道路ですとか、鉄道ですとかそれぞれ県道だとか国道だとかいろいろあるわけでありまして、利用しているものとしてないものがそれぞれある、こんなふうに思っています。東部の関係でありますけれども今言われた防災のステーションですか、防災情報ステーション、その中で東部保育所と南小だったかな。荒神山と南小学校に増設する予定でございます。予定って言うんですか増設をすることになってますので、そういった面で今おっしゃられたのは増えると、こういうことであります。以上です。

○根橋（3番）

非常に遅ればせながら、そういう形でですね荒神山、南小へできれば更にこの精度が向上するという期待をしたいと思います。問題は竜東なんですね。それで荒神山は確かに竜東なんですけれども、最近のこの間の7月20日の災害だとかこの間の流れを見ますと、竜東、箕輪の箕輪ダムの辺から岡谷、諏訪の後山にかけてですかね、非常に降る時はたくさん降ってですね、林道崩落とか土砂災害等が多発をしているわけですね、どうしてもあそこは射撃場もあったりしているんですが、どっかそのやはり竜東の山だって言うんですかね、山のどこかにやはり1箇所あればより精度が上がるのではないかと。ちなみに昨日あたりですかね、結構これは晴れてたわけですが、昨日の朝ぐらいですかね、ちょっとヒットしてみますとあの時点でも川島の大滝の辺だとかは降っ

ているっていう情報が出てくるんですね。このシステムでは。それで後山の方も一部例えば岡谷、諏訪の境でも僅かですけれども、考えられないんですが雨が降っているというようなこともちゃんと出てくるっていうようなことで、たぶんそのないのはほかの市町村のデータをシミュレーションしてああいう形でメッシュで出していると思うんですけども、いずれにいたしましても竜東のですね山岳、山岳と言うか山地の方での観測所の増設についても検討していただくことが必要かと思います。それと、更にその関連してですね、今度情報伝達のことなんですけれども、この今これって今言うように、町長言われるようにこれなら絶対っていうものは確かにないもので、いろんなものを組み合わせるしかないわけなんですけど、その今言った県の河川砂防情報ステーションにつきましては、スマホで当然立ち上がってくるわけですよ。ですから、例えばインターネット環境が電源等で、あるいはほかのルートで優先ルートでできないような場合でもスマホだとこの情報が入ってくるというようなことが1つあるわけですが、こういったやっぱり機器の使い勝手、あるいはスマホの配備状況ですかね、こういったことやっぱり区長さんなり自主防災組織の責任者等、実際に現場で指揮をされる、あるいは判断をされる方にそういった情報も伝わるということが非常に大事ではないかと思うんですが、その竜東への山地の観測っていうのの設置と、そういった新たな環境SNSと言っている具体的な中身の1つとしてそういったものを配置していくということについてはいかがでしょうか。

#### ○総務課長

雨量計の増設の関係でありますけれど、やはりデータとしてこちらの方で入手しなければなりませんので、電源の関係、それから光ですね、防災情報ステーションの関係で整備する箇所については光ケーブルが行っているっていう条件がありますので、そのへんを加味しながらですね、また情報係の方と確認をしながらですね、沢底と言っても公民館辺りかなという感じなんですけれど、増設できるかどうか、そのへん確認はしていきたいと思っております。それから、県の河川砂防情報ステーションのデータの関係でありますけれど、これは19日の日に自主防災の連絡長会がありまして山寺先生の講演もありますけれど、その折にですねいろんな情報を一括入手できるっていうものについては県がこういう情報を流しているの、確認をしていただきたいっていうような部分で

周知してまいりたいと思っております。

○根橋（3番）

ぜひそのへんにつきましては使い勝手も含めましてですね、いろいろ対応が難しい面もある方もいらっしゃるかもしれないので、万全を期していただければというふうに思います。また県との関係でですね、赤本によりますと、国、県との関係につきましては通信衛星スーパーバードB2っていうこれを利用したその消防防災無線地域衛星通信ネットワークっていうのが機能することになっているわけなんですけど、これについては、情報、私どもちょっと知りようがない、何か方法があるのかちょっと分からないんですけど、この現状っていうのはどのようなシステムで町としてはこれに対してはどのような形でこの情報を取得されているのか。お答えいただければと思います。

○総務課長

県の使っている通信衛星ですか、訓練もあまりされておられませんので、県とですね、連絡を取りながら常日頃の訓練等もしていけるように要望していきたいと思っております。

○根橋（3番）

そうしますとですね、この赤本は非常に読んでいきますとですね、非常に素晴らしい内容が書いてあるんですが、これを全部実現したら本当に良いなと思うんですけど、例えば今の話もちゃんと絵入りで説明されているんですよ。それで市町村の役場は常に連携、それからもし何か災害が起きた場合は県も出かけて行ってそこで現地から通信衛星飛ばしてその情報を県も、県にも流すし全市町村にも流していくと広域的な対応が当然ですけど、できる内容になっているんですが、今のお話だと総務課長がちょっとよく知らないっていうことになるとね、これ絵に描いた餅みたいになっているので、やっぱり県に対してですね、これやはり年に1回最低限は実地訓練を行いその活用を図っていくことが大切ではないかと。これ動けば例えば大雪の時もですね、情報流せばそれは瞬時に県に行くわけであって今まで散々議論してきたような、行ったとか行かないとか見たとか見ないとかってそういうようなレベルの話ではないんじゃないかと。昨日も議論ありましたが動画も含めて多分ね、これは送信可能だろうというふうに見ているわけで

す。そういった点ではこの通信衛星スーパーバードB2っていうのを利用したこの衛星通信ネットワークっていうのはね、計画どおり機能するようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。じゃあ次に今以上でこの予防関係ですが、2番目その防災意識の向上対策ということです。これにつきましてはやはり片田教授は非常に強調された点で、感動的な内容もありました。やっぱり子どもさんが義務教育の頃からやはり災害にどう立ち向かっていくのかと。指示待ち人間ではなく、いわゆる津波、てんでんこと言われている自立的にですね中学生が小学生をそして保育園児をあのような形でっていうのはやはり教育の賜物だろうというふうに思うわけなんです。現在この防災、消火器の使い方どうだとかそういうことじゃなくてですね、この災害に立ち向かっていく上の心構えと言いますか、そういったような内容の教育というのは現在どのように行われているのか、また片田教授のご講演に対して教育長の方の所感もお伺いできればというふうに思います。

#### ○教育長

どういうふうにですね、子どもの防災意識を高めていくかとかこういうことかというふうに思います。片田教授の話も私も聞かせていただきましたけれども特に今でも心に残っているのは「防災教育っていうのは死なないための教育だ」と、「まず第一に」っていう言葉がですね「ああ、そうだな」とこれが一番大事だなということを思ったわけがありますけれども、そのことについてはまださほど手が着いてないというのが現状かなというふうに思います。訓練としてはいろいろな訓練をやってはいるわけがありますけれども、今言われたようにですねまず命をっていうことは、そういえばやってないなっていうふうに思っているところでもありますので、これらは大いに反省材料だろうというふうに思っています。やっていることはですね、火災避難訓練ですね、これ大体どの学校でも4月5月に1回と11月に1回、2回はやっています。それから地震訓練は大体9月の最初に1回はやっています。そのほかに、引渡し訓練であり、親に引き渡す時のね引渡し訓練でありますとか、防犯訓練や不審者訓練もありますけれども、そういったことを計画的に今やっているところでもあります。最近ですね、片田先生の講演の時もやっただけなんですけれども保育園児がですね、キッズファイヤーヒーローという、あれは何て言

うんでしょうか、踊りでしょうかね、遊戯ですとかダンスですとか、それに合わせて自分の命を守るっていうことをですね、あの中で取り組んでやってきているというのが1つの成果になるかなとこんなふうに思っているところであります。したがってですね、これから大いにですね助かった後どうするかっていうことよりもですね、助かるっていうことをどういうふうにするかっていうことをやっぱり考えていかなきゃいけないだろうと思っています。地震訓練はですね私の体験では、私長野県西部地震の時にですね伊那の学校にいて生徒が900人くらいいたんですけれども、朝の学級の時間が始まる直前にグラグラっときました。学校中の生徒がギャーッと叫んだと思ったら次の瞬間サーッと静かになって机の下へ皆がゴトゴトと潜り込む音がですね学校中に響いてですね、私は慌てて自分の教室へ飛んでいったんですけども誰一人として間違いなく机の下に潜って次の指示を静かに待っていました。かなり荒れた時期でもあったんですけども、間違いなくどこのクラスも皆しっかり机の下へ潜ったということですね。いざという時にはこれはやっぱり必要な訓練だなということを実感したことがありますので、まずは命をどういうふうに、自分の命をどういうふうを守るかっていうことをもっと力を入れていかなければいけないかなということを思っています。以上です。

#### ○根橋（3番）

これは全員が同じ気持ちだと思いますので、そういう意味ではこれからまた内容的には非常に幅の広い内容になろうかと思っておりますので、今後検討をしていく中で具体化に向けてお願いをしていければと思います。合わせてその地域社会における取り組みも重要かと思うわけなんですけれども、これは訓練、町の防災訓練に合わせて各区で中心に現在も訓練も行われております。そういう中で今も言われた、まず自分たち家族が一人ひとりがやっぱり自立的に生き抜いていくっていうような考え方っていうのは、まだまだこれからかなという点で、次の防災士の件に移っていきたいと思うわけですが、いわゆる地域活動っていうことになりましたと、社会教育っていうことになっていくわけなんです。この1年に1回の訓練だけでなくやっぱりそういう防災にどういうふうに対応していくかっていう点で日ごろからのやはり訓練、あるいは知識を習得していくことが大事かというふうに思うわけなんです。そういう中で防災や救急法の知識、技能を持ち災害時には避難誘導や救助、避難所の世話などを行う資格者であるところの防災士の件

であります。この防災士っていうのは民間資格ではありますが非常に頼りになる存在ということで今後、学校教育や社会教育でも活躍が大いに期待されるわけなんです、現在この辰野町にも消防職員を除きましてですね、この防災士、いわゆる民間で言いますか形で防災士という資格を持っているのは何人いるのか。それからまた今後その防災士を増やしていく計画、あるいは隣の箕輪町などではその防災士の資格を取得したいっていう方にはその費用ですね、講習会だとか受験の費用等も支援をしているようですけれども、そういった考えはないのか合わせてお伺いいたします。

#### ○総務課長

明確に把握しているのは4人です。防災アドバイザーの有賀さんと、それから消防団長、ほかにも資格者は多分いるかと思えますけれど、名乗りを挙げてくると地域の役員、特に自主防災の組織の中での重要なポストを押し付けられるというようなそんな部分等もありましてですね、名乗りを挙げていないのが実態かと思えます。取得のこれからの状況ですけれども、消防団長経験者であればですね、申請をすれば防災士の資格が得られるということでもありますので、今の分団長会の中でも話をさせていただいてですね、ぜひ資格を取ってほしいという、そういう要請をしております。費用的な面につきましては1人、8,000円の申請料でですね防災士の資格が取れるということでもありますので、過去の分団長経験者、あるいはこれからの方々についてはぜひ取得していただきたいということでお願いをしていきたいと思っております。それから町の方でもですね、予算を1人分ではありますけれど、講習を受ける方の費用を予算化してありますのでぜひ使っていただいております、資格を取っていただけたらと思っております。

#### ○根橋（3番）

残念ながらこの宝の持ち腐れだっというような部分と資格を取得すること自体が面倒な役割は困るというようなね、ちょっと消極的な、取れたわけですけれど、箕輪は13人配置をして地域で活躍をしていただいているようです。だからぜひですね、これは特例としていただいて予算も1人なんてことを言っていないでですね、やっぱり特に言われたような分団長経験者の方、あるいはほかでもね、こういうやってみたいっていう方もいらっしゃるかもしれないので、積極的に進めていただいて要はやっぱりこのあらゆる今災害に立ち向かっていくには専門的知識が必要なわけなんです。だからそういうや



っぱり要請をしていくってということは真剣に考えていただきたいと思います。だから今1名っていうことですが、今後これについては支援については増やしていくっていう考えはおありでしょうか。

○総務課長

状況を見ながらですね、希望者があれば予算は要求してまいりたいと思ってます。それから、先ほどちょっと落としましたけれど防災士の資格をですねたくさんの方がお持ちになってくればですね、組織的なものを作っていけばやはり、より活動がですね、しやすくなるのではないかと、こんなふうに思ってます。

○根橋（3番）

全くそのとおりだと思いますので、ぜひそういう方向で取り組みをお願いしたいと思います。次に避難勧告、避難指示発令の判断基準の見直しということでもあります。今現在町はこのことにつきましては過日も『信濃毎日新聞』でも大きく報道をされておりますけれども、辰野町の現在の基準というのは土砂災害警戒情報が発表された場合、あるいは対象となる箇所付近で流木等が発生するなど、前兆現象が確認された場合などを捉えて町長が避難勧告なり指示を発令するということになっております。一方国はですね、この今年の4月に新たな非難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインというものを、まだ現在案ということでございますけれども発表をしております。今年度から試行、試しに行って1、2年を目処に見直しを求めていきたいというふうにしているようであります。このことにつきましてですね当町では具体的には現在どのような対応を考えておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○総務課長

町の発令の考え方でよろしいわけですか。

○根橋（3番）

いえ、見直し。

○総務課長

見直しですか。雨量をですね基準に考えていきますと今起こっている災害等についても局所的な関係でありますので降っている降っていない所がありますので、雨量を基にする発令は難しいのではないかと、こんなふうに思っておりますので先ほどから言って

おります自主防災組織、地域の方々からですね、いただいた前兆現象をですね基に、先ほどの砂防ステーション等の雨量の関係だとか今後の予測等を判断しながらですね、発令等をしていく予定でおります。

#### ○根橋（3番）

そうしますと見直しについて検討をしていくというふうに理解をしたわけですが、辰野町の場合私が思うに18年の災害の時の赤羽区の対応っていうのは私非常に優れた活動であったというふうに私は評価をしております。どういうことかと言いますとあその団地ですね、上から土砂流出があった時にそれ以前にですね、いろんな危険を察知をして区の判断で避難勧告、勧告って大げさですけども避難してほしいということ呼びかけをして避難をされたそうです。したがってあの時は幸いにも人的被害がなくてですね、済んだわけですけどもこういった、で国もですね、やっぱりそういうこと言っているんですね、見直しについては単に行政の今の情報だけに頼らず地域の判断も大事にしていった方が良くはないかっていうことで言っております。そういった点です、今の赤羽区の辰野町としての経験だとか、あるいは報道、昨日も報道ありましたが、広島市のあれだけ被害があった所の中の上大杉地区の話が報道されております。これ27戸の地区らしいですけども10戸が被災をしたと。しかし亡くなった方はゼロであったということでどういうことかっていうと、ある気付いた住民の方が危ないということで午前3時頃ですかね10戸に電話をして一刻も早く逃げるように電話したそうです。それで5秒か10秒のタッチの差で2階へ逃げた方は子どもさんを救うことができたということで報道されておりますけれども、要は何が言いたいかっていうと、今言われたように前兆現象を町へ情報を送る。町の本部が見てこれは危ない、判断する、避難勧告だっというふうに。それは普通の行動だと思いますけれども、それに間に合わない事例っていうのは今回も発生をしてきていると。そういう中でどういう対応をしていくかっていう点では今の辰野町の現状で言えば区の本部なり自主防災組織の責任者が判断をしてですね、いけるような状態をやっぱり想定していかなきゃいけない。それに対して行政がやっぱりそれ勝手にやって何だとかいうことではなく、行政の方でもそれをやっぱりサポートしていけるような法的にもですね技術的にもサポートしていけるような体制。そういうことで赤羽区の教訓だとか広島市上大杉地区の例などをやはり普遍化し

ていくような努力が必要になってきているのではないかと、いうふうに考えておりますが、そういった点について特に町と区なりそれとの関わり合いですかね、そういうものについてはどういうふうに考えているかお伺いしたいと思います。

○総務課長

赤羽の事例につきましては私もお聞きしておりますので、自主防の方々が見回った際に異常な出水ですね、に気付いて回りの方々に注意をしてちょうど1戸の方がもうそこにいられなくて娘さんの所に避難をしていて免れたってというようなそんな事例もお聞きしておりますので、やはり連絡会の中でですね、自主防災連絡会の中でこういう事例があつて地域の方々になければ分からないような部分ありますので、そういう所をやっぱり確認をしていただいて町の指示を待っていることでなくてですね、自主的に判断をしていただいて危ないと思ったら地域の方がに声を掛けていただいて逃げていただく、避難をしていただくようなそういうふうにしていただきたいってことは徹底させていただきたいと思います。

○根橋（3番）

ぜひこれにつきましては議会としても考えていかなきゃいけない面も残されているような気もしますけれども、いずれにしても進めていける方向でいろんなことを整備していただければというふうに思います。そういう中で次の避難体制のことについて移りたいと思います。この平成24年6月の災害対策基本法の改正ではですね、住民等の円滑かつ安全な避難の確保ということが大きなテーマで改正をされたようであります。そういう中で前もこれは何回も私もこの場で質問させていただいているんですが、この間の6月の『信濃毎日新聞』の報道の中でですね高齢者の方がその地域に何を望むかって支援を望むかって、これは介護保険の関係で調査されたようなんですが、そのダントツ第1位が何かって言ったら災害時の手助けっていうことで38%だったようなんですね。これはやはり現状そのとおりだと思います。これも18年の時に辰野町で事例がありまして、小横川のあそこの小横川川の堰き止めによって町は避難指示だったと思いますけれども、辰野高校へね、避難するようになっていう形であそこの中央の皆さんに出されたと思いますけれども、あれも深夜だったんですよね。深夜のしかも例えば今回も広島もそうですけれどもザンザン外は大雨、真っ暗で大雨で非難指示なり勧告が出ていると。こういう

中でどういうふうに避難をしていくかっていうことは非常に大きなテーマで、しかもこれから辰野町ますます高齢者の方の二人独居が増えてくるという状況の中で誰がどこにどのように避難をしていくのかっていうことを、やっぱり解決しないと今のこういった高齢者の不安、あるいは地域の課題を解決したことにはならないということなんですけれどもね、そういう中で併せて、町の赤本の中のですね、災害時要援護者の避難支援プランという所では名簿を作ることになっているんですね。あらかじめそのリストを。それで区長なり自主防災組織の責任者なり民生委員さんに伝えることにはなっているんです。今この名簿というのはでやっぱできているのかどうか、実際今言われたような避難勧告の指示が出た時にはどのようなイメージとしてですね、外は大雨、真っ暗で大雨、そういう中でどのようなイメージとしてこの避難ということを考えておられるかその2点についてお伺いしたいと思います。

○総務課長

この名簿につきましてはですね、昨日からも出ておりますけれども、災害時の住民支え合いマップ、この中でですね名簿ができておると思います。沢底の訓練におきましてもこのマップを利用してですね誰が声を掛けるかっていうようにしてって、その要援護者の方ですね声を掛けていく。それから消防団員がそこに付き添って一時避難所に避難場所へ移動して来たっていうそういう訓練もしておりますので、この災害時住民支え合いマップで機能するかと思います。

○根橋（3番）

支え合いマップっていうのはこれからも議論があつてですね、それは災害時にどうするかっていうことは今、検討中っていうふうに私は理解しております。そういう中で今言っているのは町の防災計画として支え合いマップっていうよりも名簿、名簿ですよ、一覧表、これがやはり整備するというようなイメージで捉えておましてそれがどうしても必要じゃないかと。特に都市部では必要というふうに理解しているんですが、いずれにしても私の理解ではある所もあるでしょうし、きちっとない所もある。個人情報保護との関係で昨日も議論ありましたけれども、それも国の考えはそこも、もうそこは見直しをしていくべきだというニュアンスの今回の改正法の趣旨ではないかと思います。そのへんのうまく調整も図れということでは言っているわけですから、それはあくまでや

っぱり個人との関係を見捨てていいということでももちろんありませんけれども、やっぱり最低限やっぱり区長なり、民生委員さんなりが、自分の管轄区域の誰が要援護者っていうことはもう具体的に名簿でマップじゃなくてね、名簿でやっぱり捉えていくことがうんと大事じゃないかっていうふうに思います。その点についてはまず要望していくということとですね、今言ったようにお答えはなかったんですが、計画ではですねどうしてももうそういう人がいない場合は町の本部から人が行ってですね、声をかけ避難するようなふうな文書の記載があるんですよ。多分それを全域的にできると、そんなことはとてもできないって私は思うんですね。町から職員が行ってそういう方を避難させるなんてことは現実的じゃないと。何が言いたいかっていいますとやはり最終的には近所の方が極論言いましてですね、例えば自分の自宅、あるいは自分の事務所とか工場とか、そういう所でも一時的にも、とにかくそれは一時で良いんです。2日も3日もじゃなくて、例えばその夜だけでもそこで避難できればとりあえずは良いわけですから、いわゆる一時避難ですよ。一時避難の場所、これについてですね、更にこれは検討をすることを求めたいと思います。そうしなければ、ここに書いてあるようなことを言ってみても現実には動いてないということのはっきりしていますので、各地区地区によって状況違うとは思いますが、辰野は自営業者の方多いですしそういう工場のとにかく雨がしのげ、それから寒さも多少なりともしのげればとりあえずは良いわけですから、そういったこともやっぱりきめ細かいですね、避難場所ですね、場所。避難所って言うよりも場所をやっぱり確保していく。でここに例えばAさん、BさんCさんはここへいざという時は行ってほしいと。できるだけ近くが望ましいわけです。だからそういうこともやはり今後テーマとしてですね、考えていくべきだというふうに私は考えますけれどもいかがでしょうか。

○総務課長

先ほどの支え合いマップなんですけれど、マップの中に名簿も当然加味されているということで、もし不足でしたら社協の方からですね、答えていただければと思いますけれど、町の方から社協に委託してそのマップ、名簿づくりをしておりますので、それは加味しているとこんなふうに思います。それから一時、いつか避難所の関係ですけど、町のマップの中にですね避難所として載せてもどうかということでもあります

けれど、そうするとマップが避難所だらけになってしまいますので、やはりこれは地域の中でですね、ここの人たちはここへ避難するっていうようなそういう決めっていうかですね、ルールづくりみたいなものを作っていただいでですね、近所の安全と思われるそこへ一時、避難するっていう、そういう体制づくりをしていっていただきたいと思えます。このへんの確認についてもですね、やはり区長会なり自主防災組織の会議の中でですね、お願いをしていきたいとこんなふうに思っています。

#### ○町 長

先ほど避難のことで出ましたけれども、小横川の川が堰き止められて宮所地区の方だとか中央の人たちに避難、あの時は確か指示だったと思います。勧告だったのか指示だったような気がしますけれど、出した時に後でって言うんですか、その時でなくて後だと思えますけれど、宮所の人たちに危険な川を渡ってそっちへ避難を指示したのはどういうことだったって、そういったお叱りもいただいたこともありました。そういったことで、そういった反省をですね、また地域の、あの時はもう総括的にやったもんですからそういうことになったんですけれども、それぞれそういった経験を生かしてですね、地域でもって今後そういったものがあつた時にどうするかっていうのが、生かされてくるのではないかと、こんなふうに思います。赤羽の所でも朝方皆、他の所もそうなんですけれども前日の夜はやっぱし、そういったものが出てましたけれども、あの時には天竜川が氾濫する、オーバーするそういったことが、もう警報が出ておりましたでそういったことが非常に注目されておりました、夜中でしたけれどもそれぞれの家庭を地域の人たちも含めて訪問して危ないからってということでもって、避難のあの時は勧告だったと思えますけれどもそういったことでやらせていただきました。そういうふうに出ている状況の中で朝方、崩壊があつたとそんなことでありますので、それぞれやっぱし経験が生かされてはいるんだろうなと、こんなふうに思います。そういったことを大事にして先ほどから言われている町議さん言われていること、本当最ものことでありますので、そういったことを更に進めていかなきゃいけない。こんなことだと思っています。

#### ○根橋（3番）

そういう意味で町長は非常に災害についても造詣が深いと聞いておりますのでぜひきめ細かな対策を更に進めていただければと思います。避難所の問題について、高齢者だ

とか障がい者への対応については、これも大きな議論あるところですが、ちょっと時間がありませんのでちょっと省略をさせていただいて次回に譲りますけれども、一言だけ今やはり要介護者の方などがやっぱり避難所で亡くなられるってケースも多発しております。やっぱりベットがないっていうようなこと。非常に環境がよくないっていうことで、この間の報道等によりますとダンボールを利用した簡易ベッドですかね、そういったものも今、出てきているっていうようなことで今後機材等の準備についても参考にさせていただいて万全を期していただければと思います。

最後に2番目の大きな2番目の治山治水事業の関係にちょっと移らせていただきますが、この18年の災害の時ですね、私の地域の近くの小野川下流、あそこの下水の処理場の少し上流、右岸だとか、更にちょっと下りましてJ Rの小野川鉄橋のすぐ左の左岸だとか、あの辺は、あそこら辺は山が急峻なもんですからかなり土砂が流出いたしまして小野の今の所はまだ出っぱなしで全然片付けてないっていうか、扇状地のようになっております。さすがに町道14号線ですかねJ R鉄橋の近くについては早急にあそこは通れるように復旧をしていただいたわけですがけれども、要はこれから今まで想定されないような雨が降りますと山が崩落するっていうイメージじゃなくて、やはり沢の土砂が流出してくると。一番危惧、恐れているのは小野川を堰き止めるっていうことなんですね。今日は写真は持って来ませんでしたけど18年もあそこの上の橋が堰き止められて大洪水であそこのJ Rの線路からこっちの山は全部一面川になりました。中の橋地区の住民の皆さんは着の身、着のままで避難をされたわけですがけれども、その2箇所等で小野川が堰き止められるということは非常な脅威を感じているわけです。要はこういった所について、あるいは、もう1点は今度逆に横川川がですね、最近堰堤なんですけれども河床が非常に特に下がってきて、やっぱりこれも下横川の処理場の下流辺りの右岸が主ですかね、でいわゆる蛇かごの底が現れるような形で蛇かごが浮いたような状態。あるいは唐木沢の頭首工の下流の右岸のやはり町道が曲がる所などは、護岸保護用の十字ブロックがあるんですが、あれは十字ブロックほとんど通常はその上を水が流れてなきゃいけないんですけれども、十字ブロックのなんと下を水が流れて、こう常に巻いてそこを削っているような状態であれでは護岸の機能を果たしてないっていうふうに思うわけですがけれども、こうした一連の状態では結論としましては治山の、いわゆる

県の治山事業なりあるいは護岸工事をやっぱり今状況を調査していただいて、県に対してですね対策を練るように求めていくことが必要かと思えますけれども、このへんの取り組みの現状と今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

#### ○産業振興課長

最初に治山の方をお答えさせていただきたいと思えますけれども、今年の5月にですね、平成27年度の治山要望事業としましてただ今のお話のありました小野川下流の2地区につきましてもいずれも保安林の指定がされておりますので、小野の新田の方は山腹を県単事業として、それから上島の方も山腹工として公共治山事業となりますけれども県の方に要望しております。これも本年度も継続して要望してきているわけですがけれども、そんなふうにしております。それ以外の地域につきましても公共では新規1地区、継続7地区、それから県単では新規1地区、継続11地区をそれぞれ治山事業として要望をしております。以上です。

#### ○建設課長

横川川の河床低下の問題でございますが、この河川の管理者はご存知のように長野県伊那建設事務所が行っております。この7月には河川の総点検ということで河川巡視を行っております。また伊那建の管理係の方において河川巡視委員を配置し、月1回のパトロールを行い、また地域にお願いいたしまして河川モニターを置いてございます。こういう方々にお願いをいたしまして、点検に努めているところでございます。ただ今のご指摘を受けた所につきましては先般、現地確認をさせていただきまして伊那建設事務所の方に要望等を行っているところでございます。事業の規模によっては公共土木施設災害復旧事業の取り組み、また県単の河川改修、土木施設小規模補修工事と、そういう予算がございまして、そういう事業で捉えて復旧に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○根橋（3番）

ぜひ、まだ治山、特に治山につきましても先ほども言うておりましたが竜東の方もそうですね、やはり人工林のやはり地域での災害、非常に多いということで間伐事業の推進なども含めまして、更に進めていきたいと思えます。いずれにいたしましても人名、多くの人命が失われる事態っていうのが今後も予測されるという非常に大変な地



球温暖化っていう状況の中で我々がこれからも生きていくっていう状態でありますので、全力を挙げて取り組んでいくっていうことをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長

ただ今より、昼食をとるため暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後1時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始            12時 30分

再開時間            13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席11番、中谷道文議員。

**【質問順位11番 議席11番 中谷 道文 議員】**

○中谷（11番）

それでは質問させていただきたいと思います。私は今9月議会一般質問では町の財政状況と今後の対応2つ目といたしまして、辰野町の長期ビジョンと具体策について町長や町の進め方等についてお尋ねをしたいと思います。私は長年何回も一般質問をさせていただきましたけれども、どうも今考えてみますのに、子どもがない物ねだりをするように地域の皆さんや私の感じでいろいろと提案をしまいいりましたけれども、結局今になってよく考えてみますと、家庭も町も全く財政については同じでお金がなければ何もできないと。という所によりやく辿り着きました。そこでいつもの質問の内容を変えまして今回は、そのためにはどのようなことを取り組んでいったら良いかなと、こういうようなことの感度で質問をさせていただきたいと思います。町長さんや皆さん方におかれましては2日間、大変な重労働の中でお疲れだと思いますので、気楽に一つお聞き取りをいただいたりご返答いただければ、大変ありがたいとこんなことでリラックスして一つよろしく願いいたします。それではまず1点目の財政状況についての質問でございますが、平成25年度の町の決算状況についてであります。先日の新聞等を見させていただきますと25年度の決算は4億円余の黒字、2億3,000万円の財政調整基金が積み立てられたって。また町のいろいろの財政能力指数が良くなり、歯止めが掛かったという

ことで活字が躍っております。また監査委員の報告やまちづくり政策課の課長の話ではそれぞれの報告にも財政健全化が進みその取り組みが高く評価されておまして、大変ありがたいことだと思っております。一時は財政再建の団体に突入するかということで県下でもワーストが囁かれた時期もありまして非常に心配したわけでありましてけれども、大変な職員や町長初め皆の努力によりまして経費を削減に、特に経費や職員数の削減等を配慮して町政に取り組みましてようやく健全化の方向に大変進んで来たということでありたいことです。これは一重に全庁的に皆で取り組んだ成果と私も高く評価をするところであります。そこで1点目めの質問に入るわけでありましてけれども、町長は今回の決算状況を見て、町長は行政のプロでありますので、今回の決算についてどのような感じを持たれたか、率直な所感をまず1点お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○町 長

それでは中谷議員さんにお答えをしたいと思います。町の財政、本当に多くの皆さん方にご理解をいただきながら限られた予算の中で運営をしてまいりまして、多くの皆さん方にご要望なされたものもなかなか思うように進まないというのが現実かと思っておりますけれども、努力のかいあってということでは言わせていただきましてありがとうございます。今回の財政の関係でありますけれども財政の健全化を示す4指標というんですか、実質赤字比率ですとか、連結実質赤字比率はまあ赤字もなく、実質公債費比率は9.3%昨年度より1.0ポイント、将来負担比率は38.4%と昨年より10.7ポイント改善されてきているわけでありまして。財政の硬直化を示す経常収支比率は83.2%で昨年に比べて2.1ポイント悪化、また財政力を示す財政力指数は0.48で前年と同じですけれども、ここ数年低下しているというふうな状況であります。かつては3割自治というふうな言葉が全国的に流行りまして、3割しかないという財源がないということでもありますので、そういったのが全国的な平均であったわけでありまして。おかげさまで、今0.48ということでもありますので半分近く、自主財源として税の徴収等ができてきているということで、そういった面では非常に自分の所の財源比率も良くなってまいりました。一時0.58とかそういった数字もあったわけでありましてけれども、そこらへんのところが一番の町が何

ができるかっていわれた時に、交付税だとかそういったものの算定に当たって、基準財政収入額の算定をする時に75%を掛けたものが、そういったものに見られるということで0.25分についてが町が基準というより、余裕財力って言うんですかそういったものがあったということで、そこらへんが何に使うかってそういうところでもってあったわけがありますけれども、なかなか最近の少子高齢化だとか、いろいろの施設だとか、そういったものに費やされ、なかなか道路整備ですとかいつだとか、そういったものに回って来なかったっていうのが現実であろうかと、こんなふうに思います。数字上は改善されたとこんなふうに申し上げたところでありますけれども、今町を取り巻く情勢を考えますと、決して安心をしていられないって言うんですか、そういった状況だろうとこんなふうに思います。それぞれ表面上はそういった数字が出てきますけれども、抱えたものがいくつもありますので、まちづくり政策課長の方からそういったところについて、こういうものもあるんだよって、そういったことを述べさせていただいてなかなかそういった話ができる機会はないわけでありまして、ぜひそういったこともお聞きいただいて町の現状を知っていただければありがたいな、こんなふうに思います。

#### ○まちづくり政策課長

今、町長申し上げましたが、今の財政を取り巻く課題と言いますか現状ですね、そういった面からちょっと何点かお話をさせていただければと思います。まずは辰野病院の会計でありますけど、現在改革プランによります一般会計からの繰出の方を行っております。ただ、これも今後の医師確保の状況によりまして不安材料がもちろんございます。また、国保の会計ですね、こちらについては急激な少子高齢化と医療の高度化による医療費の方が毎年増大しております。また介護保険会計につきましても高齢化に伴いまして、介護認定者の増加による給付費の増が顕著に現れておりまして、毎年、この給付費の12.5%は町が負担しなければいけませんので大きな額が毎年増えているような状況であります。また、上水道、下水道につきましては施設の長寿命化、いよいよこの施設の方も段々に古くなってきておりまして、次世代に向けての更新をしていかなきゃいけないということでそういった施設、設備の改修費の増加なども見込まれております。今後より、こういった公営企業会計だとか、特別会計の繰出金が増加するのはもう当然のよ

うに予想がされるわけでありまして、また、こういった公営企業だとか特別会計につきましては、町から繰出金を繰り出して黒字に、その会計がなっているものが現状でありまして、各会計とも将来を見据えますと公営企業の会計の原則であります独立採算方式ですね、この方式を採用を考えるとどうしても使用料だとか、こういった保険料などの各会計の財源を見直す必要が出てくるんじゃないかと、今感じております。また、もう1つの大きな問題であります土地開発公社です。こちらにつきましては長期の保有土地5年以上の長期の保有土地、いわゆる塩漬けの土地と言われるものですが、これの簿価の残が約10億円辰野町の土地開発公社にはございます。今、今年の3月にお示しする中で経営健全化計画の方を実行しているわけでありまして、なかなか今まで売れなかったものがここにきて急に売れるということは不可能でありますので、担当者も一所懸命努力はしておりますが、そういったわけで今度は将来の土地開発公社の解散に向けては町からの何らかの補助、援助をしないとやっぱりいけないかなと思っております。そこらへんも今後、しっかり考えていかなきゃいけないかなと思っております。あと一般会計におきましては少子高齢化によりましてこの影響を受けての生産年齢人口の減少ですね、また土地価格の下落によりまして今年度の決算でもそうでしたが、住民税、固定資産税の方が減額になってきております。また、それに伴いまして扶助費、どうしても出さなければいけない、扶助費の方は増加しておりますし、施設の老朽化によりまして修繕、改築費用の増加など、さまざまな問題もありまして財政の状況が決して改善されているとは言えないんじゃないかなと私は感じております。また、平成26年の当初予算でも6億6,100万円という財政町政基金からの取り崩しをもって何とか予算の方が成り立ったような状況であります。基金全体では30億円強のものがありますけど、1年にそのぐらいの予算化をしないと、まだ予算ができないというような状況でありますので、これが現状かなと思っております。今後は地方債の借り入れにも、今までは地方交付税の措置があるものをいわゆる有利な起債ですね、これを選んで借りて来たわけなんですけど、こういった状況が続きますとそういった有利な措置、地方交付税の措置がないものも、いわゆる一般単独事業の起債になるわけなんですけど、そういった所も借りて一般財源の方を確保していかなければいけないかなと思っております。新病院の建築が終わったからこれから何でもできるっていうわけではありませぬので、財政を取り巻く課

題も多いですので、これからの本格的な辰野町の少子高齢化、人口減少時代もこれからますます迎えるわけでありまして、収入は減ることが予想される中でこれに絶え得るまちづくりに転換していく必要があるのかなと感じている次第であります。以上であります。

○中谷（11番）

ただ今、町長のお答えを聞いたわけでございますけど、私も大変、皆で努力した結果、大変財政的には健全の方向へ進んでいると、こういうふうに理解をしておりますし、今のまちづくり政策課長の話でもこれから町が取り組まなきゃいけない課題がいっぱいあるよということで、すぐ明日からお金が回るとこういうことでは全くないわけでありまして、そのことについては私も十分理解をしております。それで各財政指標の改善は進みんだと評価するけれども、実際はその内容を特に見ていきますと経費削減による事業展開の消極的化、また硬直化が心配であります。例えば、歳入につきましては 87億6,000万円ということで前年より2.5億円アップ、3%アップしております。予算の執行率が91%ということで不用減額、それから繰越等を含めて4億1,000万円の黒字とこんなような数字になっていますが、それは具体的にちょっと中を調べますと経常経費が72.2億円ということでありますけれども、これは合計で6.1%、4億2,000万円アップをしているんですけども、その中の主な項目であります人件費につきましては3年間ほとんど変わらない、むしろ圧縮傾向、これは皆で努力しているということで評価はすることでありまして、大変職員の皆さんがご苦勞いただいているという現われではないかと、こんなふうに思っております。それで総体の経費につきましてはほぼ3年間同じに圧縮されているということであります。特に私の心配しているのは、この投資的な経費が、要するに前向きな投資が11億3,000万円ということで前年対比12.1%というような大きなシェアで減っているということで、財政と言うか活力が、町の活力が落ちていると。前向きな投資が減っているということで今後いろいろな課題がありますけど、ここの点についても前向きな投資をして少しずつ前向きに力を付けていくと、こういう努力を一つ合わせてお願いをしたいと思っております。将来の辰野町の活性化に向けた取り組みを10年、20年先を見据えて産業振興、インフラの整備、教育や福祉、健康問題の

取り組みが重要と考えるので必要な投資については積極的に実施するよう27年度の予算や第五次総合計画の後期の計画の中に十分に反映されるようお願いを申し上げまして、1の項を終わります。続いて2番目の質問でございますけれども町の財政を支える重要部分に国の交付金があります。この交付金につきましては諸般の事情から非常に心配をしておりますが、今後はどうなるかということで引き続き、従来どおりのものが来るよということなら結構でありますけれども、私の思いでは平成25年度の決済の中で国よりの直接の地方交付金は26億3,000万円でありまして全体の収入の30%を占めております。ただし、国も大変な借金を抱えておりまして1,000兆円というような大きな借金。国民1人当たり1,000万円の赤字を抱えて進んでいると、こういうますます赤字が膨大化する傾向にありまして、また福祉や医療の予算が膨大していくと。ご存知のとおり災害復旧当の財源もなかなか手当てが難しいとこんなような状況でありまして、今後地方交付税等の削減は当然予測されますが見通しなり予測についてはどんなようなことか、前段少し触れられておりますけれども、再度見通しにつきましてお尋ねをいたします。

○町 長

地方交付税でありますけれども、制度として町がこれくらいの財政のって言うか運営していくには標準的にはこれくらいの需要があるんだと。それから先ほど言いました収入がこれくらいあるんだと。この差し引きをじゃあ、交付税で見ましよう。軽く言うとそういう制度でありまして、今の制度、国のそういう制度が続く限り交付税っていうものは存在する。大きく変わらない限りは現状のままで、制度そのものはいくんではないかと、こんなふうに思っています。国の財源が地方に来たりとか地方の財源を国の制度の減税で減らせば、その分を違う形でみるとか、そういったことはありますので、消費税も含めて変わってはいるんでしょうけれども、流れとしてはそういうことであろうとこんなふうに思います。いつまでもこういったことが続かないってことで臨時財政対策債っていうのが制度ができてその一部分をともに借金をしてそれを交付税の代わりに当てようって言う。そういう制度が続いてきましたので、それもどこまで続くかちょっと分かりませんが、国の構造がそうになっていく。先ほど言われたように1,000兆円もの負債を抱えて国がどういうふうになっていくかって、非常に難しい問題

であろうと思います。先ほどの質問の中で今、言われたことではありますけれども、町でもですね、投資、将来に向かって必要な投資はやっぱり将来の負担がある借金で言うんですか起債を借りてもやるべきものはやっていかなきゃいけない。こういうことでもありますので、今年度あたりからそういったものも利用しながらある程度積極的に財政もやらなきゃいけないことはやろうと、そんなふうにして方向を大体決めていますので、これからでありますけれども、寄り合い会議等の話の中でそういった方向をこれから鮮明にしていけたらなど、こんなふうに思っています。交付税の中身については、またまちづくり課長の方から申し上げたいと思います。

#### ○まちづくり政策課長

それでは今後の見通しでありますけれども、今総務省の出している、毎年年度の初めに出すわけなんですけど、国の地方財政計画の地方交付税の総額でありますけど、平成24年度までは増加傾向にありましたけど、平成25年度が17兆624億円。対前年2.2%の減ですね。平成26年度が16兆8,855億円。1%減と、ここ2年は前年を下回っているような計画になってきております。つまり全体の金額が減ってきているということですね。じゃあ、辰野町の地方交付税総額につきましては平成23年度が25億8,620万9,000円。平成24年度が26億4,860万円。対前年2.4%でこの時は増えております。ただし平成25年度になりましたら26億3,478万8,000円と0.5%減っているというような状況であります。地方交付税の見通しなんですけど、今国の政策だとか制度が大きく変わってきたりしてございまして、大変今予測が難しい状況になっております。と言いますのは例えば消費税がこの度、8%に上げられたわけなんですけどこの引き上げによりましてこの消費税の増収分とというのも地方交付税の算定基準であります基準財政需要額の単価の中に入ってきてちゃうんですね。そういった国の施策によってもう単価自体が変わってくるといふこと。また平成26年度の税制改正によりまして法人住民税の法人税割の一部が国税化されまして法人住民税の税率が下げられます。その分、これを交付税の原資として配分するというところで、そういったところでもまた予測がちょっと難しくなってくると思います。また平成25年度から始まっていますが、地方公共団体の各団体の行政努力ですね、例えば職員の給与を削減した町村の方には交付税を多くあげますよとか、そうい

った何て言うんでしょう、地域の経済活性化の成果を反映した算入方法がこの時から導入されたりしましてまさしく国の政策だとか、施策が絡むことによりまして交付税の見通しがちょっとしづらい今状況にあるのかなと思っております。今後を予想しますと国はアベノミクスの効果によりまして景気回復が地方にも現れて、現在よりも住民税などの自主財源が増えることを想定しておりますので、交付税自体は削減傾向に進んでくるのかなと思われま。また辰野町の今後を予想しますと、交付税の先ほど言いました交付税の一番元になる基準財政需要額という算定の基礎になる元なんですが、その中の消防費だとか公営費だとか下水道費、社会福祉費、保険衛生費、清掃費などの項目があるんですが、こちらの測定単位と言うか基準が人口を基準にして算定をされるわけなんですが、人口減少が進む中でこれが反映されてその需要額自体がやっぱり減少することが見込まれております。また少子化によって生徒数だとか学級数が減りましてこれを測定単位としております教育費の減少の方も見込まれております。全体的にそういった人口の減少によって需用費が減るということは交付税全体も減ってくるのかなってというのが予想されるわけでありま。逆に交付税が増える要素としましては基準財政収入額が減るということによるわけなんですけど、特に収入額の算定項目の中の固定資産税ですね、これは今地価の下落がまだまだ辰野町の場合続く中で固定資産税自体は減少傾向にありま。そうすると交付税の方は多く来るわけなんですけど、ただし、これはもう一般財源が減少していることでありま。交付税が増えることが決して良いということではありま。あまり胸を張って言えることじゃないかなと思っております。このようないろいろなバランスの中で交付税が交付されておりますので、安定的に今後交付されるかと言え、もちろん安定的に交付されると言えますけど、その中身はそういったいろいろな難しい問題を抱えているのかなと思っております。以上であります。

○中谷（11番）

ただ今の町長の答弁では国も町も一緒になって地方の財政を考えているということ。急に交付金が減るとか、そういうことはないという答弁でございますし、また町の活性化のために新たな投資についても借金をしてでもやるべきものは英断をもってやっていくという心強い決意のほどをお聞かせをいただきまして、大変安心をいたしました。ま



た山田課長には交付金も増える要素も十分あるということですので、当面えらい急に交付金が減ることはないということで判断をしてみたいと思います。大変ありがとうございました。私はただ1つ心配しているのはダブりますが、ただ今お話がありました国では消費税10%引き上げやアベノミクスによる経済発展効果の実態や、税収見込みも予想をしているようですけれども、この予想は非常に厳しいものを感じる昨今であります。また人口の減少とも相まってますます厳しさを増すものと思われてなりません。今後はなおいっそうの自主財源の取り組みが町としては重要と考えます。これについてもまた検討をいただきたいと、こんなふうに思います。3番目の質問に移らせていただきます。

町の財政健全化と題して質問させていただきます。家庭も町行政も同じであります、どんなにやりたいことや、良いことがあってもお金が無ければどうにもならないというのは全く同じだなとつくづく今になって感じる昨今であります。国県等の依存財源であります交付金等につきまは56.6%を25年度は占めております。町税は38.3億で43.4%を決算で占めている状況です。自主財源の向上が今後の大きな鍵と私は考えていますが、町長の自主財源対策、そういうものについての考え方等をお聞かせを願えれば幸いです。よろしく申し上げます。

○町 長

自主財源て言いますけれどもなかなかこれとって町が単独で新たな税を作るとかっということできませんので、難しいところありますけれども企業の振興をしながらそういった税収を上げるとそういうようなことだと思えます。税ではありませんけれども、ふるさと寄付金、こういったものも自主財源の1つになろうかと思えます。税とまた別っこになるわけでありましてけれども、そういった制度がございますので、そういったものも利用しながら少しでも自主財源になるような方策を取っていければ、こんなふうに思えます。なかなか昔は犬税、犬の税だとか、いろいろなそういったものがあつたわけでありましてけれども、今はもう税も全国ほとんど標準税率というようなものの中で、特に多いとか少ないとかってほとんどなくなった状況でありますので、そういったものも努力を重ねて、何とか増収になるような形で頑張っていきたいな、こんなふうに思いま

す。以上です。

○中谷（11番）

今、町長が答弁されたとおり、私もその自主財源の確保については非常に難しいと、困難だとこんなように思います。理解しております。ただし、この自主財源の確保というのは交付金を含めて非常に町の主力の財源でありますので、これがいかに多いかが、その町の実力、力でありますので、何としてもこうした自主財源は上向きな方向で努力するとこれが大きな課題だと考えておるところでございます。この実現に向けては非常に奥が深かったり、時間と幅広い長期戦略が必要だと私は考えています。特に人口問題の取り組みだとか、働き場所の確保、住んでもらうための生活環境の整備、都会に出た若者が再びふるさとに帰り力を発揮できるような、まちづくり。またはそうした教育。町民に全て幸せだと感じるようなまちづくりというのが今後の大きなテーマだとこんなように思いまして、そのためには大きな長期ビジョンに向け、予算についてはバランスやばら撒きでなく重点的に投資型の予算を編成していくように要望をいたします。財政的にはますます大変な時代が到来しようとしていますので、そうした大きな長期的なビジョンに基づいて集中的な町、活性化のために投資をいただくように合わせてお願いし、この項の質問を終わります。非常に自主財源の確保については困難なことは町長が申されたとおり私も理解をいたします。

続きまして2番目の質問の町の長期ビジョンとその取り組みについてと題して、最後の質問をしてみたいと思います。まず、将来の町の発展や活性化を考えた時、今何をやるべきか、10年先20年先をシェアーに入れた、方向性と投資が今一番町にとって大切なことではないかと考えております。既に町では、寄り合い会議やそうした長期計画に向けた会議を全区開催して、地域の要望や考えを広く聴取し長期計画に反映すべく取り組んでおり、大変高く評価するものの1人であります。また町政については、現状を十分理解しているつもりではありますが、町民の一部からは「前町長の後始末をしているが、加島町長には、うんと期待している。今後どんなようなことを取り組んでいただけるのかな」といった素朴な話も聞かれますので、あえて質問をさせていただきます。今町長の考える町の将来ビジョン及びそれに向けた取り組や方法、それに合わせた町の投資等

について町長の思いで結構でありますので、ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○町 長

長期ビジョン非常に将来にわたってどういうふうにするかってこういうことの中でですね、私は今言われたような今、この時点で何をすべきかってこういったことを特に重点にするように考えておりました。何んできて言いますと将来に向かつてですね、今方向性を、って言うんですか足固めをしないとなかなかこれから少子高齢化に向かつて必要なものがいっぱい残ってしまつて身動きが取れないそういうふうな状況にならないように今を見直しの時期って言うんですか、そういったものをやるべきだつてこんなことだと思つています。実際には将来は賑わいを見せるそういったまちづくり、希望の持てるまちづくりってこういったことが本当の先のことであるわけでありまして、今それをやらないと将来がそういうふうに見えない。そういったものを何とかクリアしたい。身の丈にあつたまちづくりって言うんですか町がどういうふうかってこういったものを見据えながら、今をやつていきたい、こんなふうと思つているところであります。そういった中にありまして今議員さん言われるように投資、もう当然していかなきゃいけないことであるので、そういったものも何を特にそこへ進めていくかっていうのが寄り合い会議、そういったものを大切に考えたわけでありまして意見を皆が意見を述べてそれを話し合つて、それで町の職員、それからまた皆さん方も含めてでありますけれどもそういった人たちがいかに行政に伝えてもらうか、こういったことを選挙を通じて訴えてきましたし、その後、それが結果として寄り合い会議、こういったものになつて進んで来たわけでありまして、そういったものを特に大切にしながらその中から当然、この5箇年計画の将来、って言うんですか、5箇年実施計画の中で進むべき道を示唆してくれるのではないかとこんなふうと思つていますので、そういったところに向けて重点的に施策を展開できればいいなとこんなふうと思つています。

○中谷（11番）

町長の言われるように、今それぞれ計画を各地区で聞きながら長期計画を立てている最中だということで私もそのように理解をしております。賑わいのまちづくり、大変ありがたいとこんなふうと思つています。そこでお聞きしたいと思ひますが、寄り合い会

議等においてこれからだと思いますけど、どんなような課題が出ているとか、課長はどんなことを今、町長の答えと合わせて考えているかお聞きをしたいと思います。

○まちづくり政策課長

辰野町の第五次総合計画後期基本計画の地域計画策定のための寄り合い会議、17区で開催をしております。先週の9月5日でちょっと第1回が延期になりました1区を除きます16区全てが1回目を終了しております。第1回目では区ごとの課題、魅力をワークショップ方式により出ささせていただきました。区ごとに違いもありますが、多く出された課題につきましてはやはり少子化問題、高齢化問題、道路の整備、農地の荒廃、空き家問題、防災対策、あと住民のコミュニケーション不足ですね、こういったような問題が出されてきております。また、魅力としてはその地区ごとにやはり違いますけれど、自然環境が豊かだとか、美しいだとか、住民性が良いだとか、あと御柱などの行事があってまとまりがあるだとか、歴史、文化などそれぞれの地域に誇るべきものがある。そういう魅力が出てきております。それぞれの地域の特性を踏まえた魅力ということで挙がってきております。これからこれをどうするかということですが、今後、これからその課題の整理、また、じゃあそのためにはどうしていくのかっていうような方向性のワークショップを開いていきますけど、最終的には今後これらを基に地域計画の策定等、それぞれの地区の地域計画の策定と町全体の総合計画の策定に入っていく予定でいます。今、考えていますのは今度、作る後期基本計画には今後5年間でこれだけは、これだけはと言いますか、5年間に特に重点的に取り組む課題について特に優先度が高くて分野ごと、積極的に取り組む施策というのを重点プロジェクト、あるいは重点施策としまして総合計画の中でしっかりと位置付けて5年間、重点的にこの実施をしていきたいなというふうに今考えております。また第五次総合計画の後期基本計画の策定に当たりましたはここで町民アンケートの方を実施しました。その中に、設問の1つに将来の辰野町のイメージとしてふさわしいと考えるものは何ですか、というような設問とあと、今後町が特に力を入れるべき分野、もしくは優先すべきと考えられる分野は何ですかといったような設問の方も設けております。ちょっと今現在細部について集計中でありまして、ここで発表できませんけれど、そういった中身踏まえて今後5年間でしっかり取り組むべき重点プロジェクトみたいなものも作成できればいいかなと思っております。最

初の質問でお答えしました辰野町の現在の優先すべき課題と言いますか残された課題もあるわけなんです、そういった解決を図る中で投資については町民が望んでいる施策に対する投資を重点的に実施していくような体制づくりができれば良いかなと思っております。以上であります。

○中谷（11番）

私も樋口の寄り合い会議に出ました。大変若い人から年寄り、ご婦人の方等も大勢出ましていろいろと論議をされました。今山田課長が言われたような課題がいっぱい出ました。大変、私の知らなんだことをこんなことを地区の衆は考えてたり希望しているんだということが大変理解できて良い会議だと思います。本当に素晴らしい取り組みを実施していると思い、本当にこの成果で重点施策を樹立して前向きな取り組みをさせていただければ本当に立派な辰野町ができるじゃないかと、こんなふうに確信をしております。ぜひ頑張ってくださいように付け加えさせていただきます。そこで私も今日の一般質問に向けてちょっと自分なりに町のイメージなり、方策を考えたのでこれは漫画みたいなものですが雑談的に聞き取りをいただければ、大変ありがたいと思います。私の構想は従来の町長の進めてきた「一大居住拠点都市構想」についてはそれはそれとして十分意義あるもので今後についても拠点都市構想については継続し、それプラス先ほど町長も賑わいの町というお話がありましたけど私はプラス企業の町、それに観光の町等を三つ巴にして名前はまた呼び方は検討していただくとしてそんなような総合した1つのプランニングを考えていただいたら良いんじゃないかと、こんなふうに思います。イメージは活気のある町、自然が素晴らしい町、それからコンセプトとしては、住んでみたい町、幸せを感じる町、若者が将来ふるさとに帰りたくなるような町、こうしたものを目指す。それでその実現のための取り組みとして4点ほど考えました。1つは今山田課長の取り組んでいるビジョンの作成とその手法の検討。それから2番目は町の活性化や投資のため自主財源の確保対策を進めて町に力を付けると。交付金はもちろん十分いただくわけでありましてけれども町の力を付けるためにはやはり産業振興やそれから働き場所の確保。これは人口対策だとか自主財源のアップ、それから産業振興については中小企業等を新しく地場産業について力を入れていくべきだと、こんなふうに考えました。3点目は住んでみたい町、幸せを感じるまちづくりということで環境の整備を積極

的に進めてもらいたいと思います。特に道路等のインフラ等の推進、また教育問題では先ほど申し上げたようなふるさとを大切に作る心、それから立派な人材の育成をしてほしいと思います。それに合わせて、町民の利便性等についても配慮していただくとこんなように考えております。それから最後であります4点目ですが、町の財政投資と効率的活用ということで前段申し上げたような重点投資をしていただいで、活力を生んでいただくと。それから今後国でも地方再生でいろいろと大きな施策が出てくると思います。これを勇敢に取り組んでいただいで、ぜひそれを柱に組み立てて元気なまちづくり、住みたい町をつくっていただくと、こんなふうをお願いをしたいと思います。最後になりましたけれども、私は話の中で申し上げました地場産業の振興ということで起業、起業のための助成ということで新しく企業を始める方、それから新規製品の開発等にかかわるものについての補助政策、それから人材育成、若い経営者の支援対策等、地場産業の発展に一つ力を注いでいただきたいと。また2番目に移住定住促進ということで、環境整備をして辰野町に住んでみたいという人を多く、また起業を起こすことによりまして多くの方が辰野町に来てもらおうと。こんなようなことでそのためには環境整備ということで道路だとか福祉、教育等の環境整備をして住み良いまちづくりを2番目に推進してほしいと。3番目には政府の地方再生の新しい施策を勇敢に取り入れていただいで連動して町の活性化に努めていただきたい、こんなようなことを思いました。またそれを推進するには町長の頑張りと努力によりまして国から多くの金を取ってきてもらおうと。2番目は少ない財源でも皆で協力し合って、有効に活用すると。こういう利用対策。それから3番目には地道にこれからの長期辰野町の将来を考えて産業振興等、これからの若い力を育てて自主財源等を確保する中で町の活力と、それから町の力を財政的力を蓄えていただくと、これからの辰野町には大いに重要なことではないかと思っておりますので、そこらもまた長期計画の中に生かしていただければ大変ありがたいなど、蛇足でありますけどそんなことを申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位12番、議席7番、熊谷久司議員。

**【質問順位12番 議席7番 熊谷 久司 議員】**

○熊谷（7番）

今定例議会の一般質問、最後のくじを引きました。ちょっと答えづらい質問が、いじわるな質問もあるわけですが、もう少しでございますので、よろしく願いいたします。

最初は地場産業について、まあ地場産業の創出と育成ということについて質問してまいります。辰野町が活力ある町となるためにはやはり人口減少を食い止め、特に若い人の定着率を高める必要があります。そのためには雇用の場の創出が何よりも求められています。そこで企業誘致となるわけですが、どの市町村もその活動は活発で競争が激しく、なかなか成果が出ないのが実情のようです。また、製造業においては東南アジアに進出する企業はあっても国内に地方の安い人件費を目当てに新たに工場を建てる時代ではなくなったことが企業誘致の進まない一番の原因と思われれます。やはり地場産業の創出育成が重要で一定の範囲の地域において、地元資本の中小企業群からなる地場産業によりその地域の若者定着のための雇用の維持確保がなされることが大事と考えるわけです。そこで質問ですが、現在、町にある地場産業はどのような産業でしょうか。また、近い将来の地場産業創出に向けて、町のアイデアはおありでしょうか。お尋ねいたします。

○町 長

熊谷議員さんの質問にお答えをしたいと思います。まさに議員さんおっしゃられるとおり非常に厳しい時代になってきたわけでありましてけれども、今お話の中で地場産業の育成、話が出ました。じゃあ地場産業が何かっていうふうに言われますと、現在町の中でそれぞれ創業していただいているのが全部地場産業になるわけでありましてけれども、今まではどちらかというと光学だとかそういったものがあって、それに多くの企業って言うんですか、人たちが携わりながらその仕事の手伝いをつけていうんで、本当に裾野の広い産業として地場産業になっていたわけでありまして。また、輸送関係の企業においても多くの下請けって言うんですか、そういったものが出て多くの人たちがそれに参加して会社から独立して事業を行うなど、地場産業の1つになってきたわけでありましてけれども、今そういったことが少なくなってますね、地場産業として特に特色のあるものが

なくなっているのではないかと、こんなふうに思います。分類で言えば、辰野は精密ですとか、輸送関係だとか、光学だとか、そういったものが非常に多くて強いて言えばそれが地場産業の1つになるかなってこんなふうに思います。ただ、農業、林業、そういった面におきましてですね、なかなかそれだけで生活を全てする、賄う、それで雇用を生み出すっていうのがなかなか難しいのが現実ではないかと、こんなふうに思います。農業もそうやって人を雇用して、やっていただいている農業家もいるわけでありましてけれども、数としては非常に少なくてほとんどの農業関係が兼業農家とか、定年になってからやっている定年帰農だとか、そういったことで大きな地場産業ではあるんですけども、それ自体でなかなか大きな産業とはなっていない、難しいところがあると思います。林業も昨日から辰野の中では304戸ですか、持っている中でほとんどが1ヘクタールから3ヘクタール未満の所有ということでありますので、それ自体で林業としてやっていくということは非常に難しい。林業を主として業としてやっている方もおられるわけでありましてけれども、ほとんどが個々の人たちがその所へ出したり、森林組合としてお願いをしたりしてやっていくということで、多くの雇用を生み出すということが非常に難しい状況であろうかと思っておりますけれども、かつて辰野へ林業の発電を試みて企業をやろうとしましたけれども、結果的には廃材利用というような形もあって、企業が撤退してしまったと。そういうようなことで現在それに代わる企業も入っていただいておりますので、あれなんですけれどもそういったことで豊富にある林業、山林の資源を生かせなんているっていうのが現実であるわけでありましてけれども、営林署等の財務をほとんど今出ないような状況で雇用もほとんど営林署に勤める人っていうのは作業する人がほとんどないような状況であります。塩尻の方へ今度、そういったバイオマスの関係でできるということで、ありますので、そういったことで物が近くにあれば動きますから、そういった面ではそれに携わる人たちも出てきて1つの林業が地場産業として生き残っていけるっていうんですか、そういったことは大いに期待をしているところでもありますけれども、そういったことも含めて将来の地場産業の創出、そういったものについては企業さんや何かはさきほど話のありましたように、商工会の皆さん方が集まってこういった面で集団的にやりたいとか、そういったことであれば町としてもできる限りの応援はしていく、こういうのは当然のことだと思いますけれども、なかなかそういっ



た自分の所の経営だとか、そういったことで大きな広がりになってなかなかいきずらいついてというのが現実かと思えますけれども、創業者の軸をやっていただいたりとか、そういった機運があるようですので、そういったものが広がれば地場産業に成り得るかなと大いに期待をしているところであります。また、先だってジビエ、こういった形の中で話が出てきております。話って言うんですか、取り組むような姿勢もあるわけでありますので、そういったものがもし話が進んでいけば1つの地場産業、それが核となって輪が広がってレストランだとかそういったもの、また、それを見越して食に来てくれる人、泊まる人、そういったものまで広がっていけば1つの大きな地場産業に成り得るではないかとこんなふうに思っています。なかなか現時点では、はっきり言えませんがそういったものは1つの光がある、そんなふうに思っています。以上です。

#### ○熊谷（7番）

これから私が林業に期待する話をやってまいりますけれども、町長自身も林業には期待する要素があるというふうにおっしゃっておられるので、なおさら意を強くするところでございますけれども、次に地場産業の創出に当たってはやはり国内事情と言いますかいろんな事情を整理して考える必要があるということで日本のエネルギー問題についてまず、考えてまいりたいと思います。町を元気づける新たな地場産業の創出が何とかできないものだろうか。そのヒントは昨今の日本のエネルギー事情にあると考えます。ネット上の百科事典、ウィキペディアで調べてみますと日本は世界第4位のエネルギー消費国であるが、日本のエネルギー自給率は4%とのことです。このことは福島原発の事故以後、火力発電に頼る日本経済を直撃しています。データがある1985年以降、25年間連続して黒字であった貿易収支が2011年以後3年連続して赤字転落してしまったことです。貿易収支に海外投資によって得られる利益を加えた経常収支はかろうじて黒字を確保しているものの、貿易立国日本の立ち居地を揺るがしているのが、火力発電のための化石燃料の莫大な量の輸入なのです。また、火力発電自体も問題でCO<sub>2</sub>排出により地球温暖化を加速させる原因を抱えています。更に化石燃料は有量でいつまで使い続けられるか疑問です。石油や天然ガスは50、60年。石炭とウランが100年とも言われています。新たな油田、鉱山が発見されたり技術革新によりこの年数に変化はあるとしてもいつかは尽き果ててしまう限りある資源なのです。環境エネルギー政策研究所の自然エ

エネルギー白書2014によりますと3.11福島原発事故以後の日本にとってまた、世界全体にとっても自然エネルギーは革命的なスピードで普及拡大が進行しているとあります。今や風力発電と太陽光発電だけで原子力発電を上回る勢いだとのことです。これは世界的に見た場合ですが。また地球のエネルギー、日本においては地域のエネルギー協同組合、あるいは、地域のエネルギー会社の立ち上げが続々起こり大規模集中型から小規模分散ネットワーク型へと構造転換が生じつつあります。今年、2014年はご当地電力が次々に立ち上がりつつあるコミュニティーパワー元年として歴史に刻まれるに違いないとこの白書には記されております。そこでお尋ねします。自然エネルギーに関して国、県からの推進指導はありませんでしょうか。

#### ○住民税務課長

議員ご指摘のように化石燃料に頼っている日本の実情でございます。国の方も自然エネルギー再生可能エネルギーに転化するって言うかそちらの活用を進めているという政策は全体としてあるわけでございますけれども、地方自治体の方にですね、具体的にそれを進めるというような形での指導とかいうようなものは、ないというふうに理解をしております。ただ自然エネルギーという中で、再生可能エネルギーの導入等に関して、国で基金を設けていわゆるグリーンニューディール基金事業というふうに申しておりますけれども、こういったものによって地方、あるいは地方の企業等でこういった事業を推進をしていくような動機付けって言うようなことは進めておりますので、町としても該当するものがあれば積極的に導入をしていくということで考えているところであります。

#### ○熊谷（7番）

あまり具体的な、良い提案がされてこないと言いますか指導がされてこないというか、そんなところが私にとっては歯がゆいところではありますが、次に長野県の森林事業について長野県に限らず日本全体でも共通かと思っておりますけれども、森林事業について触れていきたいと思っております。自然エネルギーに関しては2012年7月に電力の固定価格買取制度が導入されてから僅か1年3箇月で前年度比6倍となる原発6基分の585万キロワットもの太陽光発電が完成し、今年度はそれを上回るペースの拡大が見込まれているようです。このことは良いところのない火力発電のことを考えると、好ましい現象ではあり

ますが、太陽光パネルがおびただしい量で生産されており、このことは有限資源を消費していることであり、またパネルには寿命があり、いずれ廃棄されるものなのでゴミの山を築いているとも言えるわけです。その点、日本の国土の7割を占める森林の資源を使った木質バイオマス発電は良い所がいっぱいあるわけです。まず、排出されるCO<sub>2</sub>は木材から発生しているので、それが森林の樹木に吸われ再生可能エネルギーとされている点です。また、燃料として木材が使われるので切り捨て間伐から搬出間伐に変わり森林再生に寄与する点です。更に製材の時に出る端材も利用できる所以でゴミが出ないことなど、環境に最も良い発電方法であると言えます。そして化石燃料の輸入による貿易赤字の対策にもなるわけです。そもそも東京オリンピックが開催された50年前までは、エネルギーは全て近くの山から取って来たものです。辰野町も面積の85%が山林であるわけですから、この森林資源に着目しない手はないのです。そこで質問ですが、長野県が進める森林整備事業はどのようなものがあるのでしょうか。お願いいたします。

#### ○産業振興課長

長野県が進める森林整備の事業ということでこのバイオマス発電とはいきませんけれども、昨日の質問の中でもございますけれども、信州の森林づくり事業というようなものがございますけれども、これは植栽、保苗、除間伐、作業道整備、針広混交林化だとか、そういった森林づくりを進めるようなメニューがございますし、県民税の活用事業としてみんなで支える里山整備事業もございます。これは保苗ですとか間伐を中心とした事業でございますけれども、これらはいずれもご案内のとおり国土の保全、また水源の涵養、地球温暖化防止ですね、今の。それから林産物の供給だとか、そんなような森林の多面的機能の維持増進を図るためのメニューがたくさんございます。森林事業者ですとか森林所有者への支援を行っているわけでございます。バイオマス発電に関してはですね、辰野町ではございませんけれども、お隣の塩尻市で今計画もございまして産学官連携のプロジェクトとしまして来年の4月にですね、県内初の木材の集中加工施設、これは製材工場のようにございますけれども、こんな施設も予定しておりますし、平成28年度にはこのバイオマス発電施設が稼動するというようなことも聞いております。先日バイオマス関連で言いますと地方事務所の林務課長がおみえになりまして上伊那の木質バイオマス利用推進協議会と、これはまだ仮称でございますけれども、これを設置し

たいという提案がございました。これは上伊那地域の市町村、地方事務所、木質バイオマス燃料の供給者が木質バイオマス利用に関する情報を共有しまして、新たな公共建築物の建設の時ですとかね、ボイラー暖房器具の更新時においては、このバイオマス燃料を積極的に推進していくようにしようじゃないかと、こんな提案がございました。これというのもですね、上伊那地域は薪ですとか、木質ペレットというような木質バイオマス利用を地域の強みとして地域の内外にPRできる、こういう素地があるわけがございまして、具体的には県内最大の木質ペレットの製造工場が上伊那の中にございますし、その生産も軌道に乗ってきております。また多くの薪ストーブの販売店もございますし、薪ストーブを標準仕様とする家づくりを打ち出している建築関係者が活躍しているというようなこともございまして、薪だとかペレットストーブの世帯普及率が全国的に見ても高いと言われているというようなことがございますので、こんな提案に対しては辰野町も一緒に進めていきたいとそんなふう考えているところでございます。

#### ○熊谷（7番）

やはり県の動きも相当活発になってきているというふう感じられる今の答弁でございました。私もペレットストーブとかボイラーなんかに興味はありまして、実際に導入できるかどうか研究してみたいなんていう気もあるわけですがけれども、やはりこのまま石油をずっと、あるいはガスをずっと使い続けるお風呂にしても家の炊事にしても、やはりやはり近くにある地方の地元にある資源を家庭のエネルギーに使えるというのが非常に何て言いますかね、いざ困った時に頼りになるシステムなんですね。輸入のものに頼っている限りいざ困った時になった時には、途絶えてしまうわけですね。ところが近くから取れるもので回っている限り、いざ困った時には非常に頼りになるということになるわけですし、何よりも昔から使っている自然にやさしいものですので、それなんかも良いと思います。塩尻で信州F-POWERプロジェクトというのがどうも推進されそうで、今回の市長選がちょっと焦点にはなるわけですがけれども、続投されればこれが実現するんじゃないかというようなことで期待するわけですがけれども、それに関連して森林の林業についてこのあと話してまいりたいと思います。今や全国各地40箇所以上で木質バイオマス発電の導入が検討されているようですが、私が考えるに燃料の供給がどのようにされるかが一番の課題と思うわけです。国や県では数年前までは切り捨て間伐

を進めていたように山から材木を搬出する費用が高く、現在日本の木材需給率は28%でほとんどを輸入に頼っているのが実態です。農水省の森林、林業再生プランでは、10年後の木材需給率を50%以上にすると、そのことを目指しています。そこで発想されるのが林業の復活です。林業というと、木の伐採や、下草刈り、植林をイメージしがちですが、今の林業は重機を使った材木の搬出が主役で、大小の搬出用重機を所有し経験とスキルとノウハウが必要な産業なわけです。林業業者にとって問題になるのがまず森林施業の集約化、つまり作業現場の集約、これは山の所有者の合意形成が必要で行政のリーダーシップが最も求められるところです。次の課題が路網整備、すなわち作業道路、搬出道路の整備であり、国県からの予算の獲得が必要になります。この先見込まれる森林資源の需要拡大を思うと林業を町の地場産業創出の切り札と考えるわけであります。これについて町ではどのように思われるかお尋ねいたします。

#### ○産業振興課長

今、議員ご提案いただきましたとおり、林業につきましては先ほど町長もお話、答弁にもございましたけれども、有効に利用していかなければならないというようなことは認識しております。先ほどの上伊那の木質バイオマスの関連で申し上げますと、上伊那森林組合のペレットの販売数量を見ましても平成24年の時の計画が1年間に1,500トンありましたものが実績では1,612トンほどということで、107%ということで結構増えております。全体的にもこういった商品も増えておりますので、こういう上伊那の森林組合のペレットのような活用もやはりしていかなきゃいけないと思いますし、特に農業施設にペレットボイラーを導入していくというようなことによりまして化石燃料から転換を図ることができますし、こういったことが進めば間伐も推進していくということで山の切捨間伐のようなもの、これも災害に結びつく場合もありますのでこれを有効利用していくというようなことも含めまして森林整備が進めば良いのかなど、そんなふうにご考えております。

#### ○熊谷（7番）

ぜひ、積極的な取り組みをしていただきたいと思います。町内にも完全な林業ではないんですが、林業を10%からもう少しぐらいやりながら造園業をやっている10人ほどの

会社で大成功していますと言うか周りも羨むような景気を誇っている企業も実際にあるわけですね。やはりそういった企業は設備をしっかりとしています。そういった所から、あるいはそれを囲む関係者からやっぱり独立と言いますか「俺もやってみたい」というようなものも出てくるのが、そういったその元気でリードしていく会社が必要かというふうには思います。更に、林業のできる要素のある業種っていうのが造園業とか土木建設業なんですね。こういった人たちも仕事がない時には森林組合を尋ねているようではございます。森林組合を通さないと仕事にならないというのもちよっとどうかと思う部分があるわけで、やっぱり民間の活力を引き伸ばすにはどんどんと行政と直接やりあって受注してやっていけるようなシステムも必要ではないかと、というようなふうにも感じるわけでありまして。いろいろ課題はあろうかと思いますが、ぜひ1つ、1度考えてみていただいて実行に移していただきたいというふうに思います。

次に町内の気になる所と称しまして下辰野の駐車場のことと竜東線赤羽の歩道についての2点について質問してまいります。今年のほたる祭りの時に気がついたのですが、下辰野3丁目駐車場にロープが張られ空き地になっており驚きました。商店街の1等地にある駐車場であり、無料であることから私も時々使わせていただいた便利な所でした。そこで質問ですが、どうしてあの駐車場がなくなってしまったのでしょうか。また復活することはできないのでしょうか。お尋ねいたします。

○町 長

それでは下辰野の3丁目の駐車場ですけれども、議員ご指摘のとおり、大変利用者そういった人たちには都合の良い所でありまして、多くの利用がされていた所であります。かつては町から駐車場に対する補助金等も出ておりましたけれども、今は町からの補助金はどこの駐車場も出ていないっていうのが現実であります。そういったことから、駐車場の所有者、それから借りている人、そういった中でいろいろあったかと思っておりますので、そういったことになったんだらうとこんなふうに想像するところでありまして。町は直接その所に携わっていないものですから町が今の問題についてコメントするのは大変難しいではないかと、こんなふうに思います。成り行きを見まして将来どういうふうになるかってことは分かりませんが、その経緯を見守っていきたくて、こんなふうに思っています。以上です。

○熊谷（7番）

直接関与されていないためになかなかコメントしづらいと言いますか、手が出せないというようなことであるようではありますが、それもいた仕方ないということでもあります。ちょっと、もうちょっとことが大事になる前に関与する方法がなかったのかということがちょっと惜しまれる、残念なわけですがけれども、今後何とか良い方向に向かっていくことを期待して次の質問ですが、竜東線の赤羽地区を車で走る時、ちょうどカーブになっている所の歩道が途切れており見通しが悪くなっている場所があります。運転のしづらさを感じ緊張しながら通過しております。質問ですが、なぜあの部分だけ歩道ができていないのでしょうか。また、今後整備する見通しはありますか。お尋ねいたします。

○町 長

竜東線ですね、伊那辰野停車場線の赤羽地籍、歩道がございません。部分的にでありますけれども、そういったことであそこの付近の道路改良につきましては平成11年度に一応完了という形で事業が終了しております、その後、あそこもありますので地域の皆さん方にお話をしたりとかしていただいたりとか、ともにそういったことを進めてきていたわけでありますけれども、現状のとおりであります。その後、進んでおりませんけれども将来的にもそういった要望っていうんですか、ございますのでそういった話がうまくって言うんですか、順調に進むとすればまた事業の採択、新規採択になるわけでありますけれどもそういったこともお願いをしていくそういうふうな段取りだと、こんなふうに思っています。以上です。

○熊谷（7番）

事業が11年、平成11年に終了、完了したという、あれが完了かということではあります。やはり完了ではないと思うんですね。継続して抱える問題、課題、継続事業と、言葉は違うんでしょうが、継続されて整備を推進する事業にしていかなければいけないと思います。最も県、国がやることですのでどうにもならない部分はあるわけですがけれども、少なくとも町として毎年ねちねちとそれを対、何て言うんですかね要望していくという必要があるのではないかと思います。なかなか何て言いますかせっかくあそこまでいけてたのについていうことはこれからも、今までもあったし、これからもあろうかと思

います。そんな時にぜひ粘り強く短気を起こさず、対処していただけたらというようなことを申し述べて本日の質問を終了したいと思います。

○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

## 9. 延会の時期

9月10日 午後 14時 54分 延会